教育委員会４月定例会
その他（１）

令和３年２月定例会運営日割

月　日	曜	時　間	会　議　名	備　　考
２月１５日	月	９：３０ １０：００	議会運営委員会 本　会　議	令和２年度議案等上程説明聴取 令和３年度予算等上程 市長大綱説明・条例等説明
１６日	火			休　会（議案等質疑通告正午まで）
１７日	水	９：３０ １０：００ 本会議終了後	議会運営委員会 本　会　議 藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会	議案等質疑　一部議決　委員会付託 令和３年度予算等特別委員会委員氏名報告(正午まで)
１８日	木	９：３０	建設経済常任委員会	
１９日	金	９：３０	厚生環境常任委員会	
２０日	土			休　会
２１日	日			休　会
２２日	月	９：３０	子ども文教常任委員会	
２３日	火			休　会（天皇誕生日）
２４日	水	９：３０	総務常任委員会	
２５日	木	９：３０	補正予算常任委員会	
２６日	金	９：３０ 議会改革推進会議終了後 広報広聴委員会終了後	議会改革推進会議 広報広聴委員会 議会史編さん委員会	
２７日	土			休　会
２８日	日			休　会
３月　１日	月			休　会
２日	火	９：３０ １０：００	議会運営委員会 本　会　議	常任委員会等報告・議決 代表質問
３日	水	９：３０ １０：００	議会運営委員会 本　会　議	代表質問
４日	木	９：３０ １０：００ 本会議終了後	議会運営委員会 本　会　議 予算等特別委員会	代表質問 令和３年度予算等特別委員会設置・付託
５日	金	１３：３０	予算等特別委員会	（市立看護専門学校卒業式）
６日	土			
７日	日			

８ 日	月	９：３０	予算等特別委員会	
９ 日	火	９：３０	予算等特別委員会	
１０ 日	水	１３：３０	予算等特別委員会	（白浜養護学校高等部卒業式）
１１ 日	木	１３：３０	予算等特別委員会	（中学校卒業式）
１２ 日	金	９：３０	予算等特別委員会	
１３ 日	土			休　会
１４ 日	日			休　会
１５ 日	月	９：３０	予算等特別委員会	
１６ 日	火	９：３０	予算等特別委員会	
１７ 日	水	９：３０	予算等特別委員会	
		予算等特別委員会終了後	議会改革推進会議	
１８ 日	木			休　会（白浜養護学校小・中学部卒業式）
１９ 日	金	９：３０	議会運営委員会	令和３年度予算等特別委員会 報告・議決 追加議案上程説明　委員会付託 常任委員会報告・議決 （小学校卒業式）
		１０：００	本　会　議	
		本会議休憩中	補正予算常任委員会	
		本会議終了後	広報広聴委員会	

会　　期　　２月１５日～　３月１９日　　３３日間

子 ど も 文 教 常 任 委 員 会 日 程

日時　令和３年２月２２日（月）
　　午前９時３０分
場所　第１議会委員会室

１　議案　　第９７号　　藤沢市公民館条例の一部改正について（生涯学習部）

２　報　　告（１）　　東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う取組予定等について（生涯学習部）

（２）　「（仮称）藤沢市スポーツ都市宣言」の制定について（生涯学習部）

（３）　第４次藤沢市子ども読書活動推進計画について（生涯学習部）

（４）　藤沢市立学校施設再整備基本方針～学校施設の長寿命化に向けて～の改定について（最終報告）（教育部）

（５）　（仮称）富士見台児童館建設事業用地の処分について

令和３年２月藤沢市議会定例会
子ども文教常任委員会資料

東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う取組予定等について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け，１年間延期となった東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会（以下，「東京２０２０大会」という。）については，昨年６月，組織委員会から，今夏の大会に向けて，安全安心や簡素化などの方針が掲げられ，９月には，この方針に沿った見直しの項目が示されました。

本市としては，これらの考え方に基づき，東京２０２０大会に係る各種事業について再度検討を進め，この度，本市が主体となって取り組む事業について，見直しを行いました。

今回，これら検討状況と，延期に伴う今後の取組予定等について報告いたします。

【本年夏の開催に向けた組織委員会における基本方針の主旨】

■ **安全安心な大会**

選手，観客，関係者，ボランティア，大会スタッフにとって，安全安心な環境を提供することを最優先課題とする。

■ **費用の最小化**

延期に伴う費用を最小化し，国民から理解と共感を得られるものとする。

■ **大会の簡素化**

安全且つ持続可能な大会とするため，大会を簡素(シンプル)なものとする。

1　シティドレッシング（都市装飾）

シティドレッシングは，組織委員会及び神奈川県と連携して，フラッグ・横断幕等により市内を大会色に装飾し，大会の祝祭感を演出するものです。

大会の延期を受けて，組織委員会が簡素化の一つとして示した，競技会場内の装飾の削減率（当初想定面積の約３０～４０％減）を参考に，セーリング競技会場に近い「ラストマイルエリア」と，藤沢駅や市役所周辺の「ライブサイト会場エリア」を中心に実施することとし，主要駅の辻堂駅・湘南台駅や，事前キャンプ地の地元である善行駅の周辺を含め，簡素化及び費用の最小化を図りながら最大限の効果を生み出す装飾を進めてまいります。

実施にあたっては，装飾箇所を県・市で役割分担するとともに，組織委員会が定めるガイドラインに沿って実施します。

（１）装飾エリア

実施エリア	説明
ラストマイル	小田急電鉄片瀬江ノ島駅・江ノ島電鉄江ノ島駅・湘南モノレール湘南江の島駅周辺
ライブサイト会場	藤沢駅・市役所周辺
主要駅／事前キャンプ地	辻堂駅・湘南台駅周辺 ／ 善行駅周辺

※ラストマイルとは，最寄り駅から競技会場までの経路をいいます。

（２）装飾位置図

（3）装飾デザイン・イメージ

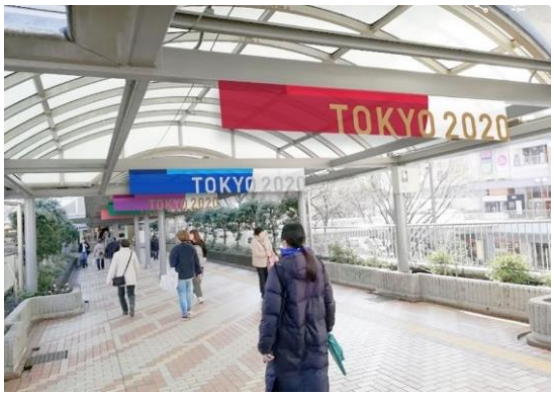

※上記デザインを活用したフラッグ・横断幕等を道路施設等に設置します（写真はイメージ）。

（4）実施スケジュール

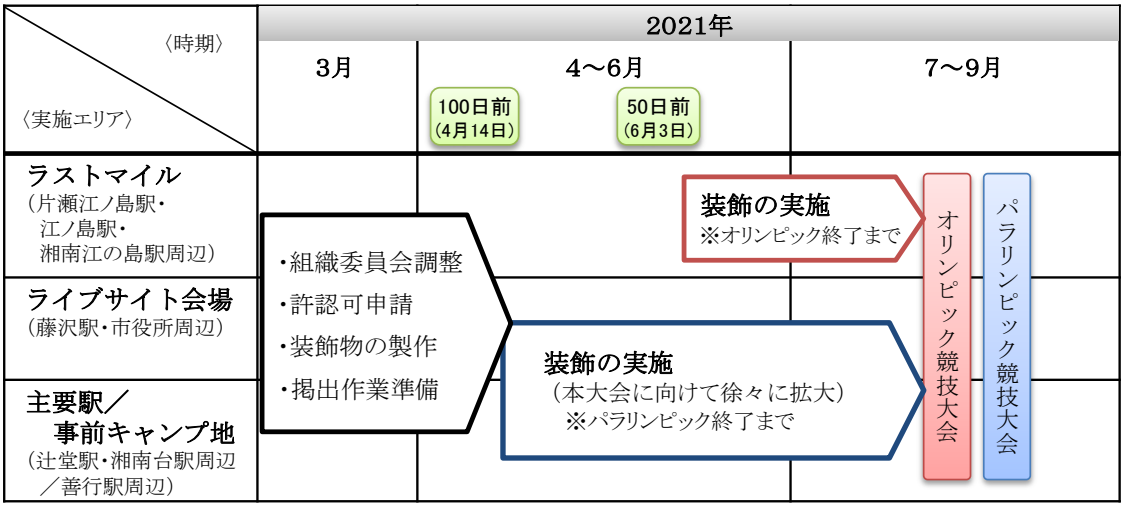

組織委員会が公表しているデザイン例

２　事前キャンプの受入れ

事前キャンプについては，オリンピアン・パラリンピアンとの市民交流などにより，市民参加型のオリンピック・パラリンピックが推進されるものとして，これまで，誘致や受入れに向けた取組を進めてきました。

大会の延期後も，各国のオリンピック委員会やパラリンピック委員会，関係機関等と情報交換するなどし，本市がホストタウンとなる３か国からは，２０２１年の夏には，昨年実施予定であった時期と同様のスケジュールで，事前キャンプを実施したいとの意向をいただいています。

事前キャンプの受入れに向けては，現在，神奈川県とともに，選手団入国の２ヵ月前までに必要となる「行程ごとの感染防止対策等を定めた受入れマニュアル」の作成を進めており，選手側，受入れ側，双方の安全安心を確保した中で，受入れ業務を円滑に行えるよう準備を進めています。

（１）事前キャンプ実施概要（予定）

国名	実施時期	実施競技	使用予定施設	ホストタウン登録日等
エルサルバドル （ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ）	２０２１年 ７月上旬 （14 日間）	アーチェリー，競泳，柔道，ボクシング，サーフィン，セーリング，陸上，ボート，テニス，バドミントン，ウエイトリフティング，空手 <１２競技を予定> （選手関係者　４０人程度）	県立スポーツセンター 秩父宮記念体育館 など	2019.12.27 <協定締結日> 2020.1.28
エジプト （ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ）	２０２１年 ７月中旬 （10 日間）	フェンシング （選手関係者　２５人程度）	県立スポーツセンター	2020.3.31 <協定締結日> 2020.11.25
ポルトガル （ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ）	２０２１年 ８月中旬 （９日間）	競泳，柔道，陸上，ボッチャ，自転車ロード，バドミントン <６競技を予定> （選手関係者　８０人程度）	県立スポーツセンター 秩父宮記念体育館 など	2019.10.31 2019.12.17（共生社会ﾎｽﾄﾀｳﾝ） <協定締結日> 2019.9.9

※実施競技数や人数は，各国の選考状況により変更となる場合があります。

※共生社会ホストタウンとは，共生社会実現のための取組を推進するホストタウンをいいます。

（２）ホストタウンの取組

大会の延期後も，本市がホストタウンとなる国々とは，コロナ禍でも行える取組として，両国の友好を深めるためのメッセージ動画をお互いに制作するなど，動画を活用しての交流やオンライン交流などの取組を進めてきました。

これまでの取組内容は，本市開催準備室の特設ホームページで動画等を公開しているほか，ＳＮＳ等を活用して積極的に情報を発信しています。

ア　ポルトガル

（ア）ポルトガルパラリンピック委員会会長からのビデオメッセージ公開

２０２０年４月２７日（月）ポルトガルパラリンピック委員会会長から神奈川県及び藤沢市に贈られたビデオメッセージを公開しました。「２０２１年には万全の準備で最高のアスリートたちを藤沢へ連れていく」，「友情，健康，命，スポーツがもたらす全てを共に祝えることを信じている」など力強いメッセージが送られました。

（イ）教えて！オリンピック・パラリンピックのちから~「+1」from FUJISAWA~

２０２０年１０月２４日（土）事前キャンプ施設である県立スポーツセンターにおいて，（一社）藤沢青年会議所，（公財）藤沢市みらい創造財団，藤沢市（主管課：青少年課／協力：オリパラ開催準備室）の共催で，ポルトガルパラリンピック委員会の選手関係者と市内の中学生が，「パラスポーツを学び共生社会を考える」をテーマにオンライン交流を実施しました。

イ　エルサルバドル

（ア）「オリンピック出場有力選手からのメッセージ」動画公開

２０２０年１０月１２日（月）エルサルバドルオリンピック委員会のアスリートたちから，東京２０２０大会への意気込みやコロナ禍での練習の様子，藤沢市民へ向けたメッセージなどを集めた動画を公開しました。

（イ）「キュンとさせるこのまちで　エルサルバドル友情VER」動画公開

２０２０年１１月１５日（日）公式マスコットキャラクターの「ふじキュン♡」が，テーマソングに合わせてダンスをしながら，本市の見どころや四季の様子などの魅力を紹介する動画が在エルサルバドル日本国大使館のオンライン日本文化月間で公開されました。動画の結びでは「エルサルバドルとふじさわの友情がこれからもずっと続きますように」とのメッセージを発信しています。

３　東京２０２０ライブサイト

ライブサイトは，組織委員会との共催で，大会期間中に競技会場外で大型スクリーンによる迫力ある競技中継等を行い，誰もが大会の感動と興奮を共有できる場を提供するものです。

大会の延期による簡素化の方針に基づき組織委員会が示した３つの見直しポイント（開催期間や時間の短縮，放映以外の実施コンテンツ見直し，会場装飾の見直し）をもとに，実施内容の見直しを行い，簡素化及び費用の最小化を図りました。

また，組織委員会が示した，ライブサイト実施における新型コロナウイルス感染症対策の指針をもとに，来場者の安全安心を確保した中で実施できるよう万全の準備を図ります。

〈主な簡素化内容〉

- 開催期間の短縮(オリンピック･パラリンピック全日程(32 日間)での開催を改め，セーリング競技開催日を中心とした日程(14 日間)に短縮)
- 開催時間の短縮（9 時～23 時(14 時間)を改め，11 時～19 時(8 時間)に短縮）
- 会場エリアの縮小（サンライズ広場の利用を取りやめ）
- 競技体験や会場装飾の規模を縮小

〈新型コロナウイルス感染症対策の基本的な対策〉

- ３密（密閉・密集・密接）の回避
- 飛沫感染・接触感染防止
- 除菌・消毒の徹底
- 体調管理・確認の徹底
- 広報・周知の徹底
- 陽性者・体調不良者発生時等の対応計画の作成

（1）ライブサイトの実施日程（予定）

オリンピック　：２０２１年7月２５日（日）～８月５日（木）の１２日間
（セーリング競技を中心に放映）

パラリンピック：２０２１年8月２４日（火）～９月５日（日）のうち２日間
（日本選手や事前キャンプ国選手の競技を放映）

計１４日間

※ オリンピック競技終了後から，パラリンピック競技開始までの期間中は，実施場所において，オリンピック・パラリンピックに関連した企画の実施を検討しています。

（２）実施場所

市役所本庁舎(地下イベント広場，サンセット広場)

（３）実施概要（予定）

項目	実施内容
競技中継 （ライブビューイング）	セーリング競技の放映を主体に，藤沢市ゆかりの選手出場試合や事前キャンプ国出場試合等を放映
ステージイベント	オリンピアン・パラリンピアンや専門家による競技解説，市民・タレント・著名人等のステージパフォーマンスを実施
競技体験	オリンピック・パラリンピック競技を気軽に楽しめるコンテンツを実施
大会公式 スポンサー出展	大会公式スポンサーによるブース展開を実施
飲食売店	大会公式スポンサー飲料等の販売を実施
新型コロナウイルス 感染症対策	入場制限や検温の実施，消毒液配置 ライブ配信の実施

※ ライブサイトは，市内では，市役所本庁舎のほかに，神奈川県がセーリング競技開催期間中に片瀬東浜海水浴場で開催予定

ライブサイトのイメージ（本庁舎地下イベント広場）

4　シティキャストフジサワ（都市ボランティア）

大会が１年延期となり，シティキャストフジサワの１割ほどの方が辞退されました。主な辞退の理由は，「就職・就職活動」や「子どもの受験」，「家族の介護」などとなっています。辞退者を受け，募集の際，選出されなかった方々から欠員補充を行い，新しいメンバーを加え，同数の９５８人のシティキャストフジサワが，大会へ向けて準備を進めています。

（１）大会での活動概要

ア　活動期間　２０２１年７月２５日（日）～８月５日（木）１２日間
東京２０２０大会セーリング競技開催期間　（８／５は予備日）

イ　活動内容　国内外からの観戦客・観光客に対して，最寄り駅や競技会場周辺等で，交通案内やレース状況の案内，観光案内等を行う

（２）大会における配置場所

配置場所の拠点一覧（駅）

1	小田急電鉄片瀬江ノ島駅
2	江ノ島電鉄江ノ島駅
3	湘南モノレール湘南江の島駅
4	藤沢駅
5	辻堂駅
6	湘南台駅

配置場所の拠点一覧（ラストマイル周辺）

1	江の島入口交差点地下歩道
2	江の島観光案内所周辺
3	江の島

大会簡素化の方針に基づき配置場所の見直しを行った結果，交通拠点となる駅６か所，ラストマイル周辺の主要ポイント３か所に拠点を置きます。競技会場に最も近い駅である「小田急電鉄片瀬江ノ島駅」と，競技会場に近い「江の島観光案内所周辺」の拠点のチーム編成は１３人で，その他の拠点では７人編成で活動します。

〈主な簡素化内容〉

・ラストマイル周辺の配置場所の拠点を，当初の６か所の予定から３か所に変更

・１人当たりの活動回数を，当初の５回の予定から３回に変更

（3）研修等の主な日程

ア　リスタートイベント

日　程　　２０２０年１１月２８日（土）

内　容　　１年延期となった大会に向けて，再びシティキャストフジサワが一体となって気持ちを盛り上げ，再始動するため，新たなメンバーを加え，オンラインによる参加型イベントを実施しました。

イ　選択研修

日　程　　２０２１年1月２２日（金）～３１日（日）全7回

内　容　　観光やスポーツ，福祉など，東京２０２０大会後のボランティア活動も見据えて，各分野のボランティア活動の実践について，オンラインで学びました。

ウ　リーダー研修

日　程　　２０２１年2月７日（日）

内　容　　リーダーとしての視点から，ボランティアマニュアルに加えるべき内容をオンラインによるワークショップで洗い出し，マニュアル最終版を作成しました。

エ　新型コロナウイルス対策研修

日　程　　２０２１年2月～3月開催予定

内　容　　ボランティア活動に参加するにあたり，新型コロナウイルス感染症対策を適切に行えるよう，オンライン形式で感染症の基礎知識を学びます。

オ　救急救命講習

日　程　　２０２１年3月開催予定

内　容　　いざという時の心構えとして，救急救命法の基礎を身につけるとともに，救急救命活動時における感染症予防等の最新知識についてオンラインで学びます。

カ　役割別研修

日　程　　２０２１年5月頃開催予定

内　容　　大会直前期に，案内・誘導や本部サポート，救護等，役割別に必要とされる知識について，ボランティアマニュアルから学びます。

キ　ワールドイズワン江の島セーリングカップ２０２１配置別研修

日　程　　２０２１年6月８日（火）～１５日（火）開催予定

内　容　　会場までの道順やレース状況の案内，観光案内等，大会での活動を想定した実地研修を行います。

５ 「２０２０応援団 藤沢ビッグウェーブ」

２０２１年１月末現在の登録者数は，約１７，１００人です。現在，社会情勢を考慮した新しい生活様式に合わせ，オンラインを中心とした市民参加の手法に切り替えて，団員のモチベーションを維持しながら，気運醸成を図っています。

（１）ビッグウェーブ再集結！１年前オンラインまつり

東京２０２０大会の１年前となる，２０２０年７月２３日（木・祝）にオンラインイベントを開催しました。聖火ランナーのつるの剛士氏をゲストにお迎えし，大会までの１年間をどのように過ごしていくかをテーマに，トークショーを行いました。当日の視聴者は延べ９３２人，２０２１年１月末の再生回数は約３，０００回です。

（２）今後の取組

藤沢ビッグウェーブでは，東京２０２０大会までに，「オリジナルガイドブックの作成」や「みんなの歌をひとつに（オンラインでの合唱・動画公開）」等のイベントを予定しています。これらのイベント内容を検討する「サポーターズミーティング」を，昨年の１０月下旬から１２月上旬にかけて，計６回，オンラインで行いました。「サポーターズミーティング」では，「どのようなガイドブックを作成するか」，「何の曲を選べば世代を超えて一緒に盛り上がることができるか」等，各回とも活発な意見交換が行われました。各イベントの実施にあたっては，「サポーターズミーティング」での意見を踏まえ，大会へ向けて，多くの団員の皆様と一緒に盛り上げていきます。

【イベント日程】

① オリジナルガイドブックの作成

２０２１年２月～３月中旬　執筆作業

３月下旬　編集・完成品をホームページ上で公開

② みんなの歌をひとつに（オンラインでの合唱・動画公開）

２０２１年１月３０日（土）　オンライン録音会

２月～３月中旬　動画追加募集・編集

３月下旬　完成動画公開

６　藤沢市独自企画のボランティア活動

シティキャストフジサワ募集の際，抽選で選出されなかった方々や年齢制限，活動日数の制限により応募ができなかった方々を始め，１人でも多くの市民の方に東京２０２０大会関連イベントに参加いただくため，藤沢市独自の企画として，ボランティア活動の募集をする予定です。募集に関しては，大会簡素化の方針を受けて，当初の予定より規模を縮小して実施します。また，感染症の状況等を踏まえ，安全安心なボランティア活動を最優先して取り組んでいきます。

なお，これらの取組については，組織委員会の方針等により，今後，変更する可能性があります。

（1）オリンピック聖火リレーボランティア

活動内容　市内リレーコースや沿道の整理，セレブレーション会場等の案内誘導
活動場所　江の島北緑地広場から西浜歩道橋付近，湘南高校前交差点から辻堂神台公園付近
日　　程　２０２１年6月２８日（月）
募集人数　３００人程度

（2）東京２０２０ライブサイト in 藤沢ボランティア

活動内容　会場での案内誘導，手荷物検査・整列補助
活動場所　藤沢市役所（東京２０２０ライブサイト会場）及び周辺
日　　程　２０２１年7月～9月のライブサイト開催日
募集人数　２００人程度

（3）事前キャンプサポートボランティア

活動内容　大会参加国が大会前に行うトレーニングキャンプの言語サポート，活動サポート
活動場所　県立スポーツセンター
日　　程　２０２１年7月～８月の各国選手団の事前キャンプ期間
募集人数　５０人程度

（4）シティキャスト体験（中学生・高校生対象）

活動内容　シティキャストの活動と同様，会場周辺の道案内や盛り上げ
活動場所　競技会場周辺のシティキャスト活動場所
日　　程　２０２１年7月２５日（日）～８月４日（水）のシティキャスト活動期間に合わせて実施
募集人数　２００人程度

7　ボランティアレガシー「チームＦＵＪＩＳＡＷＡ２０２０」

東京２０２０大会終了後も，多くの市民の方がいつでも，気軽に，より身近にボランティア活動を継続していくための仕組みである「チームＦＵＪＩＳＡＷＡ２０２０」を構築します。構築にあたっては，支援委員会における「ボランティア等市民参加推進分科会」のメンバーを中心とする「連絡調整会議」と，庁内の関係部署で構成する「プロジェクトチーム」の両輪で，検討を進めています。

（1）「チームＦＵＪＩＳＡＷＡ２０２０」概要

ＩＣＴを活用したボランティアネットワークを構築することで，既存のボランティア団体を横断的に連携させ，市民の方がいつでも気軽にボランティア活動へ参加することができるプラットフォームを整備する取組です。具体的には，藤沢におけるボランティア活動の情報を共有・一元化する，ボランティアウェブサイトを想定しています。観光やスポーツ，福祉，まちづくりなど，様々な分野のボランティア活動を行っている団体が横断的に連携し，相互にやり取りが可能となる機能や，ボランティア活動の募集と応募受付の機能を取り入れます。

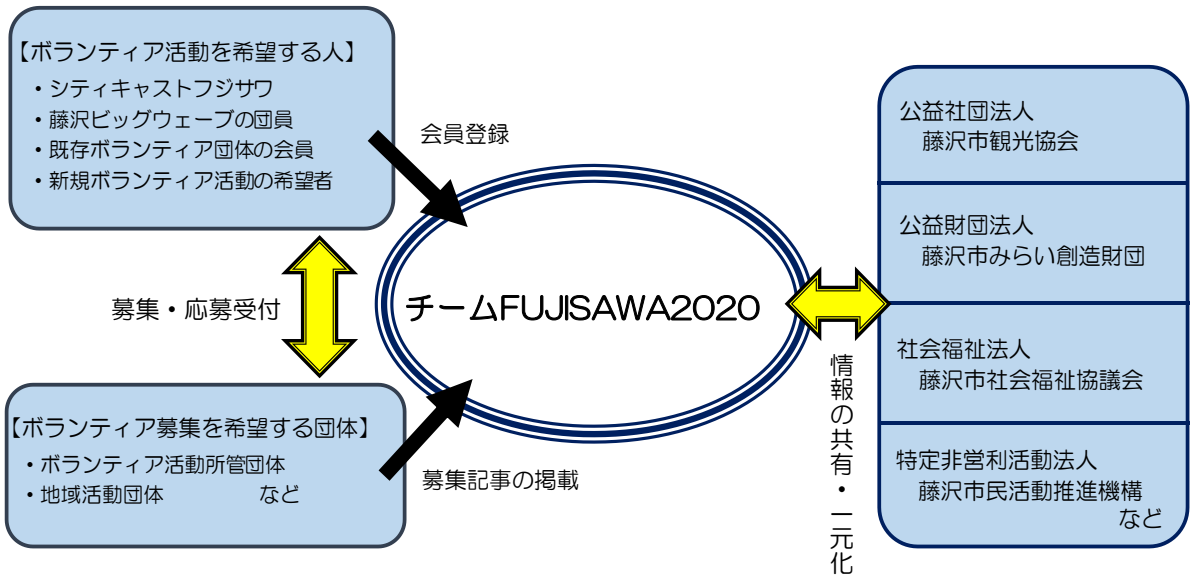

（2）スケジュール

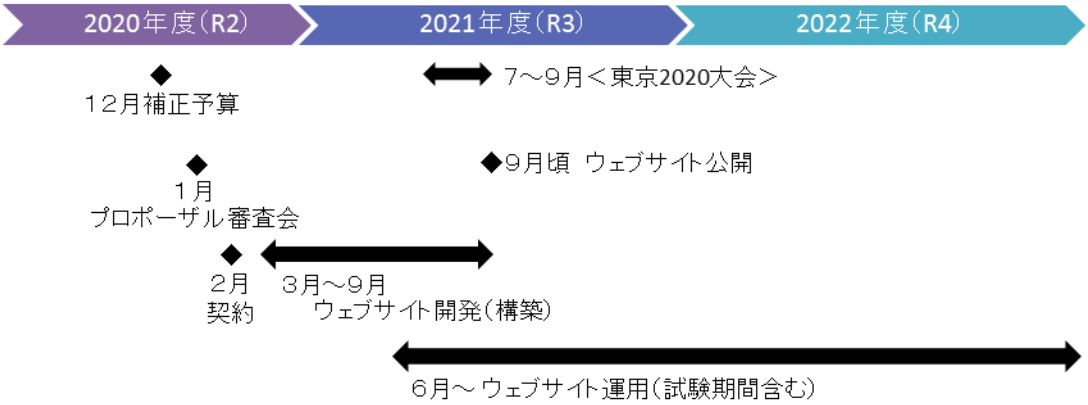

8　東京 2020 大会に係る諸計画について

東京２０２０大会の１年延期に伴い，本市における関連の諸計画についても，対象期間を１年間延長し，今夏の大会に向けて，引き続き，各施策・事業を推進していきます。

なお，各計画等における個別の施策・事業については，延期後の開催日程及び感染症に関する社会情勢を見極めながら安全安心を第一に進めていきます。

【本市における東京２０２０大会に関する諸計画】

No.	計画等の名称	計画等の概要	策定時期	当初の対象期間	見直し内容・考え方
1	東京 2020 大会に向けた庁内アクションプラン	市民参加の推進とレガシー創出に向けた全庁対象としたプラン	2017 年３月	2017 年４月～2021 年３月	■各計画等の対象期間の終期を **2022 年３月** に改める。 ■各計画等の策定時に位置付けていない施策・事業についても，安全安心な大会運営等に向け必要に応じて実施していく。
2	藤沢市大会関連ボランティア等推進計画	市民参加型の大会の実現を目的に戦略・ビジョンを定める	2017 年６月	2017 年６月～2021 年３月	
3	藤沢市大会関連ボランティア等実施計画	推進計画で定めた事項を基本に各取組の具体的な内容を定める	2018 年３月	2018 年４月～2021 年３月	
4	藤沢市オリンピック・パラリンピック教育プログラム	子どもたちの健やかな成長に寄与することを目的として策定	2017 年 12 月	2018 年４月～2021 年３月	
5	藤沢市オリンピック・パラリンピック文化プログラム	本市の伝統文化を国内外に発信していくことを目的として策定	2018 年３月	2018 年４月～2021 年３月	

以　上

（事務担当）
東京オリンピック・パラリンピック開催準備室

令和３年２月藤沢市議会定例会
子ども文教常任委員会資料

「（仮称）藤沢市スポーツ都市宣言」の制定について

「ラグビーワールドカップ２０１９」や、「東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会」（以下「東京２０２０大会」という。）の世界的なスポーツイベントが身近で開催されることにより、市民のスポーツへの関心が非常に高まりを見せております。

現在のコロナ禍においても、スポーツは私たちに元気を与えてくれる源となっており、スポーツが持つ力の大きさを改めて強く感じているところでございます。

また、本市においては、「健康寿命日本一」を目標に掲げ、人生１００年時代に誰もが楽しく気軽に健康づくりに取り組むため、スポーツの果たす役割は、今後ますます重要になってくると考えられます。

このような背景から、市民に対して、スポーツの意義・価値の浸透や意欲の向上を図るとともに、オリンピック・パラリンピックによってもたらされるレガシーとして未来に繋げるため、スポーツを通じた健康増進を図り、活力あふれる藤沢市となるよう「（仮称）藤沢市スポーツ都市宣言」（以下「スポーツ都市宣言」という。）を制定するものです。

１　宣言に至るまでの経緯

これまで、「未来につなぐ東京オリンピック・パラリンピック藤沢市支援委員会」をはじめ、「藤沢市スポーツ推進審議会」や「藤沢市体育協会」などの会議の場や、市議会の場において、本市が「スポーツ都市宣言」をすることについてご意見をいただいてまいりました。

本市としては、令和２年度の施政方針において、市制施行８０周年にあわせ、スポーツ都市宣言へ取り組むことを表明いたしました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、「東京２０２０大会」や「ねんりんピックかながわ２０２１」が１年延期となり、スポーツを取りまく環境も一時的な停滞を余儀なくされたことなどから、令和３年度中に宣言を行うことといたしました。

２　宣言の目指す方向性

藤沢のまちが、スポーツを楽しむ元気な市民であふれ、子ども、高齢者、障がい者など、市民一人ひとりが「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で豊かなスポーツライフを楽しめるよう、目標を掲げてまいります。

また、「する」「観る」「支える」スポーツをさらに推進し、将来にわたるまちの賑わいの創出、経済の活性化、地域交流の促進へと繋げていきます。

そして、スポーツ都市宣言を基本理念とする新たなスポーツ推進計画を策定し、令和４年度から新たな計画の下でスポーツ施策を推進してまいります。

３　現在までの検討状況

（１）スポーツ推進審議会等での検討

令和２年　９月　９日（水）スポーツ推進計画見直し検討部会
１０月２８日（水）スポーツ推進計画見直し検討部会
１１月１８日（水）スポーツ推進審議会
１２月２３日（水）スポーツ推進計画見直し検討部会

（２）委員から出された主な意見

・子どもたちに、夢を与え、実践してもらい、国民体育大会やオリンピック出場を目指してもらえるような宣言であってもらいたい。
・市民のスポーツに対する意欲を、さらに高めていくための宣言とすべきである。
・藤沢らしさや、わかりやすい表現とし、市民へ宣言に対する関心を持ってもらいたい。
・障がい者スポーツについては、多くの人に支えてもらえるような視点が必要である。

４　市民意見の反映

藤沢市体育協会等のスポーツ関係団体をはじめ、青少年、高齢者、経済、福祉、医療等、幅広い分野の団体から広く意見を聴取し、反映させてまいります。また、パブリックコメントを実施し、多くの市民から意見を募ってまいります。

５　今後のスケジュール

令和３年　２月　市議会２月定例会子ども文教常任委員会にて経過報告
３月　各団体から意見聴取
※ワークショップもしくはアンケート形式
５月　スポーツ都市宣言原案策定
６月　市議会６月定例会子ども文教常任委員会にて経過報告
７月　パブリックコメントの実施
９月　市議会９月定例会議案提出
１０月　スポーツ都市宣言制定予定

以　上

（事務担当　生涯学習部　スポーツ推進課）

令和３年２月藤沢市議会定例会
子ども文教常任委員会資料１

第４次藤沢市子ども読書活動推進計画について

「藤沢市子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき、本市におけるすべての子どもたちが、本に出会い、言葉にふれ、本に親しむことができる環境をより豊かに整えるため、平成１８年４月から第１次計画、平成２３年４月から第２次計画、また平成２８年４月からは第３次計画（以下「現行計画」という。）に取り組んでまいりました。現行計画は５か年の計画であり、令和２年度で終了するため、令和３年度から令和７年度までを計画期間とする第４次計画（以下「改定計画」という。）を策定するものです。

改定計画の骨子等については、昨年９月の市議会定例会子ども文教常任委員会において中間報告しました。今回は、前回の常任委員会でのご意見及びパブリックコメントの実施結果を踏まえ、藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）において検討を行い、このたび改定計画（案）がまとまりましたので、報告するものです。

１．中間報告後の検討状況及び今後のスケジュール

令和２年１０月	第６回策定委員会　改定計画素案の作成
１１月～１２月	パブリックコメント実施
令和３年　１月	第７回策定委員会（書面会議）　改定計画（案）の作成、承認
２月	パブリックコメント実施結果の公表
	市議会２月定例会子ども文教常任委員会にて報告
３月	改定計画の決定
４月	第４次藤沢市子ども読書活動推進計画の実施

２．パブリックコメント実施結果について

（１）実施期間

令和２年１１月４日（水）～１２月４日（金）

（２）意見等の提出数及び総件数

１８通（個人１７、団体１）　３２件

ア．意見等の内訳

分　類	件数	分　類	件数
① 全体について	1 件	⑧子どもの身近にいる大人への働きかけ	2 件
② 学校図書館の充実・整備	4 件	⑨ボランティア	1 件
③ 教職員（司書教諭含む）・学校図書館専門員	3 件	⑩本と触れ合う機会	6 件
④ 学校図書館と市民図書館の連携	5 件	⑪情報リテラシー教育	2 件
⑤ 市民図書館のサービス	3 件	⑫おはなし会、ブックトーク	1 件
⑥ 市民図書館の充実・整備	1 件	⑬計画の推進	1 件
⑦ 市民図書館の情報提供	1 件	⑭その他	1 件
		合計	32 件

イ．意見の反映状況

区　分	件数
計画案に反映するもの	1 件
すでに計画素案に位置づけているもの	9 件
貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただくもの	22 件
合計	32 件

３．改定計画(案)について

資料３「ふじさわ子ども読書プラン２０２５ 第４次藤沢市子ども読書活動推進計画(案)」のとおり

以　上

（事務担当　生涯学習部　総合市民図書館）

令和３年２月藤沢市議会定例会
子ども文教常任委員会資料２

藤沢市子ども読書活動推進計画（素案）に対する
パブリックコメント意見等の要旨及び市の考え方

①全体について（１件）

	意見の概要	市の考え方
１	図書館のおはなし会に携わるボランティアは、参加する子どもと本を肌で感じており、子ども読書活動推進計画に大いに関心を持ち、考え合っていった方がよいと思う。そのためにも、この未来の内容を検討する期間（提出期限）をもう少し長くしてほしい。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 藤沢市全体として、パブリックコメントの期間は原則として３０日としています。

②学校図書館の充実・整備（４件）

	意見の概要	市の考え方
２	土・日や長い休み中に学校図書館を開放してほしい。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 休日については、学校管理上、学校図書館は校舎内であるため開放することは困難な部分もあります。長期休業中については、中学校では学習会等を行ったりしていますが、今後、効果的な活用について模索していきます。
３	かなり古い本をなかなか廃棄できない。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 各校の司書教諭、学校図書館専門員を中心に廃棄本、購入本の選定を行い定期的に廃棄・購入を行っています。
４	毎年の図書購入予算の中で新品の定価で購入する本以外の古本（現在は新品に近い古本が大変多い）を購入できるようにしてほしい。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 書籍の購入は指定された書店へ注文を行い購入しており、原則古本の購入はできないこととなっています。
５	市内中学校には朝読の時間を設けていない学校もある（代わり、新聞を使った探求の時間を設けている）。中学生は部活動や塾で忙しく、在学中に一度も学校図書館を利用しない生徒が多くいる。現場の教員との連携の充実を図ることを希望する。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 読書活動の推進には各校の司書教諭や図書担当教諭、学校図書館専門員がかかわり、学校図書館の運営を担っています。生徒の読書活動、図書館の利用がより向上するよう働きかけていきます。

③教職員（司書教諭含む）・学校図書館専門員（３件）

	意見の概要	市の考え方
６	現在の学校図書館専門員の勤務日数では、十分な図書館整備や児童生徒への関わりができないと思う。例えばモデル校で勤務日数を増やし、効果を検証し全校へ波及させるなどできないか。子どもに一番身近な学校図書館の充実が「すべての子どもを読書の楽しさへ誘う」ことにつながると思う。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 図書ボランティアも含め、これからも学校図書館に係る教職員等で連携を深めながら児童生徒の図書教育の充実を図っていきます。
７	学校図書館専門員が小中学校に配置されたことは素晴らしいことだが、素案のＰ３５(4)行政に「○市民図書館・市民図書室や学校図書館等に求められる機能が十分発揮できるよう、施設環境の整備充実や運営体制面の強化、各施設の連携等に努め、・・・」とあるように、今後とも行政の支援は不可欠だと思う。	**ご意見の趣旨をすでに計画素案に位置づけています。** 第４次計画でも引き続き市民図書館・図書室と学校との連携を続けていきます。
８	総合市民図書館で作成している小、中学生へのおすすめの本のブックリストや趣旨等も、自分で図書館・図書室に足を運ぶ子どもたちは見守っていても自分で読み進めるが、本当にＰＲしたいのは図書館に来ない子どもたち。学校図書の専門員の方々や先生方にもＰＲする機会を作り、その内容を図書の時間に子どもたちに伝えていただけるようになるとより生かせると思う。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 『読んでみませんか！』『この本みっけ！』を各学級ごとに配付しています。作成・配付だけではなく、活用を促がすことを検討していきます。

④学校図書館と市民図書館の連携（５件）

	意見の概要	市の考え方
９	学校におけるおはなし会など読み聞かせは、カリキュラムの変化に伴い、年々実施が困難な状況にある。図書館などがバックアップすることで、学校における読み聞かせなどのボランティア活動に対する、教育現場の理解が深まるようにしてほしい。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 市民図書館と学校図書館担当者との連携会議や、研修の機会等で、読み聞かせの重要性や市民図書館の利用方法等について、教員等への情報提供を続けていきます。
１０	ＹＡ世代の本離れを阻止するために、学校図書館（特に高校において）連携を密にする。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 高校は県の管轄となり、現在も様々な事業の中でかかわりをもつことがあるので、そこから発展させていきます。

	意見の概要	市の考え方
11	学校・地域で読書を支援するということで、子どもが利用する学校図書館や地域図書館の協力体制の充実はとても大切だと思う。子ども達に本の楽しさを伝えるため、本を手渡すことが大切である。手渡すにあたっては、工夫と共に本自体が魅力的である必要もあると思う。学校図書館や地域図書館の本には傷んでいることも多い。新しくきれいな本は魅力の一つであり、手に取りたいと思う本を学校図書館・地域図書館に揃えることも重要だと思う。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 新刊購入だけでなく、読み継がれている資料の再購入（買い替え）もきちんと行っていきます。
12	「読書ノート」を大いに活用すべきだと思う。市内、保育園、小学校、中学校、高校へ本のリストだけでなく、読書記録の一助として、積極的に配布してみてはどうか。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 「読書ノート」については、これからも必要とされる施設に向けて、積極的に活用を進めていきます。
13	ブックリストの配布やヤングアダルト通信の配布については、ホームページを見ることができない子どももいるので、引き続き継続をしてほしい。小・中学校だけではなく市内の高校にも配布をすることができれば、ヤングアダルト通信を読んで高校生が図書館に来館する可能性もあると思う。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 施策の展開７「発達段階に応じたブックリストの充実」に掲げたとおり、引き続き実施していきます。指摘されたように、児童・生徒向けの刊行物は紙での作成を続けることが大切だと考えます。また、様々な機会において配布していきます。

⑤市民図書館のサービス（３件）

	意見の概要	市の考え方
14	以前住んでいたさいたま市の図書館システムが非常に良いものだったので、藤沢市の図書館に物足りなさを感じている。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** No.５１「市民図書館の環境づくり」に含んで取り組んでいきます。利用者の意見も積極的に取り入れられるようにします。
15	障がいのある子どもへのサービスについて、「宅配サービスの周知と利用促進」とあるが、施設へ団体貸出も可能だと思う。全ての子どもを対象とした計画案なので、積極的な周知と迅速な利用（活用）になるよう、具体案を示してほしい。	**計画案に反映していきます。** 市内の障がいのある子どもを支援する施設へも、団体貸出サービスの周知等を行う旨を追記しました。

意見の概要	市の考え方
16　コロナ禍での読み聞かせや図書室の利用方法が未整備な印象がある。私自身は保護者として０歳の娘のために図書室を利用しているが、滞在期間を短くしたいため、事前予約を活用している。しかし予約できる冊数と借りられる冊数が６冊と少ないこと、予約した本が届くのに時間がかかること、予約した本を受け取ったことがｗｅｂで反映されるのに時間がかかり、予約の上限解除がなかなか成されないことを不便に感じている。	**ご意見の趣旨をすでに計画素案に位置づけています。** 図書室所蔵の資料について第３次計画において検索できるようになりました。第４次計画では、市民図書室オンライン化の実現に努めていきます。

⑥市民図書館の充実・整備（１件）

意見の概要	市の考え方
17　電子書籍の導入によって紙媒体と比較でき、選択の幅が広がる。	**ご意見の趣旨をすでに計画素案に位置づけています。** 第４次計画では、市民図書館の環境づくりを拡充とし、その中で電子書籍の導入について検討していきます。

⑦　市民図書館の情報提供（１件）

意見の概要	市の考え方
18　ＹＡ世代の本離れを阻止するために、ＹＡ世代の関心事にアンテナを張って情報収集し、情報提供を行ってみるのはどうか。	**ご意見の趣旨をすでに計画素案に位置づけています。** 職場体験学習等の機会も利用しながら、ＹＡ世代の興味・関心について積極的に情報収集を行い、選書や事業に活かしていきます。

⑧ 子どもの身近にいる大人への働きかけ（２件）

	意見の概要	市の考え方
19	藤沢市では、子どもの興味・発達段階に応じた様々な取り組みを行っている。ただし、子どもに焦点をあてた活動も、乳幼児には保護者や身近な大人の手助けが必要である。定例の子ども向けの活動と共に、大人や教職員向けに、読書の魅力を伝える、親子で読書を楽しむイベント等を行い、読書に関わる全ての人への啓発・支援をしていくことが、子ども読書活動に結び付くと思う。趣味や娯楽の多様化によって、図書館に出向く機会も減少していると思うが、家にいながら、図書館を楽しめることも考えていかなければならないと感じている。	**ご意見の趣旨をすでに計画素案に位置づけています。** 子どもの読書活動を推進するために、大人を対象とした講座や講演会等の事業を引き続き実施していきます。
20	小学校でのボランティアによるおはなし会では、子どもたちはとても興味を持って楽しんでくれている（先生方も）。そこからもう一歩楽しかった本を学校図書室、近くの図書館、室で借りて他の本も読んでほしい。それには大人（親、先生）の導きがまだまだ必要と思われる。おはなし会の様子を学年だよりの行事の欄に入れていただき、親の見学を可能にしたり、授業参観の前後の時間や学校の図書の時間を利用して、本の紹介や図書館案内をするなど、少しずつ繋がると良いと思う。それぞれ活動が学校、図書館、教育機関など協力できたらよいと思う。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 各校では、おはなし会の予定や活動報告について学校だより等への掲載、児童生徒への図書の紹介、読みきかせ等による学習補助が行われています。今後は、授業参観等の機会を活用し保護者への理解を図ることをはじめ、子ども読書活動の推進のため、学校、図書館、教育機関等の連携を深めていきます。

⑨ ボランティア（１件）

	意見の概要	市の考え方
21	整理修繕ボランティアの研修会は行われているが、読み聞かせボランティアについては市として研修会や交流会は行われていないかと思う。様々な形での団体があり、把握が難しいかと思うが、図書館・図書室ボランティアの交流会のような形の会が、学校読み聞かせボランティアでも開催されるとよい。そこから図書館図書室ボランティアへと繋がることも期待できるかと思う。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 市民向けの読み聞かせ講座「読み聞かせってなあに」は毎年行っていますが、学校図書館で活動している読み聞かせボランティアの参加は少ない状況にあります。学校図書館を通して、そのような事業の周知をより積極的に行うほか、市民図書館職員が学校へと出向いての研修についても検討していきます。

⑩ 本と触れ合う機会（６件）

意見の概要	市の考え方
22 No.３５「子ども同士で本を薦め合う」について、鵠沼小ではＰＴＡの絵本サークルが児童、保護者、先生からおすすめ本の紹介文を寄せてもらい、年に一度冊子にまとめ全校に配布する活動を２０年にわたり続けている。	**ご意見の趣旨をすでに計画素案に位置づけています。** 各種ブックリストを引き続き作成配布しながら、第４次計画で追加した事業 No.３５のもと子ども同士で本を勧め合う機会の充実に努めます。
23 No.３５「子ども同士で本を薦め合う」はとてもよいと思いう。中学から高校生にとって、親が薦める本より、同年代の友人からのおすすめ本の方が興味を持つ。	
24 子どもが本に出会うのは人の声から、目から手に取って、五感と共にあってこそ子どもの心に残り、血となり肉となる。できるだけ実際に触れる環境が身近にあるということが大切であり、図書館・図書室をどう用意できるかにかかっている。ネットや動画で触れて、それを本物だとしていく子ども達は大変不幸である。様々な検索がパソコン操作の技術で左右されて、豊かな人間が育つとは思えない。情報量が多いことは決して幸せなことではない。たった一冊心に残る本に出合うために何ができるか考えるべきだと思う。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 事業 No.７４「さまざまな場における図書資料の整備」などで挙げたように、子どもたちが紙の本を手に取れる環境の整備を積極的に進めていきます。 電子書籍については、本や読書への興味を持つひとつのきっかけとして、また障がいのある利用者の利便性の向上などを踏まえ、導入について検討していきます。 電子機器が子どもに与える影響については、引き続き様々な意見等を注視していきます。
25 最近はパソコンやスマホによる読書が勧められる傾向にあるが、少なくとも幼児や児童には書籍による読書環境が保証されるべきだと思う。電子機器が子どもたちの視力や脳の働きに悪影響を与えるだけでなく、絵本や児童書の記憶は書籍そのものとして残るからこそ、次の世代へと引き継がれていくものと考える。子どもたちが本を読まないからと、安易に電子機器に頼るのではなく、地道に本に触れることの大切さを伝えることを期待する。	
26 コロナ禍で図書館が再開したとき、本棚から選べる喜びを改めて感じた。本屋では気軽に買えないが、図書館は手に取り、めくって、持ち帰れる。本に触れるのは、デジタル図書とは別世界である。デジタル書籍では前頭葉が抑制されてしまう。心と脳を育てる『本』を図書館では守って頂きたい。	

	意見の概要	市の考え方
27	一冊の本との出会いが、その人の人生をずっと見守り、豊かな心を育むスタートになる。素晴らしいストーリーと絵は、時を超えても、心に残り生き続ける。子ども達の人の心を大きく育てることができるのはデジタル化されたものではなく、作り手の心が、読み手の心に届く一書であってほしい。読み聞かせをする人はそのよきプレゼンターだと思います。家庭では本の所蔵数に限りがあり、沢山の蔵書を備えた図書館が果たす役割は大きい。	**ご意見の趣旨をすでに計画素案に位置づけています。** 家庭で、親子で本を楽しむ機会の充実のための取り組みを引き続き行っていきます。またリーフレットなどで紹介していきます。

⑪ 情報リテラシー教育（２件）

	意見の概要	市の考え方
28	児童・生徒１人１台の情報端末配布が進められるなど、情報リテラシー教育が急務だと感じる。情報化がますます進む現代において、自分で考えることのできる子どもを育てるため、情報センターとして図書館を活用することに関連する事業の充実、連携を望む。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 学校図書館は、児童生徒の自発的・主体的な学習活動の支援及び、情報の収集・選択・活用能力を育成する「学習・情報センター」としての機能を担っています。情報リテラシー教育の視点も含め、児童生徒の情報活用能力の育成に学校図書館が十分活用されるよう、担当教職員への研修会等で働きかけていきます。
29	今年度中に市内の学校で １ 人 １ 台のタブレット端末が配備されると知った。ネットワーク事業の推進としてタブレットのホーム画面に市民図書館のトップページのショートカットアイコンを追加してはどうか。 市民図書館は県内の大学・公共図書館、国会図書館などとリンクしており年齢が上がる毎に広く深くなる興味・知識に応じられる、安全で大きなデータベースが提供できる。 また、昨年のシステム整備で、利用者個々に合わせた新着資料のお知らせメールが毎週届けられるようになった。タブレットのホーム画面に市民図書館の入り口を作って、子ども達の身近な存在にしてほしい。 情報リテラシー教育の一助になるだけでなく、生涯にわたる読書につながっていくと思う。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** タブレット端末の活用や情報リテラシー教育の推進に当たっては、関係部署と連携し取り組んでいきます。

⑫ おはなし会、ブックトーク（１件）

意見の概要	市の考え方
30　学校では必須の授業の科目が増え、おはなし会のための時間確保も難しくなっている。その上コロナ禍でますます機会がなくなっている。可能な時間と機会を有効に使って実施できるとよいと思う。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** 特に低学年の国語科の読み聞かせについては、学習指導要領に示されているなど、学習としても必要な活動であります。学校ごとの実情を踏まえ、学校へ働きかける機会を模索していきます。

⑬ 計画の推進（１件）

意見の概要	市の考え方
31　今年度は、新型コロナウイルスにより図書館に限らず、子どもへの読書活動支援活動はかなり制限を受けてしまった。 第４次読書プランにおいて、これまでの読書プランをさらに発展して継承されていくことを望むところだが、さらに今後も断続的に起こるかもしれないコロナ禍のような状況においても、家庭に居ながらにして子どもたちに読書に結び付けられるよう、本や知識に関する手立てを届ける方法をぜひ検討してほしい。 藤沢市も他市に後れを取ることのないよう積極的にインターネットを活用していく施策を盛り込んでほしい。施策の展開２０「快適な市民図書館の環境づくりの推進」に期待したい。	**貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。** インターネット環境を活用して、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」図書に親しめるような環境整備に取り組んでいきます。

⑭ その他（１件）

意見の概要	市の考え方
32　我が家の子ども達はずっと図書館のお世話になり、１人はその道に進むことを希望している。図書館の読み聞かせ（おはなし会）も毎月楽しみにしていた。	**ご意見の趣旨をすでに計画素案に位置づけています。** 今後も引き続き、定例のおはなし会や季節や行事に合わせたおはなし会などを実施していきます。

令和３年２月藤沢市議会定例会
子ども文教常任委員会資料３

ふじさわ子ども読書プラン 2025

～第４次藤沢市子ども読書活動推進計画～

（案）

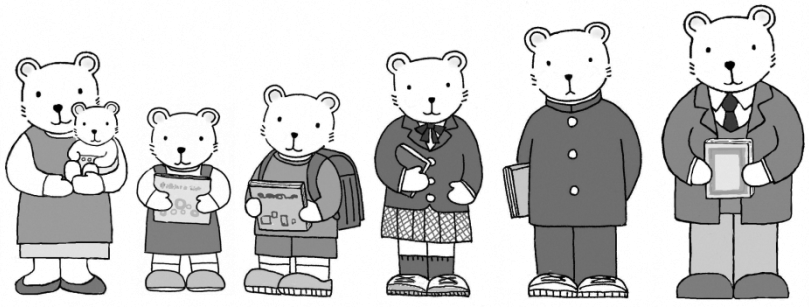

2021 年（令和３年）３月

藤　沢　市

目　次

第１章　子どもの読書活動の意義と計画の位置づけ..... 1

１　子どもにとっての読書活動の意義 1
２　子ども読書活動推進計画（第４次計画）の位置づけ 4
（１）計画策定の背景　～国・県の動向～ 4
（２）計画策定の目的 7
（３）計画の位置づけ 8
（４）計画の期間 9
（５）計画の対象 9

第２章　子どもの読書活動をめぐる状況..... 10

１　アンケート調査からみられる状況 10
（１）日頃の読書の状況について 10
（２）読書をする環境について 13
（３）子どもの読書活動の支援について 15
２　第３次計画における取組の評価 17
３　評価と今後の課題 22
目標１　すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う 22
目標２　子どもの「読む力」を育み、伸ばす 23
目標３　地域のちからをつなげる 24
目標４　みんなで子どもの「読書」を見守る 25

第３章　第４次計画の基本理念と施策の方向性..... 27

１　計画の基本的な考え方 27
（１）基本理念 27
（２）計画推進の基本的な考え方と視点 28
２　計画推進のための各主体の役割 32
（１）家庭 32
（２）学校など 33
（３）地域 34
（４）行政 35
３　施策の体系 36

第４章　施策の展開と事業..... 38
１　【目標１】すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う 38
（１）乳幼児期における読書活動の支援 38
（２）小学生・中学生・高校生期における読書活動の支援 44
２　【目標２】 子どもの「読む力」を育み、伸ばす 49
（３）学校教育における読書活動の推進 49
（４）魅力ある利用しやすい学校図書館の整備充実 52
３　【目標３】 地域のちからをつなげる 55
（５）読書活動推進の拠点として利用者に身近な市民図書館・市民図書室づくりとネットワーク化の推進..... 55
（６）地域の子どもに関わる施設・団体等における読書環境整備と協力連携体制の推進..... 63
（７）地域での読書活動を支える人材の育成と協力連携の推進 66
４　【目標４】 みんなで子どもの「読書」を見守る 68
（８）読書に親しむための人づくり 68
（９）計画の効果的な推進体制づくり 71
５　総事業数 72

第1章　子どもの読書活動の意義と計画の位置づけ

1　子どもにとっての読書活動の意義

近年の、インターネットやスマートフォン等の新たな情報メディアの発達・普及は、子どもたちの生活習慣や価値観を大きく変えました。そのことにより、幼児期からの読書習慣の未形成などによる「読書離れ」、「活字離れ」などが懸念されています。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」によると、子どもの不読率（1か月に一冊も本を読まない子どもの割合）は平成29年度で小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%であり、平成24年から中長期的には改善傾向にありますが、高校生の不読率は依然として高い状況にあります。

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、人生100年時代に向けて社会が大きな転換点を迎える中、生涯にわたって読書活動を行うことは、自己の能力を高め、社会で活躍し続けることに役立ちます。そのため、社会全体で読書活動を行う子どもたちを支援し、環境の整備を推進していくことが必要です。

「読書」とは

本の扉を開く自発的な行為としての読書。
読書には、人が生きていく上で大切な魅力あふれるものが隠されています。

読書は、私自身に向きあう機会を与えてくれます。

読書は、他人が私と同じように、かけがえのないものであることを教えてくれます。

読書は、人の尊さや愚かさを気付かせてくれます。

読書は、世界には、さまざまな思い、考え、価値観などが存在することを教えてくれます。

読書は、世界に存在している生き物や自然などの大切さを気付かせてくれます。

読書は、さまざまな疑問や悩みに、ヒントや答えを与えてくれます。

読書は、昔のことや、遙か遠くのこと、見ることのできない世界についても教えてくれます。

読書は、読む人のペースにあわせ、何度でも繰り返し振り返ることができます。

読書は、知ることと同時に私たちに感動を与えてくれることもあります。

読書は、テレビやインターネットなどとは異なる楽しさや情報を、日々の暮らしに与えてくれます。

読書は、マルチメディアが発達した情報社会にあっても、人が豊かに生きていく上でなくてはならないものです。

読書は、人の言葉を豊かにし、感性を磨き、創造力を高め、生きる力を与えてくれます。

子どもの発達段階ごとの特徴と必要な働きかけ

【発達段階】	《 読書活動に関わる特徴 》	《 必要な働きかけ 》
妊娠期		
乳幼児期（0～5歳）	●**乳児期は、**保護者や周囲の大人からの「語りかけ」を通して心と言葉が育まれ、安心感や信頼感が築かれます。 ●**幼児期は、**自分の思いを言葉で伝えようとする力が育つ時期です。「絵本」等に興味をもち、お気に入りの本を繰り返し手にするようになります。	✧ 家庭では、保護者をはじめ周りの大人が子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、語りかけやスキンシップ等とともに、絵本等の読み聞かせをしてあげることが大切です。そして、絵本を読んであげる時は、大人も子どもと一緒に楽しむことが大事です。 ✧ 「おはなし会※1」等の機会を積極的に活用したり、幼い頃から市民図書館・市民図書室等を一緒に利用したりするなど、子どもが本にふれる機会をできるだけ多くつくってあげることが大切です。
小学生期（6～12歳）	●**小学校低学年期は、**保護者等による読み聞かせがまだまだ必要な時期です。少しずつ長文も読めるようになり、興味・関心の広がりに伴い読書の対象も徐々に広がってきます。 ●**小学校高学年期になると**、興味や関心が大きく広がってきます。読む楽しさを知り、自分の目的にあった本を読もうとする子が増えてきます。	✧ 家庭では、低学年児に対し引き続き読み聞かせをしてあげるとともに、保護者も読書に親しむようにし、子どもと一緒に家庭での読書活動を楽しむことが大事です。 ✧ 学校図書館や市民図書館等が子どもにとって利用しやすいものとなるよう、配慮していくことも必要です。 ✧ 高学年児に対しては、地域の子どもに関わる施設等も活用しながら、本を選択し、読む楽しさを体感できる環境づくりを進めていく必要があります。
中学生・高校生期（13～18歳）	●**中学生・高校生期**では、本とのつきあい方がさらに多分野に拡大し、さまざまな悩みや生き方の方向性を求めるなど、質的にも深まりを求めます。 ●一方で、学業や部活動など時間に追われる生活スタイルになるにつれて、読書から離れる傾向がさらに進みやすい時期です。	✧ 読書を強制したり、干渉したりするのではなく、一人ひとりの興味や関心にあった「本」との出会いを自ら求め、達成できるよう、周囲の大人はあたたかいまなざしで見守ってあげることが大切です。 ✧ “かけがえのない一冊”に出会えるよう、保護者の働きかけや、個々の子どもに応じた適切なレファレンスや読書相談、情報提供等が必要です。 ✧ 忙しい生活の中で読書から離れてしまう子どもたちが、学校図書館や市民図書館、地域の施設等を活用し、生涯にわたる読書習慣につながることができるように、利用しやすい読書環境づくりや、機会の提供等により、支援していくことが必要です。

※1　おはなし会：図書館等で、子どもに向けて、図書館員やボランティアによって行われる、おはなしや絵本の読み聞かせの会のことです。

２　子ども読書活動推進計画（第４次計画）の位置づけ

（１）計画策定の背景　～国・県の動向～

国は、2001 年（平成 13 年）12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、毎年４月 23 日を「子ども読書の日」と定めるなど、子どもが自主的に読書活動を行うことができるようにするための国及び地方公共団体の責務を明らかにししています。そして、2002 年（平成 14 年）には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」が策定され、家庭、地域、学校における施策が示されました。その後、５年ごとに改定され、2018 年（平成 30 年）には「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」が策定されています。

2014 年（平成 26 年）には学校図書館法が一部改正され、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として学校司書※2を置くことが努力義務として明記されました。また、2016 年（平成 28 年）に有識者会議によってまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」では、学校図書館の運営にかかる基本的な視点や学校司書の資格・養成等のあり方が示されました。その報告を踏まえて文部科学省では「学校図書館ガイドライン」および「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されています。

2019 年（令和元年）には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。同法では、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等で本を読むことが困難である人を対象として、障がいの有無にかかわらず等しく読書を楽しむことができるよう、国や地方公共団体、そして出版社等の事業者が読書環境の充実を図ることに加え、視覚障がい者等の需要を踏まえて点字図書、拡大図書等のアクセシブルな書籍とともに、デイジー図書や音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等の「電子的にアクセシブルな図書」を提供することを求めています。

2020 年度（令和２年度）には、新しい学習指導要領に基づく授業が小学校・中学校・義務教育学校、高等学校において段階的に開始されています。新しい学習指導要領では、これからの社会を「生きる力」を身につけるため、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、そして「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など」、さらに「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など」をバランスよく育んでいくことを目指しています。

※２　学校司書：司書教諭※3とともに、学校図書館に関わる仕事を主に行う事務職員のことです。2015 年（平成 27 年）４月に施行された改正学校図書館法では、学校司書を「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と位置づけ、その配置に努めることや資質向上のための措置を講ずることに努めるよう示しています。

※３　司書教諭：学校図書館法に基づき、学校図書館司書教諭講習を受講して「司書教諭」の資格を取得し、学校内の役割として司書教諭となるよう命じられた教諭のことです。学校図書館の専門的職務にあたる役割を担っています。

神奈川県では、2004 年（平成 16 年）１月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を、2009 年（平成 21 年）７月に「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定してさまざまな施策に取り組んできました。2014 年（平成 26 年）４月には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）やこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、子どもたちの読書活動をさらに推進し、すべての子どもが本に親しみ、自主的に読書を行えるよう、今後おおむね５年間の施策の具体的な方向を示す「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しました。そして 2019 年（平成 31 年）３月には「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定し、子どもたちが本と出会い、本とのつながりを大切にすることで、より豊かに生きる力を身に付けてほしいとの願いをこめて、施策を推進しています。

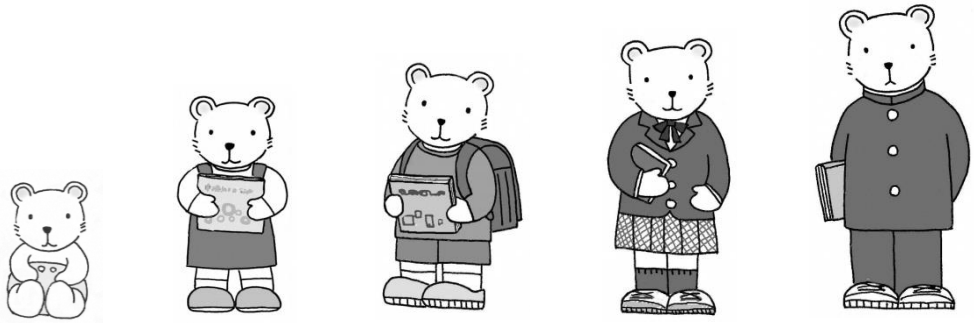

「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後の国・県の取組

項目	国の主な動き		神奈川県・藤沢市の主な動き
2001 年（平成 13 年）12 月		「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行	
2002 年（平成 14 年）８月		「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）の策定	
2004 年（平成 16 年）１月			「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2005 年（平成 17 年）７月	「文字・活字文化振興法」施行		
2006 年（平成 18 年）12 月	改正「教育基本法」施行		
2006 年（平成 18 年）３月			「藤沢市子ども読書活動推進計画」の策定
2007 年（平成 19 年）６月	改正「学校教育法」公布		
2008 年（平成 20 年）３月	「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」「幼稚園教育要領」の改正	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）の策定	
2008 年（平成 20 年）６月	改正「社会教育法」 「図書館法」施行 国民読書年に関する国会決議		
2009 年（平成 21 年）７月			「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2011 年（平成 23 年）３月			「ふじさわ子ども読書プラン 2015 第２次藤沢市子ども読書活動推進計画」の策定
2012 年（平成 24 年）12 月	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正		
2013 年（平成 25 年）５月		「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）の策定	
2014 年（平成 26 年）４月			「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2015 年（平成 27 年）４月	改正「学校図書館法」施行		
2016 年（平成 28 年）３月			「ふじさわ子ども読書プラン 2020～第３次藤沢市子ども読書活動推進計画～」の策定
2017 年（平成 29 年）３月	学習指導要領の告示（小学校・中学校）		
2017 年（平成 29 年）４月	特別支援学校学習指導要領の告示（小学部・中学部）		
2018 年（平成 30 年）３月	学習指導要領の告示（高等学校）		
2018 年（平成 30 年）４月		「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）の策定	
2019 年（平成 31 年）３月			「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2019 年（令和元年）７月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行		

（２）計画策定の目的

本市では、国・県の計画策定を受けて、2006 年（平成 18 年）３月、に「藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第１次計画」という）を、2011 年（平成 23 年）３月に「ふじさわ子ども読書プラン 2015　第２次藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第２次計画」という）、2016 年（平成 28 年）３月に「ふじさわ子ども読書プラン 2020～第３次藤沢市子ども読書活動推進計画～」（以下「第３次計画」という）を策定し、子どもの発達段階に応じた課題や、家庭・学校・地域・行政のそれぞれが担うべき役割を考慮しながら、さまざまな取組を進めてきました。

このたび、第３次計画期間の最終年度を迎え、これまでの計画に基づく取組の成果を検証し、すべての子どもが本に出会い、言葉にふれ、本に親しめる環境をより豊かに整えるために、残された課題や変わりゆく社会状況を踏まえて、子どもの読書活動がより一層効果的に展開される状態を目指して、新たな計画「ふじさわ子ども読書プラン 2025～第４次藤沢市子ども読書活動推進計画～」（以下「第４次計画」という）を策定するものです。

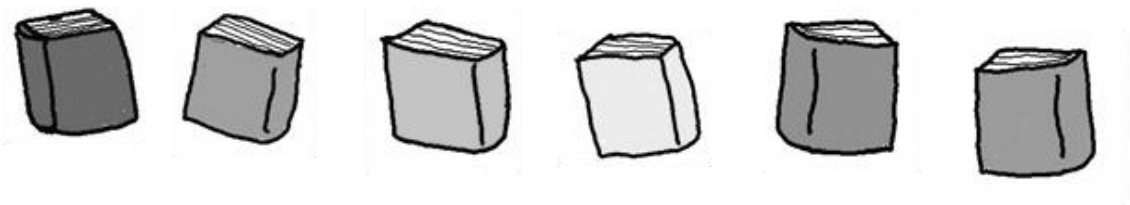

（３）計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条第２項に定める「市町村子ども読書活動推進計画」として策定する計画です。また、子どもの読書活動の推進に関する本市の「第４次計画」として、市全体が取り組むべき共通の目標を掲げるとともに、その実現に向けた行政推進の基本方針として具体的な施策の方向や取組内容を示すものです。そのため、「藤沢市教育振興基本計画」をはじめ、本市の他の関連する計画との整合性を確保するとともに、施策・事業間の調整・連携を図るものとします。

なお、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（2018 年（平成 30 年）４月策定）や神奈川県の「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」（2019 年（平成 31 年）３月策定）との整合にも配慮するとともに、第３次計画期間における取組の成果や課題の検証に基づく計画とします。

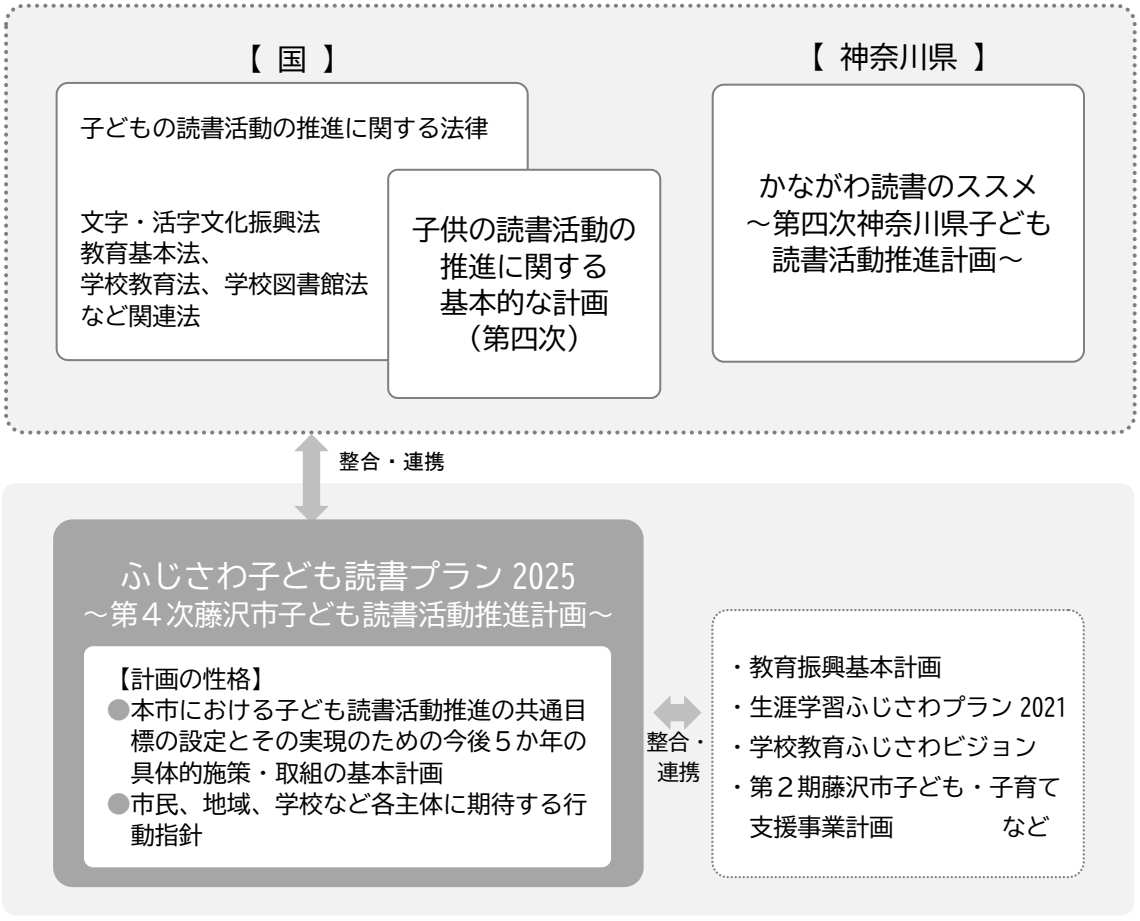

（４）計画の期間

この計画の期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間とします。ただし、社会状況の変化等により、計画期間中であっても必要に応じて見直す場合があります。

（５）計画の対象

この計画の対象は、０歳からおおむね 18 歳までの子どもとします。

また、保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わるすべての市民や地域、学校、行政、関係機関も対象としています。

第2章　子どもの読書活動をめぐる状況

1　アンケート調査からみられる状況

（1）日頃の読書の状況について

①　本を好きになったきっかけ

本を読むことが「好き」または「どちらかというと好き」との回答者（「保護者」）に、本を好きになったきっかけ・理由をきいたところ、「興味を持てたり、感動したりした本に出会ったため」（54.7%）が最も高く、次いで「身近に興味を持てる本があり、子どもの頃から好きだった」（46.5%）、「子どもの頃に本を読んでもらうなどしていたから」（24.2%）となっています。

本を好きになったきっかけ（保護者）

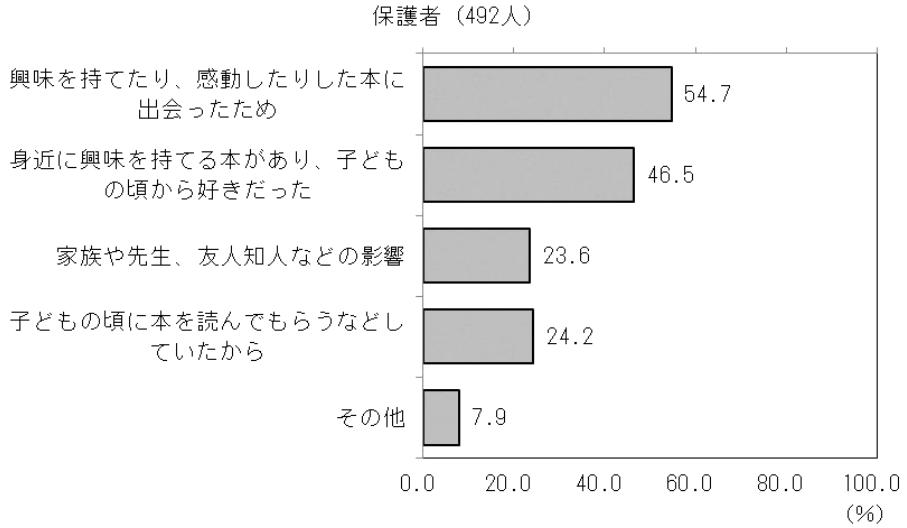

資料：藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査（令和元年度）

②　本を読むことの好き嫌い

本を読むことについて、「好き」「どちらかというと好き」を合わせた好感度は、「小学２年生」が 90.8%、「小学５年生」が 87.9%、「中学２年生」が 82.1%、「保護者」が 78.1%、「16～17 歳」が 72.4%と、「小学生」の好感度が高くなっています。

本を読むことの好き嫌い

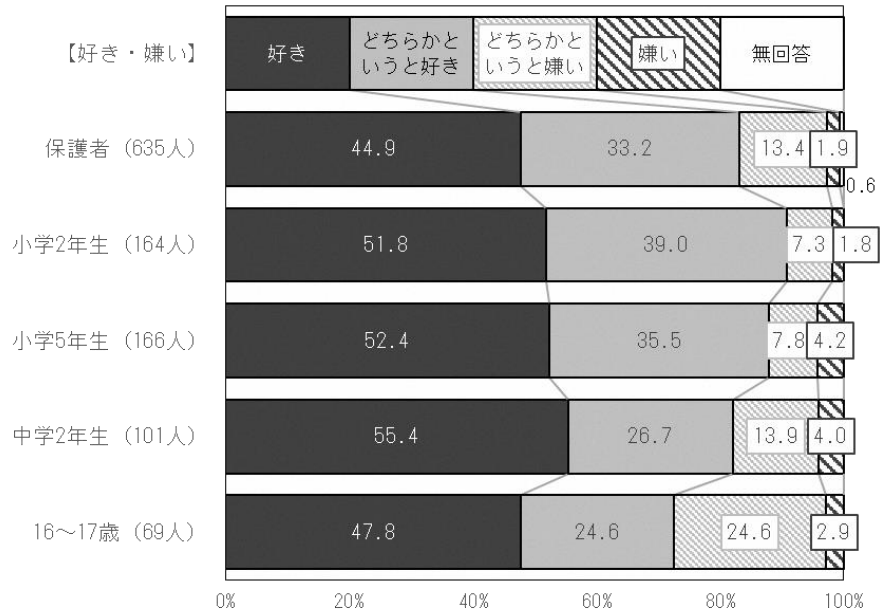

資料：藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査（令和元年度）

③　「朝の読書」について

「朝の読書」が「ある」との回答者に対して感想をきいたところ、「中学２年生」では、「おもしろい、楽しい」（50.0%）が最も高く、次いで「それ以外に本を読む時間がないからいいと思う」（40.5%）、「ためになる」（33.8%）、「時間が短い」（29.7%）となっています。

「朝の読書」についてどう思うか（中学２年生）

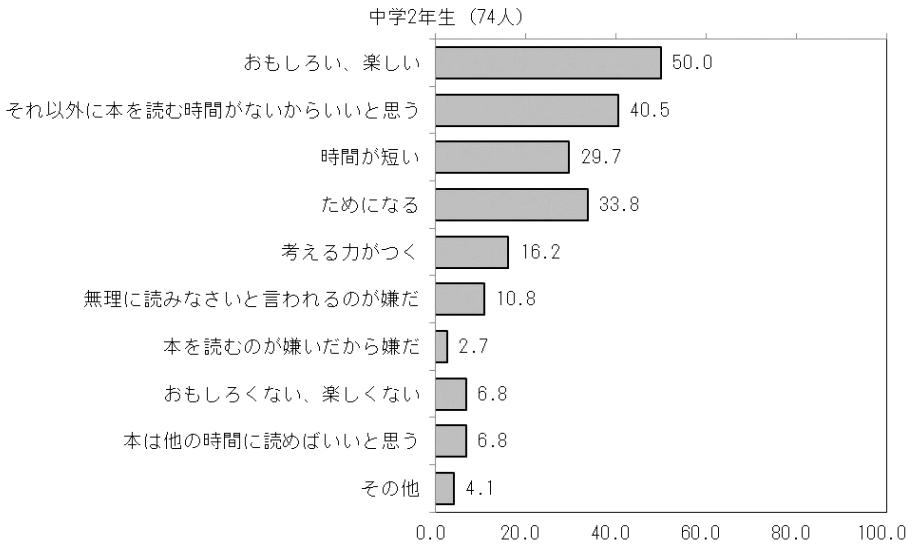

資料：藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査（令和元年度）

④　自分が読む本の情報入手方法

自分が読む本の情報入手方法は、「中学２年生」では「家の人や友達に紹介されたもの」、「16～17 歳」では「インターネットで紹介されているもの」が最も高くなっています。また、「中学２年生」では、「インターネットで紹介されているもの」が 43.6%となっており、前回調査と比較して、約 20 ポイント上回っています。

自分が読む本の情報入手方法（中学生、16～17 歳）

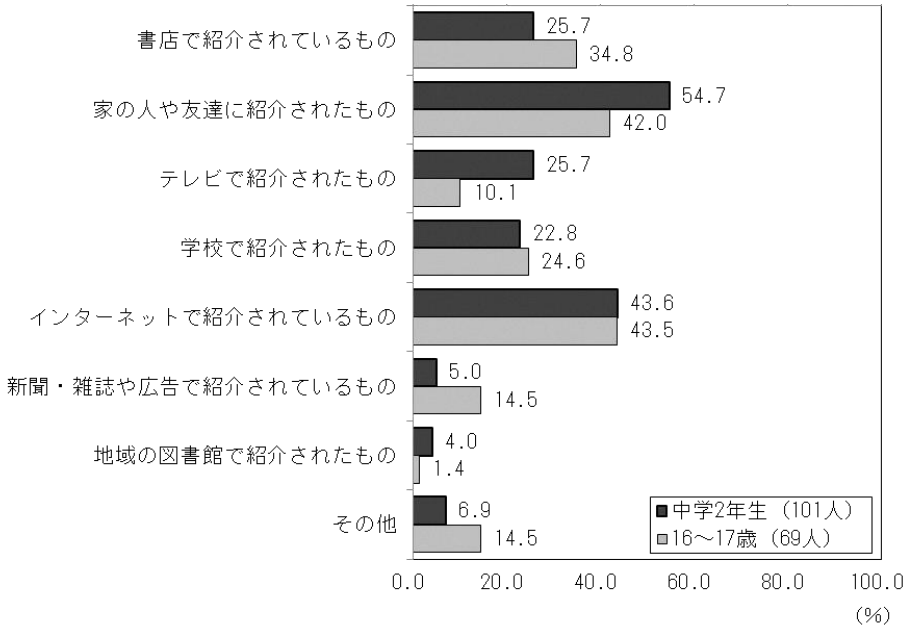

資料：藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査（令和元年度）

（２）読書をする環境について

①　本を読む場所

本を読む場所について、「小学生全体」では、「自分の家」（79.4%）が最も高く、次いで「学校の図書室」（69.4%）、「教室」（65.2%）となっており、「地域の図書館」については約３割が本を読む場所として挙げています。学年別でみると、「学校の図書室」については、「小学２年生」が「小学５年生」を約 20 ポイント上回っています。

「中学２年生」「16～17 歳」でも、「自分の家」が最も高くなっています。また、「学校の図書館」については、「中学２年生」が 16.8%、「16～17 歳」が 14.5%であり、「地域の図書館」については、「中学２年生」は 15.8%であるのに対し、「16～17 歳」では約１割にとどまっています。

本を読む場所について

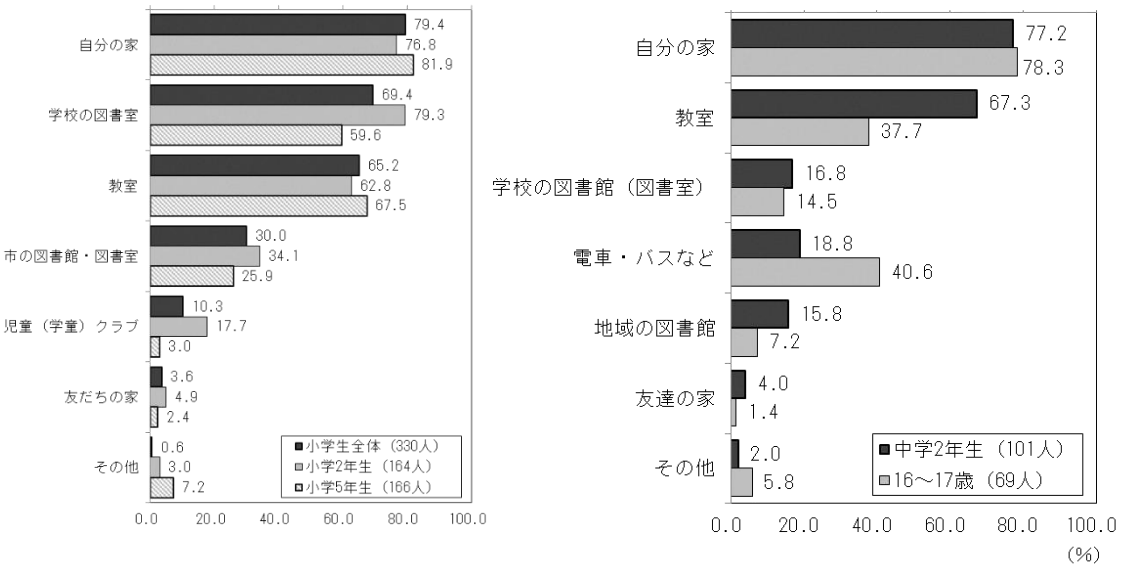

資料：藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査（令和元年度）

②　地域の図書館以外の利用について

地域の図書館以外で、本を読んだり借りたりする場所が「ある」という割合は、「小学２年生」では 14.0%、「保護者」では 11.0%、「小学５年生」では 8.4%、「16～17歳」では 2.9%、「中学２年生」では 2.0%となっています。

地域の図書館以外の利用について

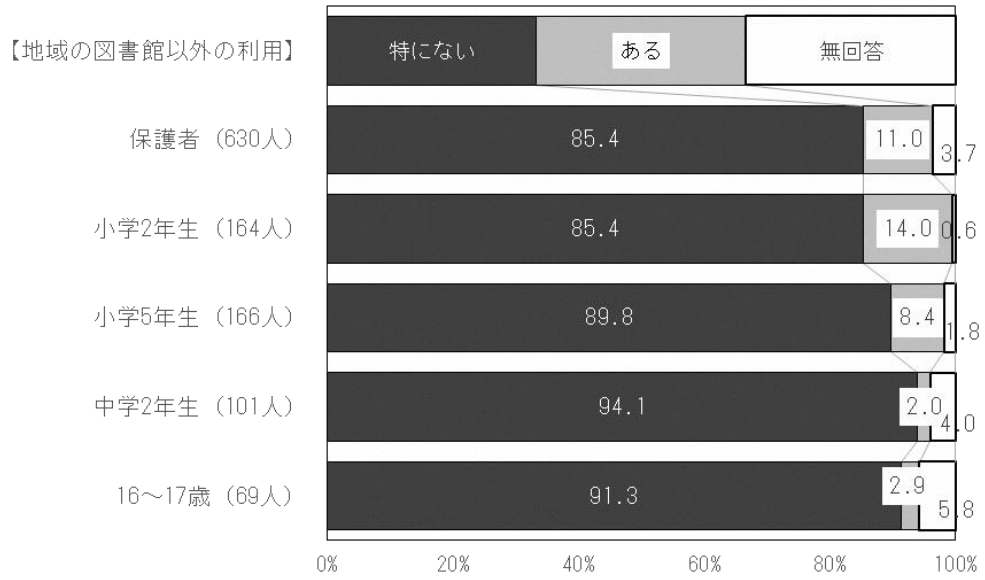

資料：藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査（令和元年度）

（３）子どもの読書活動の支援について

①　「おはなし会」への参加状況

市の図書館でやっている「おはなし会」への参加状況については、「小学生全体」では 36.2%が参加した経験（「よく行く（行った）」「ときどき行く（行った）」「あまり行かない（行かなかった）」の合計）を有しており、「小学２年生」（40.8%）の方が「小学５年生」（31.9%）よりも参加経験率が高くなっています。

また、「よく行く（行った）」「ときどき行く（行った）」を合わせた割合を高リピート層とした場合、高リピート層の割合は、「小学２年生」が 22.5%、「小学５年生」が 13.8%となっています。

「おはなし会」への参加状況

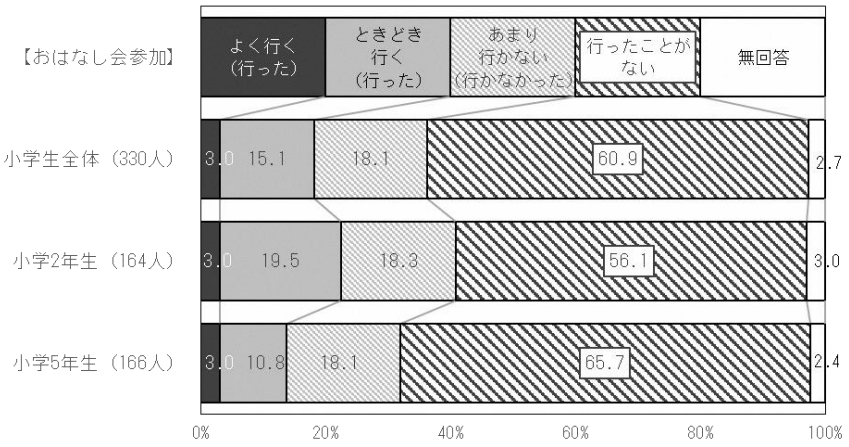

資料：藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査（令和元年度）

②　読書活動推進のためにしていること

子どもの読書活動を推進するためにしている（していた）ことは、「読み聞かせをする」（69.8%）が最も高く、次いで「子どものための本を買う」（57.1%）、「図書館に連れて行く」（54.1%）、「家に本をたくさん置く」（34.8%）となっています。

読書活動推進のためにしていること（保護者）

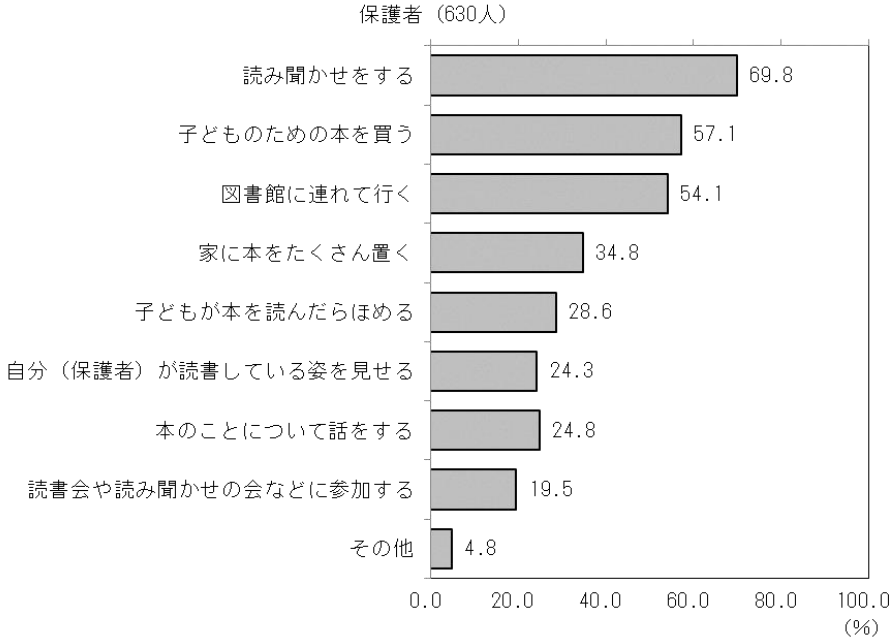

資料：藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査（令和元年度）

2　第３次計画における取組の評価

第３次計画では、第１次計画・第２次計画の考え方を踏襲した上で、『みんなで伝えよう　読む楽しさ』『みんなで育もう　読む力』『みんなで見守ろう　子どもの読書』をキャッチフレーズに、『すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う』『子どもの「読む力」を育み、伸ばす』『地域のちからをつなげる』『みんなで子どもの「読書」を見守る』を目標に、取組を進めてきました。

第３次計画の計画期間終了にあたり、平成 30 年度までの取組状況を総合的に判定した評価結果は次の通りです。

評価　A：目標以上に推進　　B：目標どおりに実施
　　C：目標に到達せず　　D：未実施

第３次計画の評価

目標１　すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う		評価
（１）乳幼児期における読書活動の支援		
１）ブックスタート※4事業の推進		
	1　ブックスタート事業	B
２）各種保健事業との連携推進		
	2　「こんにちは赤ちゃん事業※5」との連携	B
	3　乳幼児教室等との連携	
	4　乳幼児健診等との連携	
	5　各種保健事業との連携	
３）読書に関心をもつ機会や相談機会の充実		
	6　母子手帳交付時等における子どもの読書活動の啓発	B
	7　子育て支援事業における子どもの読書活動に関する機会提供	
	8　図書館における読書相談	
	9　幼稚園・保育所等における子どもの読書活動に関する機会提供	
４）子どもの読書活動に対する理解の深化		
	10　地域の施設・団体等との連携	B
	11　子どもの読書活動に関する講座・講演会事業	
	12　子育て応援事業等における子どもの読書活動啓発事業	
	13　子育て支援事業等の活用事業	
	14　幼稚園、保育所等を活用した子どもの読書活動啓発事業	
	15　インターネット等の活用による情報発信	

※4　ブックスタート：すべての赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動のことです。1992 年（平成４年）にイギリスのバーミンガムで始まり、日本では 2000 年（平成 12 年）の「子ども読書年」をきっかけに紹介され、現在では地域の子育て支援運動として各地に広がっています。本市では１歳６か月児健診終了後、ブックスタートコーナーで実際にスタッフが絵本を読んだり、子育て情報等を紹介し、おすすめの絵本１冊とブックリスト等が入った「ブックスタート・パック」を配付しています。

※5　こんにちは赤ちゃん事業：生後４か月までの母子を全戸訪問して子どもの発育・発達等の支援を行う事業です。

		5）乳幼児が読書に親しむ機会の充実	
		16　市民図書館におけるおはなし会	B
		17　さまざまな施設におけるおはなし会	
		18　幼稚園、保育所等における本と親しむ機会への取組	
		19　外出困難な乳幼児とその保護者への子ども読書活動支援事業	
		20　乳幼児向け資料整備	
		6）保護者に対する子どもの読書活動の支援	
		21　保護者に対する情報提供	B
		22　読み聞かせ体験の提供	
		23　子どもの本に関する保護者向け読書相談事業	
	（2）小学生・中学生・高校生期※6における読書活動の支援		
		7）発達段階に応じたブックリストの充実	
		24　ブックリストの活用事業	B
		8）さまざまな場で本と出会う機会の充実 ①　小学生期　　②　中学生・高校生期	
		25　資料の充実のための市民図書館と学校図書館等の連携事業	B
		26　子どもの居場所づくり事業との連携	
		27　発達段階に応じた本の紹介	
		28　市民図書館での中学生・高校生等の受け入れ	
		29　地域のさまざまな施設における子どもの読書活動	
		9）市民図書館を知ってもらう機会の充実	
		30　市民図書館ＰＲ事業	B
		31　市民図書館の資料による子どもの読書活動への支援	
		32　市民図書館等の環境づくり	
		33　図書館に親しむ体験	
		34　ネットワーク事業の推進	
		35　読書相談体制の整備	
		36　地域の施設・団体等における図書館情報の提供	
		10）学校図書館の情報提供の充実	
		37　学齢に応じた情報提供	A
		11）学校を通じた子どもの読書活動に対する保護者への理解の深化	
		38　学校を通じた子どもの読書活動啓発事業	A
目標２　子どもの「読む力」を育み、伸ばす			評価
	（3）学校教育における読書活動の推進		
		12）読書活動を取り込んだ学校教育の推進	
		39　学校図書館の活用のための整備	B
		40　情報リテラシー教育※7.8	
		13）読書指導に関する校内協力体制の確立と職員研修の充実	
		41　学校における職員体制づくり	B
		14）学校と市民図書館との連携事業の推進	
		42　学校図書館等の資料充実のための市民図書館活用	B
		43　子どもの読書活動きっかけ体験事業	
		44　市民図書館と学校図書館の連携体制	
		45　ブックリストの活用	
	（4）魅力ある利用しやすい学校図書館の整備充実		
		15）学校図書館の図書資料の充実	
		46　学校図書館のあり方検討	B

※6　高校生期：この計画では、中学校を卒業し、おおむね 18 歳までの子どものことを指します。

※7　情報リテラシー：携帯電話やスマートフォン、パソコン等の情報メディアから得られる大量の情報の中から、自分が必要とする情報を取捨選択し、調べものをしたり、意思決定したり、表現したりするなど適切に情報を使いこなすための知識や能力のことです。

※8　情報リテラシー教育：情報リテラシーを養うための教育のことです。

16）学校図書館のあり方についての検討と環境の整備充実		
	47　学校図書館の図書資料整備	B
17）学校図書館運営に関わる人の充実 ①　司書教諭　②　学校図書館専門員※9　③　図書ボランティア※10　④　協力・連携と研修機会等の充実		
	48　司書教諭の校内体制	B
	49　読書指導のための研修	
	50　司書教諭等による情報交換	
	51　司書教諭専任化の推進	
	52　学校図書館に関わる人の体制の整備	
	53　図書ボランティアの受入・育成	
目標３　地域のちからをつなげる		**評価**
（５）読書活動推進の拠点として利用者に身近な市民図書館・市民図書室づくりとネットワーク化の推進		
18）図書資料の充実		
	54　子どもの読書活動のための資料整備	B
19）快適な市民図書館の環境づくりの推進		
	55　市民図書館の環境づくり	B
20）市民図書館の情報発信機能の充実		
	56　市民図書館ＰＲ事業	B
21）レファレンス※11サービスの充実		
	57　子どものためのレファレンスサービス	B
22）すべての子どもが利用しやすい市民図書館サービスの充実 ①　乳幼児期の子どもとその保護者へのサービス ②　小学生期の子どもへのサービス ③　中学生・高校生期の子どもへのサービス ④　支援を要する子どもへのサービス		
	58　市民図書館・市民図書室ネットワーク事業	B
	59　さまざまな子どもへの児童サービス※12	
	60　おはなし会の開催	
	61　乳幼児とその保護者に向けた図書館サービス	
	62　市民図書館利用促進事業	
	63　ヤングアダルトサービス※14事業	
23）保護者や保育・教育関係者への働きかけ		
	64　年齢・成長にあわせた本の紹介	B
	65　子どもの読書活動への理解の深化のための事業	
	66　保育・教育現場への研修等	

※９　学校図書館専門員：本市の市立小・中学校において、司書又は司書補、司書教諭の資格をもち、専門的な知識を生かして、学校の司書教諭や図書ボランティアと協力しあいながら、学校図書館運営や子どもの読書活動を推進・支援する職員のことです。学校図書館法に規定する学校司書に相当し、本市では 2010 年（平成 22 年）４月から配置を進めています。

※10　図書ボランティア：各学校図書館で子どもの読書活動を推進・支援するボランティアのことです。2017 年度（平成 29 年度）に学校図書館支援ボランティアから名称を変更しました。

※11　レファレンス：図書館の利用者に対して、依頼された資料や必要な情報を提供することです。

※12　児童サービス：図書館が提供するサービスで、主に乳幼児から小学生・中学生を対象とするものです。本の紹介や本選びの支援、読み聞かせやブックトーク※13、おはなし会の開催等が含まれます。

※13　ブックトーク：主に教師や図書館員等が、子どもや図書館の利用者など複数の聞き手に対して、テーマを決めて、何冊かの本を紹介することです。学校図書館では読書指導の一環として行われることもあります。日本では１冊の本を紹介する場合でも「ブックトーク」と呼ばれています。

※14　ヤングアダルトサービス：アメリカの図書館界で使われ始めた図書館用語で、中高生などの年齢層を子ども扱いするのではなく、一定の責任と権利を持った「若い大人」（Young Adult：ＹＡ）として扱い、図書館としてのサービスを提供しようという姿勢を示すものです。わが国でも公共図書館や出版業界等では定着し、広く使用されています。

		24）ボランティアの養成と相互連携機会の充実	
		67　ボランティア養成・意識啓発事業	B
		68　ボランティアとの相互連携	
		25）学校や子どもに関わる施設・団体等との連携事業の推進	
		69　学校図書館への支援事業	B
		70　資料充実への支援事業	
		71　研修、相談機会の提供	
		72　団体による図書館利用や相談	
		73　学校図書館関係者との連携	
		26）市民図書館内の体制の充実	
		74　市民図書館の体制確立	B
	（６）地域の子どもに関わる施設・団体等における読書環境整備と協力連携体制の推進		
		27）図書資料の充実	
		75　さまざまな場における図書資料の整備	B
		76　子どもに関わる大人への啓発事業	
		77　おはなし会等読書に親しむための事業	
		78　子どもの本に関する情報提供事業	
		28）本に親しむ機会や読書相談機会の充実と意識啓発の推進	
		79　図書資料の整備	B
		80　ブックリスト等子どもの読書活動に関する情報の提供	
		29）さまざまな施設や場所における子どもの読書活動の推進 ①　幼稚園、保育所等　　②　児童クラブ※15 ③　地域子供の家、児童館等　　④　青少年会館※16 ⑤　医療機関等	
		81　本に親しむ機会の充実及び、子どもの読書活動に関する理解推進事業	B
		30）関連施設・団体等との協力連携の推進	
		82　関連施設・団体相互の連携	B
		83　子どもが本に親しむ機会と読書相談	
	（７）地域での読書活動を支える人材の育成と協力連携の推進		
		31）ボランティアの養成と活動への支援の充実	
		84　ボランティア受入施設等支援事業	B
		85　ボランティア支援・研修事業	
		86　ボランティア養成事業	
		32）情報交換機会の拡充	
		87　ボランティア同士の情報共有	B
		33）関連施設によるボランティアの受入体制の整備	
		88　ボランティア受入体制の整備	B

※15　児童クラブ：保護者が就労等により放課後不在となる家庭等の児童に居場所、生活の場を提供する事業です。１小学校区に１施設以上、学校内や児童館、専用施設で実施しています。

※16　青少年会館：青少年に活動の場を提供し、健全な育成を図るために設置され、地域に根ざした青少年活動・青少年育成活動の拠点として利用されている本市の施設のことです。

目標４　みんなで子どもの「読書」を見守る	評価
（８）読書に親しむための人づくり	
34）子どもの読書活動に対する意識の高揚	
89　子どもの読書活動に関する資料提供事業	B
90　子どもの読書活動に関する事業	
35）子どもの読書活動に関する情報提供の充実	
91　子どもの読書活動推進に関する講演等啓発事業	B
92　関連施設による情報提供	
93　子どもの読書活動に関する情報発信事業	
36）各世代に対する読書活動支援のための機会の充実	
94　読書活動に関する講演会等の事業	B
95　各世代に向けた読書情報提供	
96　市民図書館における読書に関する情報提供	
97　読書案内・レファレンスサービス事業	
（９）計画の効果的な推進体制づくり	
37）「藤沢市子ども読書活動推進会議※17」の開催	
98　計画推進事業	B

※17　藤沢市子ども読書活動推進会議：本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、本市が設置した会議です。

３　評価と今後の課題

目標１　すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う

子どもの言葉の発達や想像力、感性を豊かにするうえで、読書を「楽しむ」ことはとても大切です。また、論理的に考え、自らの課題を探究していく力を身に付けるためにも読書は基礎となるものです。自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得することで、探究心を養い、読解力を身に付けていきます。

事業評価においては、38 事業中「市民図書館におけるおはなし会」、「発達段階に応じた本の紹介」、「図書館に親しむ体験」、「学齢に応じた情報提供」、「学校を通じた子どもの読書活動啓発事業」の５事業で目標以上に推進できました。

アンケート調査によると、「保護者」が本を好きになったきっかけは、前回調査と同様、「興味を持てたり、感動したりした本に出会ったため」が最も高く、自分の子どもへの読み聞かせについては、「している（していた）」が 90.3%、「していない（していなかった）」が 9.4%となっています。また、読み聞かせの効果については、約７割が読み聞かせの効果を実感しており、ブックスタートの感想としては、前回の調査同様「とても良い活動」「興味を持つきっかけ」「喜んでいる」等、概ね好意的な意見が挙げられているほか、実施時期・方法等についても様々な意見・要望が挙げられています。

一方、本を読むことについて、「好き」「どちらかというと好き」を合わせた好感度は、「小学２年生」が 90.8%、「小学５年生」が 87.9%、「中学２年生」が 82.1%、「保護者」が 78.1%、「16～17 歳」が 72.4%となっており、先月読んだ本の冊数について、「０冊」の割合は、「16～17 歳」（34.8%）が最も高く、次いで「保護者」（31.9%）、「中学２年生」（7.9%）、「小学５年生」（4.8%）、「小学２年生」（1.2%）となっていることから、年齢が高くなるにつれて、読書の機会が減り、好感度が低くなり傾向にあります。

生涯にわたって読書に親しみ、自己の能力を磨き、学ぶ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要であり、それぞれの発達段階に応じた取り組みを進める必要があります。

目標２　子どもの「読む力」を育み、伸ばす

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが大切です。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めることが求められます。

事業評価においては、15 事業中「学校図書館等の資料充実のための市民図書館活用」、「市民図書館と学校図書館の連携体制」、「図書ボランティアの受入・育成」の３事業で目標以上に推進できました。

アンケート調査による「朝の読書」の感想については、「中学２年生」では、「おもしろい、楽しい」が最も高く、次いで「それ以外に本を読む時間がないからいいと思う」、「ためになる」、「時間が短い」となっており、中学２年生より学校について、「朝の読書の時間を長くしてほしい」といった意見が挙げられています。また、子どもの読書活動推進のためには、学校では、「朝読書」等図書の時間を充実させることや、本を紹介してもらったり紹介しあったりする機会、学校図書館や地域の図書館の利用が身近になるような取組についての要望・意見等が挙がっています。

学校生活の中で、読書の楽しさや、面白さを知ることは大切であることから、子どもの読書習慣の定着を図り、生涯にわたる読書活動へつなげるため、「朝の読書」を始め学校の教育活動全体を通して多様な読書指導を展開していくことが必要です。

アンケート調査によると、本を読む場所について、「学校の図書室」は、「小学２年生」（79.3%）と「小学５年生」（59.6%）で比較的高い一方、「中学２年生」（16.8%）、「16～17 歳」（14.5%）と学年が上がるに従い割合が低くなっています。また、先月１か月に学校の図書館（図書室）に１回以上行った割合は、「小学２年生」では 97.0%、「小学５年生」では 81.3%、「中学２年生」では 48.5%、「16～17 歳」では 50.7%となっており、学年が上がるに従い「０回」の割合が高くなる傾向があります。一方、学校の図書館等について、蔵書の充実に関する要望や開館時間の延長が求められています。

学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」が示されており、これからの学校図書館は、読書を楽しみ、豊かな心を育む「読書センター」としての機能だけでなく、調べ学習等を支援するための「学習センター」や情報の収集、選択及び活用を支援していく「情報センター」としての機能を高めていく必要があります。

また、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、蔵書の充実や快適な環境整備を進めるとともに、全市立小中学校に配置された学校図書館専門員の研修の充実が重要です。

目標３　地域のちからをつなげる

図書館は、子どもにとって、豊富な資料の中から自由に読みたい本を選び、読書に親しむことができる身近な施設であるとともに、学習の場、くつろぎの空間を提供しています。

市民図書館は、子どもの読書活動を推進する拠点となる施設であり、子どもにとって豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であるとともに、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択し、子どもの読書について司書に相談することができる場所です。

事業評価においては、35 事業中「乳幼児とその保護者に向けた図書館サービス」、「ボランティア養成・意識啓発事業」、「研修、相談機会の提供」の３事業で目標以上に推進できました。

アンケート調査によると、本を読む場所について、「小学生全体」では、約３割が「市の図書館・図書室」を挙げていますが、「中学２年生」「16～17 歳」では「地域の図書館」は約１～２割にとどまっています。また、先月１か月で地域の図書館に行った回数については、「保護者」では「０回」が約６割を占め最も高く、「小学２年生」「小学５年生」「中学２年生」「16～17 歳」では、学年が上がるに従い「０回」の割合が高まり、「中学２年生」では 77.2%、「16～17 歳」では 78.3%を占めています。一方、子どもの読書活動推進のために、地域では、地域の図書館を身近に利用できることを期待する意見や要望が挙げられており、保護者より地域の図書館について、子どもや子ども連れの保護者が利用しやすい環境づくりなどの図書館施設の充実を求める意見が挙げられています。一方、地域の図書館について、蔵書の充実に関する要望が挙げられています。

本に関する様々なネットワークの拠点である市立図書館では、本との出会いの機会をつくるため、絵本等の様々な児童書の充実を図るとともに、子どもが読書の楽しみを知り、自発的な読書活動のきっかけをつくり、子どもや保護者を対象とした講座や読み聞かせを開催して、来館したくなる図書館づくりが必要です。

アンケート調査によると、「おはなし会」への参加状況については、「小学２年生」（40.8%）の方が「小学５年生」（31.9%）よりも参加経験率が高く、前回調査と比較すると、「小学２年生」「小学５年生」ともに参加経験率は若干増加しており、高リピート層の割合は、「小学２年生」が 22.5%、「小学５年生」が 13.8%であり、前回調査と比較すると、「小学２年生」では若干増加、「小学５年生」では若干低下しています。一方、地域の図書館以外で、本を読んだり借りたりする場所が「ある」という割合は、「保護者」「小学２年生」で１割弱、「小学５年生」「中学２年生」「16～17 歳」で１割未満となっています。子どもの読書活動推進のためには、地域では、図書館以外の場所でも、本に触れられるような環境・機会の拡充、イベント等による読書に関わる機会の充実についての意見が挙げられています。

子育て支援センター、児童館、公民館において、子どもが本に楽しく触れることのできる読書環境の整備をするとともに、各施設での読み聞かせなどを行うことにより子どもの読書活動に取り組むことが必要です。

また、子どもに直接本の楽しさを伝えるボランティアの役割は大きく、図書館、学校をはじめ、関係機関において、ボランティアとの協働や、ボランティアの活動支援の取組を一層進めていくことも重要です。

目標４　みんなで子どもの「読書」を見守る

家庭・地域・学校等における子ども読書活動を推進していくためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性について理解を広めていくことが重要です。

事業評価においては、「読書活動に関する講演会等の事業」の１事業で目標以上に推進できました。

アンケート調査によると、本を読むことについて、「好き」「どちらかというと好き」を合わせた好感度は、「小学２年生」が 90.8%、「小学５年生」が 87.9%、「中学２年生」が 82.1%、「保護者」が 78.1%、「16～17 歳」が 72.4%となっており、「小学生」の好感度が高くなっています。

また、子どもの読書活動を推進するためにしている（していた）ことは、「読み聞かせをする」（69.8%）が最も高く、次いで「子どものための本を買う」（57.1%）、「図書館に連れて行く」（54.1%）、「家に本をたくさん置く」（34.8%）となっており、子どもの読書活動推進のためには、「本にふれやすい環境づくり」「身近に本がある」等が必要であるという意見が多く見られ、家庭では、身近な大人である家族自身が積極的に読書活動を行うことが大切という意見が挙げられています。

一方、自分が読む本の情報入手方法は、「中学２年生」では「家の人や友達に紹介されたもの」が 54.7%、「16～17 歳」では「インターネットで紹介されているもの」が 43.6%と最も高く、「中学２年生」の「インターネットで紹介されているもの」は前回調査と比較して、約 20 ポイント上回っています。さらに、様々なメディアの普及により子どもの読書の機会が減少していると思うかどうかについては、「そう思う」「どちらかというとそう思う」を合わせた割合は 74.0%となっており、前回調査とほぼ同様の結果となっています。

子どもをはじめ、子どもを取り巻く大人への啓発にも積極的に取り組み、地域社会全体に読書活動の意義や重要性を広く普及啓発していくとともに、子どもの読書活動を推進する気運を高めていくことが必要です。また、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS 等コミュニケーションツールの多様化等が、子どもの読書環境に大きな影響を与えている可能性があることから、スマートフォン利用の長時間化により読書活動の時間が減少している可能性や、これを活用した読書活動の推進について、実態を把握していくことが必要です。

将来にわたって継続的かつ効果的な子どもの読書活動推進のための仕組みづくりを行うため、関係施設や部局が連携し、情報交換や協働事業を進めていくことができるよう、「藤沢市子ども読書活動推進会議」を定期的に開催し、計画に基づく事業等の取組状況についての協議を行うことが必要です。

第３章　第４次計画の基本理念と施策の方向性

１　計画の基本的な考え方

（１）基本理念

子どもが読書を通じて、実生活では体験できない感動や新しい世界を知る喜びを体感することは、子どもにとって“かけがえのない一冊”と出会うことであり、心身の健やかな成長の上で大きな意味をもちます。

また読書を継続することにより、子ども自身の「読む力」や自ら「考える力」、豊かな「感性」が育まれ、「表現力」や「コミュニケーションの力」が高められることが期待されます。

情報化が進み、従来の紙媒体の「本」に加え、「電子書籍」も普及しつつある今日では、読書の形も大きく変わってきています。加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのリモートワークや学校の休校など、地域の図書館や学校図書館を利用できない状況がある中でも、子どもがより多くのすばらしい本と出会うことができるよう、支えていくことが必要です。

そのためには、すべての子どもに本と出会う機会を等しく提供し、子どもが自ら本に手を伸ばし、その扉を開くことができるよう、より一層の環境づくりに取り組むことが求められます。また、子どもの発達段階や生活のあらゆる場面で、周りの大人が「子どもと本をつなぐ」役割を担う存在であることを十分認識することが必要です。

子どもの読書に関するこのような基本認識は、平成 18 年度の第１次計画の開始から約 15 年を迎える今日でも、変わるものではありません。本市は、第１次～第３次計画における基本的な考え方を踏襲した上で、引き続き、

すべての子どもたちが本に親しむことができるまち　ふじさわ

をこの計画の「基本理念」として掲げます。

第３次計画においては、市民みんなで、地域社会全体で見守ることの大切さを意識して、「みんなで伝えよう　読む楽しさ」「みんなで育もう　読む力」「みんなで見守ろう　子どもの読書」を計画推進のキャッチフレーズとして掲げてきました。第４次計画においても、引き続き地域全体での推進を目指すため、第３次計画のキャッチフレーズを踏襲し、市民への計画周知に努めます。

みんなで伝えよう　読む楽しさ
みんなで育もう　読む力
みんなで見守ろう　子どもの読書

（２）計画推進の基本的な考え方と視点

本市では、第１次計画からすべての子どもたちが読書に親しむことができる環境の整備のために、３つの基本方針に基づいて、関連する施策・事業に取り組んできました。

第２次計画では、第１次計画の基本方針を踏襲した上で、「すべての子ども」に読書の喜びや楽しさを体感できる機会を一層提供していくことの必要性や、読書環境づくりの重要性を考え、３つの視点を設定しました。さらに、１人の子どもが成長する過程の発達段階にあわせた取組を示し、これに基づき、家庭・学校・地域・ボランティアなど社会全体で子どもの読書活動を支えるために、さまざまな施策や事業に取り組んできました。そして、第３次計画でも、その考え方は引き継がれています。

こうした基本的な考え方は、第４次計画においても変わるものではありません。第４次計画も、第３次計画の考え方を踏襲し、次の３点を基本として、計画を進めていきます。

①子どもの読書活動推進の中心的な役割を担う、市民図書館や学校図書館の充実に努める。
②家庭や地域を含めた社会全体が協力や連携して計画を進める。
③大人の干渉や強制によらない、子どもたちが自ら本の楽しさを発見できる環境づくりに努める。

子どもの読書活動を推進するためには、社会全体がこうした考えを共有し、子どもの読書活動をみんなで支えていくということが大切です。子どもと同じ社会に生きる大人が、すべての子どもに読書の喜びや楽しさを伝えることによって、子どもにとって“かけがえのない一冊”に出会える社会となります。

このような認識のもとで、第４次計画では、第３次計画における４つの「目標」を踏襲し、引き続き、地域一体となって基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

【目標】
1　すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う
2　子どもの「読む力」を育み、伸ばす
3　地域のちからをつなげる
4　みんなで子どもの「読書」を見守る

【目標１】すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う

～すべての子どもに「読む」楽しさを伝え、自ら喜びを体感できる環境をつくる

子どもが自主的に本の楽しさを発見できるようにするための働きかけは、一人ひとりの子どもの発達段階や状況に即していなければなりません。すべての子どもが等しく学ぶ機会をえることができ、それぞれの乳幼児期から発達段階に応じて能力を高め、学んだことを表現する力を身に付けられるよう、以下の取り組みを進めます。

●乳幼児期の子どもを「読書」の楽しさへ誘う

ブックスタート事業や乳幼児向けおはなし会など、乳幼児期の子どもに対する読書支援の意義は、単に乳幼児期だけではなく、子どもが成長した後についても認められます。子どもと保護者にとっての適切な支援策として、各種保健事業等を活用した読書活動の充実を引き続き図っていきます。

●小学生期、中学生・高校生期の子どもをさまざまな場で「読書」の楽しさへ誘う

小学生期、中学生・高校生期の子どもが、あらゆる機会・あらゆる場で本にふれて本を身近に感じ、読書への興味・関心をもち続けられるようにするためには、子どもにとって本のある環境が身近になるよう整備に努めることが重要です。そこで、学校や地域の図書館だけではなく、子どもに関わるさまざまな施設や機会を活用するなどして、身近な読書環境の整備に取り組みます。

【目標２】子どもの「読む力」を育み、伸ばす

～子どもの発達段階や個性を踏まえ、「読む力」を育み、能力を伸ばす機会をつくる

子どもたちが読書習慣を持ち、生涯にわたり読書を継続していくことができるよう、子どもにとって最も身近で、かつ平等に読書に親しむことができる場である学校や学校図書館において以下の取り組みを進めます。

●学校教育における読書活動によって、「読む力」を育み、伸ばす

就学後の子どもにとって、家庭と同じく生活の基盤となるのが、学校です。子どもが継続した読書習慣をつけるために、学校での教育や生活を通して、子どもの「読む力」が育まれるように努めます。

●学校図書館の充実によって、「読む力」を育み、伸ばす

本市の学校図書館については、学校図書館専門員が市立小・中学校の全校に配置にされたことにより、以前に比べて環境が整ってきました。今後も引き続き学校図書館のあり方や、学校図書館に関わる人材のあるべき姿について検討等を行い、学校図書館の一層の整備充実を図ります。また、市民図書館と学校図書館担当者との連携会議を開催し、情報交換等を行い、連携・協働を進めます。

【目標３】地域のちからをつなげる

～家庭・学校・地域及び行政が協働して効果的な取組を進める

子どもが自主的に読書をする上では、子どもにとって身近なところで本と出会えるような環境が整っていることが大切です。

家庭・学校・地域及び行政といった地域社会全体が連携・協力しながらそれぞれの役割を果たし、次のとおり、地域のちからをつなげて、豊かな読書環境を整えていく必要があります。

●市民図書館・市民図書室と利用者をつなげる

市民図書館・市民図書室の充実を図り、地域における読書活動推進の拠点機能の強化を目指します。図書資料の充実に取り組むとともに、情報化社会である今日の図書館として、情報発信機能の充実にも努めます。

また、市民図書館・市民図書室がすべての子どもにとって身近な施設となり、より一層利用されるようにするため、さまざまな世代の子どもや、利用にあたり困難を伴う子どもなど、それぞれの状況に合ったサービスを検討します。あわせて、子どもと本とをつなぐボランティア等の人や、関連する各施設等との連携にも取り組みます。

●子どもに関わる施設・団体等をつなげる

家庭・学校・地域の図書館以外でも、子どもがさまざまな人や場を通して本にふれるということは、子どもが読書に親しむ上で重要なことです。

すべての子どもが読書に親しむ機会を充実させるために、地域のさまざまな施設等が互いにつながり合って、読書推進のための拠点となることを目指します。

●子どもと読書に関わる人のちからをつなげる

子どもは、本を手渡してくれる大人の存在を通して、本の楽しさを知っていきます。本市では、多くのボランティアが子どもの読書活動に関わり、子どもが本に親しむ環境を支えています。子どもや読書に関わる市民ボランティアの存在は大きく、その力を十分に発揮できるようにするため、今後ともボランティアの育成や活動を支援します。

【目標４】みんなで子どもの「読書」を見守る

～地域社会全体で子どもが「読書」に親しめるような社会をつくる

地域全体で子どもが本に親しむ環境をつくるため、以下の取り組みを進め、子どもと読書に関わる市民の活動を支えます。

●地域のみんなが本に親しみ、子どもの読書を見守る

子どもの読書活動を推進するためには、保護者など子どもの周囲の大人による関わりが重要です。

各世代で読書に親しむきっかけとなる講座や場所を提供し、子どもとの直接かかわりがある大人だけではなく、地域の大人たちが読書を楽しむ姿によって、子どもに本への親しみを伝えられるように、取組を行っていきます。

●効果的な推進体制で子どもの読書を見守る

子どもの読書活動を推進していくためには、社会状況の変化に対して迅速かつ的確に対応できるような推進体制が必要です。

市が中心となって学校や地域の施設・団体との連携において本計画についての協議や意見交換・情報収集を行い、計画の効果的な推進を図るとともに、地域みんなで子どもの読書環境を見守る仕組みづくりを行います。

２　計画推進のための各主体の役割

この計画の基本的な考え方に沿って、より一層取組の効果を高めるためには、乳幼児期から中学生・高校生期に至るまでの子どもの発達段階に応じた特徴や課題を十分考慮するとともに、家庭や学校など、子どもの生活と読書に関わるさまざまな立場の人や団体等がそれぞれに求められる役割を十分認識し、相互に連携しながら積極的に取り組んでいくことが重要です。

そこで、子どもの日常的な生活の場「家庭」「学校など」「地域」の大きな３つの主体ごとに、それぞれ期待される役割を示すとともに、行政がこれらの取組を支援する上で果たすべき基本的な方向を掲げます。

（１）家庭

家庭は、子どもにとって最も基本的な生活の場です。子どもは家族との交わりの中で、さまざまなことを吸収しながら、成長していきます。家庭では、発達段階に応じた子どもへの支援を心がけながら、子どもに本を読む楽しさや喜び、感動を伝えていくことが求められます。家庭においては、次のようなことを心がけるとよいでしょう。

〇乳児期の子どもは、ぬくもりを感じながら、やさしい声をかけてもらうのが大好きです。子どもとゆったりふれあう中で、子どものしぐさや表情等にあわせて、目と目をあわせ、ゆっくりやさしく語りかけてあげましょう。わらべうたや絵本を使って、語りかけてあげるのもよいでしょう。

〇幼児期には、子どもと一緒に楽しみながら、絵本をたくさん読んであげましょう。子どもはくり返しが大好きなので、子どもが求めてくる時には、気に入った絵本や好きな場面は何度でも読んであげるのもよいでしょう。

〇小学校低学年期になると、自分ひとりでも本が読めるようになりますが、この時期はまだまだ読み聞かせにより本の世界を楽しむ時間をつくることも必要です。また、本から得た感動や知識の喜び等を吸収する時間が必要なこともあるので、子どもの反応をゆっくり受け止めてあげるとよいでしょう。

〇小学校高学年期になると趣味・嗜好も広がり、読む楽しさを知ることもできるようになります。子どもが自ら本を選択し、読む楽しさを体感できる環境づくりを心がけてあげるとよいでしょう。

〇中学生・高校生期は、興味や関心も多様化し、生活や環境も大きく変化する時期です。読書を強制、干渉することなく、自ら多くの本にふれて、一人ひとりがそれぞれの興味や関心に合った本に出会うことができるよう、周囲であたたかく見守り、必要に応じて一人ひとりに見合った働きかけを行ってあげるとよいでしょう。

○ブックリストなど、市民図書館・市民図書室をはじめ身近な施設等が提供する本の情報を活用したり、おはなし会や講演会・講習会等のさまざまな事業に関する情報に日頃から関心をもって参加して、子どもができるだけ多くの本や話にふれる機会を設けるようにしましょう。

○市民図書館・市民図書室など地域の読書に関する施設を子どもが身近に感じられるよう、幼い頃から定期的に一緒に通うなど、施設を利用する機会を設けるようにしましょう。

○子どもの読書活動の意義や必要性を認識し、それぞれの家庭なりに自由な形で読書の時間や読書の日をつくるなどの工夫を行い、保護者や周りの家族も楽しみながら、本に親しむ時間をできるだけ多く設けるようにしましょう。

（2）学校など

子どもにとって家庭と並んで身近な生活の場でもあるのが、乳幼児期においては幼稚園・保育所など、就学後は学校になります。多くの子どもが読書に関する環境を等しく享受できるということも、学校等の大きな役割です。

同じ年頃の子ども同士がともに過ごす学校等では、発達段階に応じた本を一緒に楽しみ共感しあうなど、同じ環境で過ごすことによる読書の喜びを得ることもできます。子どもの年齢や発達に合った読書環境を整備することが求められます。

〈幼稚園・保育所など〉

○幼稚園や保育所等では、発達段階に合った絵本との出会いや楽しさを伝えられるよう、地域のボランティア活動とも連携を図り、読み聞かせやおはなし会等の継続に努めます。

○読書の意義や具体的な読書活動のあり方について、保育士や幼稚園教諭等の理解を深め、本の選び方や読み聞かせ等の研修機会を設けるようにします。

○子どもの周りに絵本等があり、子どもが自由に自然に本に接することができる環境をつくるため、市民図書館の団体貸出※18等も利用しながら「絵本コーナー」等の充実に努めます。

○園内での読書活動が家庭における読書へとつながるように、読書の意義や具体的な読書活動のあり方について保護者への啓発に努め、さまざまな機会をとらえて保護者への読み聞かせのすすめや絵本紹介の充実に努めます。

※18　団体貸出：学校・保育園・幼稚園・高齢者施設などを対象に、まとめて本を貸出する制度です。最大１か月、100 冊まで貸出することができます。

〈学校〉

○小・中学校の学習指導要領では、日常生活における読書活動が活発に行われるようにすること等が挙げられています。学校では児童生徒の読書習慣の動機付けや定着を図るため、学校図書館等を活用して、読書活動や調べ学習等に取り組むよう努めます。

○学校における子どもの読書活動推進のためには、学校図書館の充実が必要です。学校図書館での子どもの読書活動推進のための運営体制や校内の協力・連携体制を確立し、学校図書館のあり方についての検討を進めます。また各学校では、司書教諭を中心に教職員を対象とした研修・意見交換の機会を設け、子どもの読書活動推進の意義等について教職員の理解を深めます。

○学校図書館は、学校における「読書センター」や「学習・情報センター」としての機能を果たします。児童生徒の自由な読書活動を支える場として、また、児童生徒の「居場所」にも資するよう、蔵書の充実や配架・レイアウトの創意工夫等に努め、子どもの多様なニーズに応えられる魅力ある環境づくりを目指します。

○子どもの読書活動を支えるためには、学校図書館にいつも人がいることが大切です。司書教諭・学校図書館専門員だけでなくボランティアも含め、密接な連携体制づくりと、情報交換・研修機会の充実等を図ります。

（3）地域

地域で暮らす一人ひとりの市民は、家庭や学校等での子どもの読書活動を理解し、みんなで支えていく役割を担っています。

地域には、市民図書館をはじめ、公民館、地域子どもの家※19、児童館などさまざまな施設があり、地域家庭文庫※20や子育て支援活動など、子育てや子どもの読書に関わるさまざまな取組も行われています。

子どもが家庭や学校の外で本に親しむための機会を広げるため、子どもが日常的に利用する地域のさまざまな施設は、子どもの読書活動を支える場として、それぞれの特長を活かしていくことが必要です。

※19　地域子どもの家：地域の子どもが身近な場所で自由にのびのび遊べるよう、遊具や図書コーナー等が設置された本市の施設のことです。市内に 17 か所あります。

※20　地域家庭文庫：個人やグループが自宅を開放したり、地域の施設の集会所等を利用して児童書を貸し出す活動のことです。子どもを対象に図書の閲覧や貸出を行うほか、おはなし会や読み聞かせを行う文庫もあります。

〇地域で活動している読み聞かせボランティアのほか、地域の子どもと関わりをもつ関係団体・施設等においても、子どもの読書活動に対する理解や関心を深め、さまざまな機会を捉えて、子どもが主体的に本に親しめるような環境づくりに取り組みます。

〇子どもを取り巻く地域社会全体が子どもの読書活動の意義や必要性を理解するよう、さまざまな人や団体に対する周知の機会の充実に努めます。

〇地域で活動する各団体・施設等が連携しあい、社会全体での取組が広がるように努め、子どもが成長する中で多面的に読書環境づくりを支援することができるような取組を目指します。

（４）行政

市は、子どもの読書活動に関する取組を総合的、体系的に推進する環境を整備するため、市民図書館等の関連施設の整備充実をはじめ、庁内関係各部署との施策連携の強化や関係機関・団体の取組に対する支援の充実等を図ります。また、子どもの読書を取り巻く社会状況の変化等に的確に対応した取組を行うことができるよう、情報収集や関係者間の協力連携の推進に努めます。

〇社会全体、市民一人ひとりが子どもの読書活動に関心をもち、理解を深めることができるように啓発に努め、あわせて市民や関係者の読書活動支援にも努めます。

〇市民図書館・市民図書室や学校図書館等に求められる機能が十分発揮できるよう、施設環境の整備充実や運営体制面の強化、各施設の連携等に努め、情報収集と情報発信に努めます。

〇子ども読書活動推進会議等を通じて、教育、子育て支援、青少年育成、母子保健など市の関係施策・事業との横断的な連携を図り、一体的、効果的な取組を進めるとともに、子どもを取り巻く社会状況の変化等に柔軟に対応し、計画の適切な進行管理を図ります。

〇子どもの読書活動に関わる人の存在の重要性を認識し、各施設・団体等で子どもの読書に関わっているボランティアの活動や研修の機会を支援し、庁内関係各課・施設等はボランティアの受入体制を整備するように努めます。

〇子どもに関わる地域のさまざまな施設等で、子どもが本と出会う機会の拡充を図り、子どもや保護者等が気軽に読書相談できるように、環境づくりに努めます。

3　施策の体系

第１～３次計画の基本目標及び基本方針を踏まえるとともに、子どもを取り巻く社会状況の変化や国、県の動向を踏まえ、本市における子ども読書活動推進に向けた取組を進めるため、関連施策・事業を次のとおり体系化します。

この体系のもとで、行政内部の関係部署の連携はもとより、地域全体が協働して、子どもの読書活動支援に取り組みます。

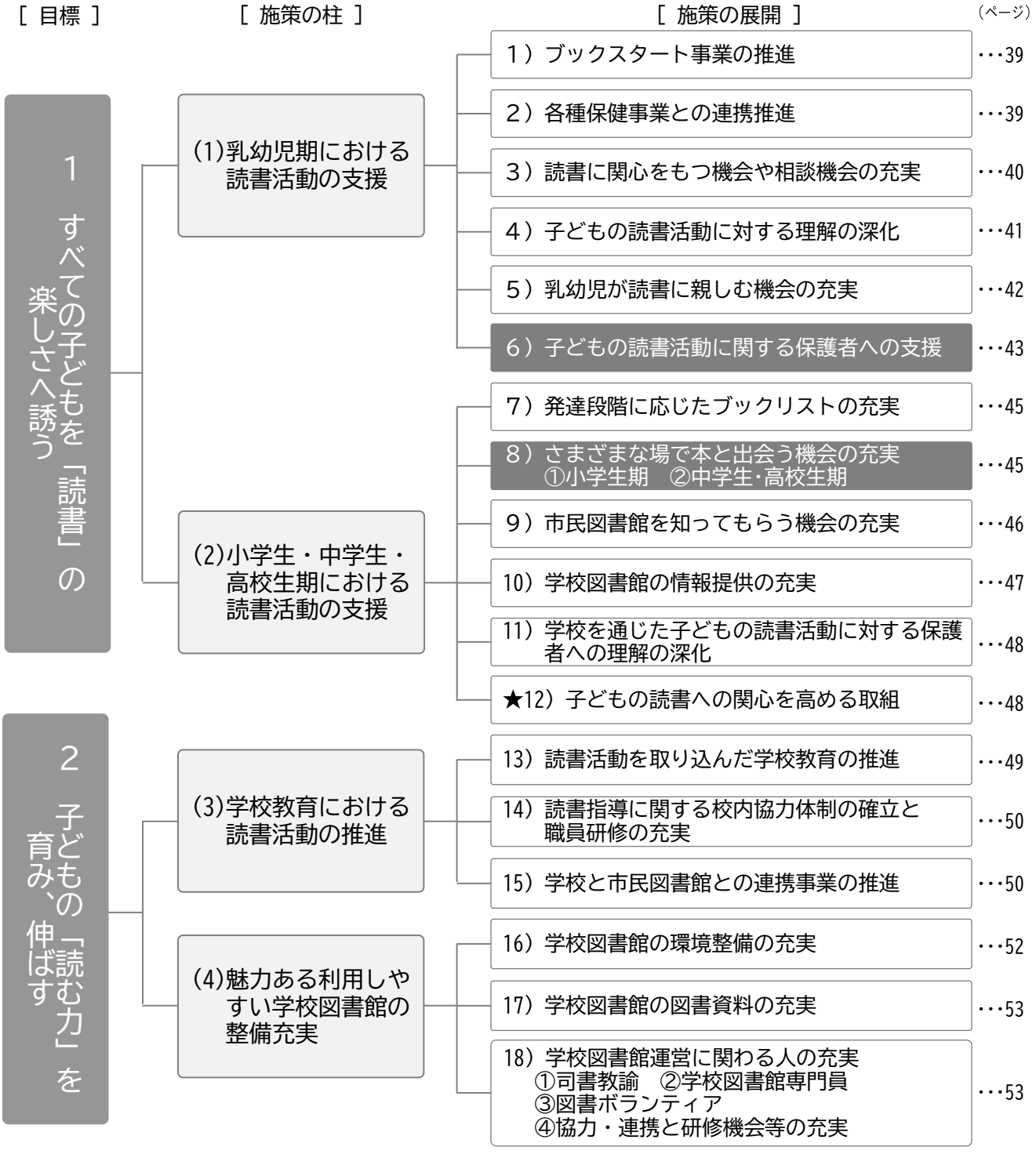

［ 目標 ］ ［ 施策の柱 ］ ［ 施策の展開 ］ （ページ）

3 地域のちからをつなげる

(5)読書活動推進の拠点として利用者に身近な市民図書館・市民図書室づくりとネットワーク化の推進
- 19）図書資料の充実 ･･･56
- 20）快適な市民図書館の環境づくりの推進 ･･･56
- 21）市民図書館の情報発信機能の充実 ･･･57
- 22）レファレンスサービスの充実 ･･･57
- 23）すべての子どもが利用しやすい市民図書館サービスの充実 ･･･58
  - ①乳幼児期の子どもとその保護者へのサービス
  - ②小学生期の子どもへのサービス
  - ③中学生・高校生期の子どもへのサービス
  - ④支援を要する子どもへのサービス
- 24）保護者や保育・教育関係者への働きかけ ･･･60
- 25）ボランティアの養成と相互連携機会の充実 ･･･61
- 26）学校や子どもに関わる施設・団体等との連携事業の推進 ･･･61
- 27）市民図書館内の体制の充実 ･･･62

(6)地域の子どもに関わる施設・団体等における読書環境整備と協力連携体制の推進
- 28）さまざまな施設や場所における子どもの読書活動の推進 ･･･64
  - ①幼稚園、保育所等　②児童クラブ
  - ③地域子どもの家、児童館等
  - ④青少年会館　⑤医療機関等
- 29）図書資料の充実 ･･･64
- 30）本に親しむ機会や読書相談機会の充実と意識啓発の推進 ･･･65
- 31）関連施設・団体等との協力連携の推進 ･･･65

(7)地域での読書活動を支える人材の育成と協力連携の推進
- 32）ボランティアの養成と活動への支援の充実 ･･･66
- 33）情報交換機会の充実 ･･･67
- 34）関連施設によるボランティアの受入体制の整備及び施設相互の連携支援 ･･･67

4 みんなで子どもの「読書」を見守る

(8)読書に親しむための人づくり
- 35）子どもの読書活動に対する意識の高揚 ･･･69
- 36）子どもの読書活動に関する情報提供の充実 ･･･69
- 37）各世代に対する読書活動支援のための機会の充実 ･･･70

(9)計画の効果的な推進体制づくり
- 38）「藤沢市子ども読書活動推進会議」の開催 ･･･71

第４章　施策の展開と事業

１　【目標１】すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う

（１）乳幼児期における読書活動の支援

乳幼児期の子どもに対しては、１歳６か月児健診時に行うブックスタート事業、３歳６か月児健診時の啓発リーフレットの配付など、各種保健事業等と連携を図って、乳幼児とその保護者が家庭において本に親しむための支援に取り組んできました。

今後も、各種保健事業とさらに連携を図るとともに、幼稚園・保育所等や子育て支援センターなど、地域のさまざまな場において、乳幼児期の子どもとその保護者が本に出会うことができるように、環境の整備を目指します。

また、乳幼児期の子どもにとっての基本的な生活の場は家庭であることから、保護者が子どもの読書活動の意義や読書の楽しさを知ることができるように、乳幼児期の子どもとその保護者が「読書」の楽しさを感じることができるように、支援していきます。

【施策の柱と施策の展開】

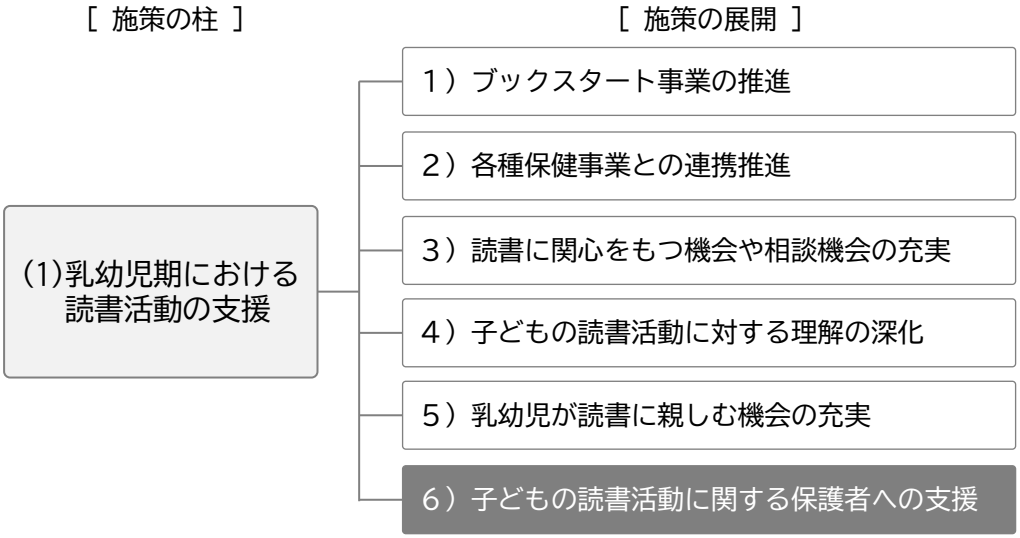

◎　施策の柱、施策の展開、各事業欄の表記について（凡例）

- ✧　施策の柱、施策の展開の体系図のうち、■ は第３次計画の取組をより充実・発展させた施策を、★は新規追加部分を指します。
- ✧　各事業名欄のうち、【拡充】とは、事業の一部分が第３次計画で位置づけられていて、第４次計画で内容を充実・発展させていくものを指します。また、【新規】とは第４次計画で新たに盛り込んだ事業を指します。
- ✧　関係部署等欄の「◎」は主管課を、「○」は連携部署を示します。ここでは、関係部署等を本市の課の単位で表記しているため、例えば、各市民図書館・各市民図書室は総合市民図書館に包含されています。

◆施策の展開１　ブックスタート事業の推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
1	ブックスタート事業	１歳６か月児とその保護者を対象に、絵本を通じて子どもとともに楽しいひとときを過ごし、乳児期からの読書推進の重要性を広く知ってもらえるよう、子育て企画課、子ども健康課、市民図書館、地域のボランティアが協働し、引き続きブックスタート事業を推進します。 市民図書館・市民図書室、子育て支援センターなど地域のさまざまな場を活用し、ブックスタート事業の周知を図ります。 また、これまでに参加経験のない保護者の利用を促し、参加しやすくなる方策について、子育て支援策等とあわせて検討するとともに、内容の充実を図ります。 **《主な取組》** ◆ ブックスタート事業の実施 ◆ 市民図書館・市民図書室等における事業周知 ◆ 「子育て応援メッセ」事業を活用した事業周知 ◆ 子育て支援センターなど地域のさまざまな場を活用した事業周知の実施 ◆ 集団健診外の経過健診等でのブックスタート・パックの配付 ◆ ブックスタート事業実施課の連携によるブックスタート・パックの中身の充実 ◆ ブックスタートボランティア研修会等の実施	◎総合市民図書館 ◎子育て企画課 ◎子ども健康課

◆施策の展開２　各種保健事業との連携推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
2	各種保健事業との連携	「こんにちは赤ちゃん事業」、「もぐもぐ教室」、「３歳６か月健診」などの各種保健事業と連携し、幅広い年齢層への啓発を進め、読書に関する相談の機会の充実を図ります。 **《主な取組》** ◆ 「こんにちは赤ちゃん事業」時の乳幼児家庭向け啓発リーフレット配付 ◆ 「もぐもぐ教室」時等における啓発 ◆ ３歳６か月児健診時に幼児家庭向け啓発リーフレット配付	◎総合市民図書館 ◎子ども健康課

◆施策の展開３　読書に関心をもつ機会や相談機会の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
3	母子手帳交付時等における子どもの読書活動の啓発	母子健康手帳交付時や出生届出時、妊娠中の講座（マタニティクラス）、母子訪問指導等の機会を捉え、子どもと読書の啓発パンフレットを配付するなど、保護者が子どもの読書に関心をもつ機会の拡充を図ります。 **《主な取組》** ◆ 母子手帳交付時の図書館と読書に関する啓発リーフレット配付	◎総合市民図書館 ○子ども健康課
4	子育て支援事業における子どもの読書活動に関する機会提供	「子育て支援センター」や「巡回子育てひろば」等の事業と連携して、保護者が子どもの読書活動に関心をもち、子どもが読書に親しむ機会を提供します。 **《主な取組》** ◆ 「子育て支援センター」における絵本とのふれあい機会の提供 ◆ 「子育て支援センター」や「巡回子育てひろば」等の事業における、各種ブックリストや子どもの読書活動に関するチラシ等の設置、配布	◎総合市民図書館 ○子育て企画課
5	図書館における読書相談	子どもとその保護者が本について気軽に問いあわせを行うことができるように、市民図書館・市民図書室での読書相談を充実させます。 **《主な取組》** ◆ 夏休み期間中の市民図書館での子ども向けのカウンターの確保、開設 ◆ 市民図書室における読書相談への市民図書館からの支援の実施 ◆ 市民図書館・市民図書室におけるブックリストの設置、配布及び読書相談におけるブックリストの活用	◎総合市民図書館
6	幼稚園・保育所等における子どもの読書活動に関する機会提供	幼稚園・保育所等の図書コーナーや、おはなし会等の読み聞かせの機会の充実を図ります。また、施設の職員の技能向上のため、子どもの読書活動に関する研修機会の拡充を働きかけます。市民図書館は、こうした幼稚園・保育所等の取組について必要な支援に努めます。 **《主な取組》** ◆ 幼稚園・保育所等における図書コーナーの設置 ◆ 市民図書館からの絵本・児童書等の提供やブックリスト等の活用 ◆ 幼稚園・保育所等における読み聞かせ等の実施 ◆ 乳幼児に関わる職員等への子ども読書活動に関する研修機会等の提供	◎総合市民図書館 ◎保育課

◆施策の展開４　子どもの読書活動に対する理解の深化

No.	事業名	事業内容	関係部署等
7	地域の施設・団体等との連携	地域の子どもに関わる施設･団体等と連携し、発達段階に応じたブックリストを作成･配布するなど、子どもの読書活動に関する情報提供を行うとともに、読書活動の重要性について理解を深めていきます。 **《主な取組》** ◆ 発達段階に応じたブックリストの作成・配布 ◆ ブックリスト等を活用した各施設･団体利用者への情報提供 ◆ ブックリストを参考にした図書コーナー等の設置	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○保育課 ○青少年課 ○教育指導課 ○学務保健課
8	子どもの読書活動に関する講座・講演会事業	市民図書館や公民館等で行われる子どもの読書活動に関する講座や研修会等への参加を促進し、保護者が子どもの読書活動について理解を深めることを支援します。 **《主な取組》** ◆ 子どもの読書活動に関する講座・講演会事業の実施	◎生涯学習総務課（公民館） ◎総合市民図書館
9	子育て応援事業等における子どもの読書活動啓発事業	各地区で開催される「子育て応援メッセ」など、子育て中の保護者が多く集う子育て応援事業の機会を捉え、保護者への啓発を行います。 **《主な取組》** ◆ 「子育て応援メッセ」における「市民図書館」「ブックスタート事業」等の展示ブース出展	◎総合市民図書館 ◎子育て企画課 ○生涯学習総務課（公民館）
10	子育て支援事業等の活用事業	「つどいの広場※21」や「子育てふれあいコーナー」（地域子どもの家・児童館）等の事業と連携し、子どもの読書活動の重要性について周知していきます。 **《主な取組》** ◆ ブックリストなど子どもの読書活動に関する資料の設置、配布	◎総合市民図書館 ◎子育て企画課
11	幼稚園、保育所等を活用した子どもの読書活動啓発事業	幼稚園、保育所等において、「保育園だより」等を活用し、乳幼児期の子どもの読書活動の啓発に努めます。 **《主な取組》** ◆ 「保育園だより」等による子どもの読書活動の啓発	◎保育課
12	インターネット等の活用による情報発信	市民図書館のホームページのほか、「子育てアプリふじさわ」など乳幼児をもつ保護者の利用が多い情報発信媒体も活用して、子どもの読書活動の重要性についての周知を拡充していきます。 **《主な取組》** ◆ 市民図書館ホームページ等での子どもの読書活動についての情報提供 ◆ 「子育てアプリふじさわ」等の活用による子どもの読書活動に関する情報提供	◎総合市民図書館 ◎子育て企画課

※21　つどいの広場：乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流できる場で、子育てアドバイザーによる子育て相談や情報提供等も行っています。

◆施策の展開５　乳幼児が読書に親しむ機会の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
13	市民図書館におけるおはなし会	乳幼児が読書に親しめる機会をできるだけ多く提供できるよう、各市民図書館・市民図書室で実施しているおはなし会等について、充実を図ります。 **《主な取組》** ◆ 市民図書館・市民図書室における乳幼児向け事業の実施 ◆ 市民図書館における近隣施設からの来館おはなし会の受入	◎総合市民図書館
14	さまざまな施設におけるおはなし会	地域のさまざまな施設や場所を利用したおはなし会等の機会を充実させ、子どもが本に親しむ機会を提供していくとともに、必要に応じてボランティアとの連携を図ります。 **《主な取組》** ◆ 地域のさまざまな施設におけるおはなし会など読み聞かせの実施 ◆ 市民図書館等のおはなし会ボランティアへの情報提供を通したボランティア募集等の周知	◎子育て企画課 ◎青少年課 ○総合市民図書館
15	幼稚園、保育所等における本と親しむ機会への取組	幼稚園、保育所等に対して、就園前の地域の子どもとの交流を図る「おたのしみ会」等において本と親しむ機会を設けること等を働きかけます。また、市民図書館では幼稚園・保育所等との連携を深め、職員やボランティアの派遣などその実施に必要な支援を行います。 **《主な取組》** ◆ 幼稚園・保育所等における図書コーナーの設置やブックリストの配布 ◆ 施設内でのおはなし会等の実施 ◆ 近隣の市民図書館の利用	◎子育て企画課 ◎保育課 ○総合市民図書館
16	外出困難な乳幼児とその保護者への子ども読書活動支援事業	外出が困難な乳幼児とその保護者への支援として、ブックリストの配布など情報提供の仕組みや、保護者からの読み聞かせについての相談への対応など、必要な支援を行います。 **《主な取組》** ◆ ブックリストなど情報提供 ◆ 読み聞かせについての相談等への対応	◎総合市民図書館 ◎子ども健康課
17	乳幼児向け資料整備	市民図書館・市民図書室や地域のさまざまな施設や場所において、乳幼児と保護者が本に親しむことができるように、資料の充実に努めます。 **《主な取組》** ◆ 乳幼児向け図書の収集 ◆ 乳幼児をもつ保護者向け図書の収集 ◆ ブックリスト等の活用	◎総合市民図書館 ◎子育て企画課 ○青少年課

◆施策の展開６　子どもの読書活動に関する保護者への支援

No.	事業名	事業内容	関係部署等
18	保護者に対する情報提供 【拡充】	乳幼児の保護者等に向けて、発達段階に応じたブックリストや子どもの読書活動に関するリーフレット等を、地域の子どもに関わる施設・団体等で配布するなど、子どもの読書活動に関する情報提供を行います。 また、リーフレットの作りを工夫し保護者等が簡単に情報を得られるようにします。 **《主な取組》** ◆ ブックリストや、子どもの読書活動に関するリーフレット等の作成・配布	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○青少年課
19	読み聞かせ体験の提供	保護者が絵本の読み聞かせについて情報を得ることができるように、市民図書館と幼稚園・保育所等が連携を深め、読み聞かせを体験することができる機会の充実に努めます。 **《主な取組》** ◆ 保護者がともに参加できるようなおはなし会の実施 ◆ 発達段階に応じたブックリスト等の配布	◎総合市民図書館 ◎保育課 ○子育て企画課
20	子どもの本に関する保護者向け読書相談事業	市民図書館・市民図書室では、おはなし会の機会等を充実させるとともに、保護者からの読書相談等を積極的に受け付けます。 **《主な取組》** ◆ おはなし会の実施 ◆ ブックリストの活用など、子どもの本の情報提供や読書相談への対応	◎総合市民図書館

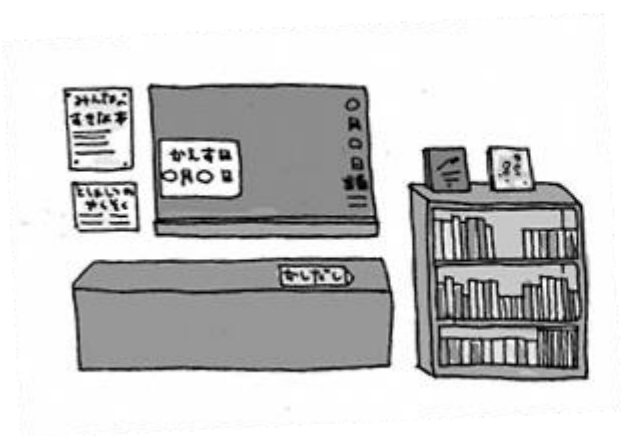

（２）小学生・中学生・高校生期における読書活動の支援

小学生・中学生・高校生期は、子どもの興味・関心が多様化、拡大し、また生活や環境が大きく変化する時期であり、本の好みや本との出会い方もさまざまになってきます。

子どもが読みたい、調べたいと思う新鮮で魅力ある多様な本、又はその子どもにとって“かけがえのない一冊”の本と出会うことのできる機会をつくっていくためには、子どもの発達段階にあわせたさまざまな形での情報提供や、子どもにとって身近な場所での読書環境づくりが大切になってきます。子どもが本や読書に親しみ、読書の楽しさを感じることができるような取組を進めます。

また、子どもが読書への関心を高める取り組みとして、子どもから本に対する情報を発信する機会をつくります。

【施策の柱と施策の展開】

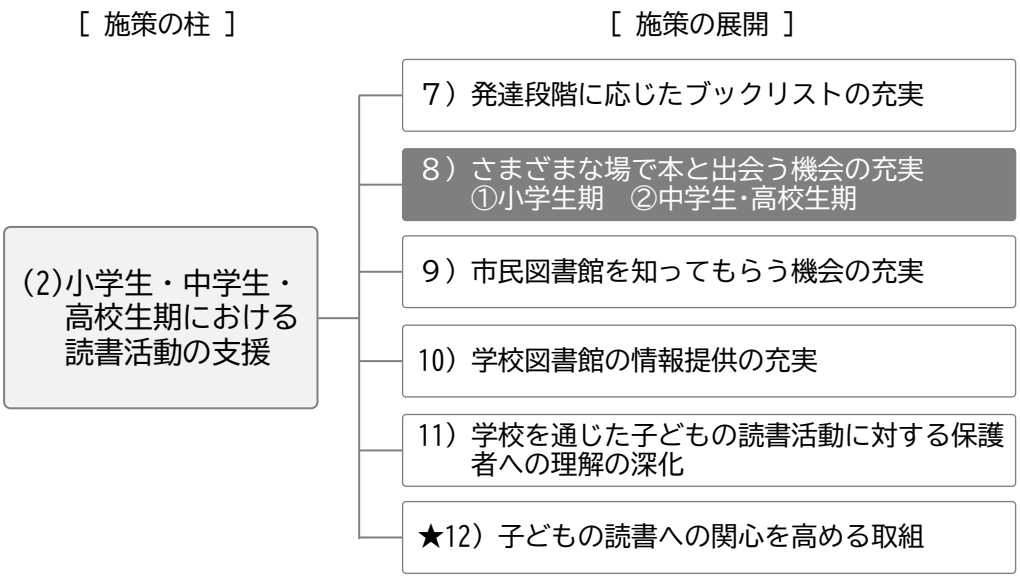

◆施策の展開７　発達段階に応じたブックリストの充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
21	ブックリストの活用事業	小学生、中高生それぞれの発達段階に応じたブックリストを作成し、学校等を通じて活用を促します。 **《主な取組》** ◆ 図書館利用案内リーフレットの作成・配布 ◆ 小中学生向けブックリストの作成・配布 ◆ 小学校低学年向けブックリスト「はじめて出会う物語」の作成・配布 ◆ 中高生向け情報紙『Young Adult 通信』の作成・配布	◎総合市民図書館 ○小・中学校

◆施策の展開８　さまざまな場で本と出会う機会の充実
①小学生期　②中学生・高校生期

No.	事業名	事業内容	関係部署等
22	資料の充実のための市民図書館と学校図書館等の連携事業	子どもの興味や関心に応えられる魅力ある図書資料を提供できるよう、市民図書館・市民図書室と市内にある小・中学校や高校の学校図書館等が連携・協力し、資料の充実に努めます。 **《主な取組》** ◆ 市民図書館と学校図書館の連携事業（団体貸出、リサイクル資料提供、利用ガイダンス等）の実施	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ○小・中学校
23	子どもの居場所づくり事業との連携	児童クラブや放課後子ども教室など、子どもの居場所づくり事業と関連づけながら、子どもが本に出会い、親しむ機会を提供します。 **《主な取組》** ◆ 各施設での図書コーナー等の設置	◎青少年課 ◎教育指導課 ○総合市民図書館
24	発達段階に応じた本の紹介 【拡充】	市民図書館・各学校等では、徐々に興味の幅が広がる小学生期以上の子どもに対して、さまざまな本に出会うことができるよう、発達段階に応じたブックリストの活用、ブックトークの実施など、本に出会い、親しむ機会の充実と周知方法を検討します。 **《主な取組》** ◆ 発達段階に応じたブックリストの作成・配布 ◆ 年齢に応じたおはなし会やブックトーク等の実施 ◆ 年齢やテーマにあわせた紹介展示 ◆ ブックリストや展示などの周知方法の検討	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ○小・中学校

No.	事業名	事業内容	関係部署等
25	市民図書館での中学生・高校生等の受け入れ	市民図書館では各学校等との連携により、職場体験・インターンシップ、ボランティア体験等を積極的に受け入れるとともに、ワークショップなど体験型の事業を行うなど、中学生・高校生等が図書館に親しむ機会の充実に努め、市民図書館のヤングアダルトサービスの充実を図ります。 **《主な取組》** ◆ 職場体験、インターンシップ、ボランティア体験等の受入 ◆ ワークショップ等の実施	◎総合市民図書館 ○小・中学校
26	地域のさまざまな施設における子どもの読書活動	市内の児童館や地域子どもの家をはじめ、子どもが日常的に利用する施設では、市民図書館と連携しながら図書資料の充実やおはなし会等の充実を図ります。 **《主な取組》** ◆ 市民図書館との連携事業（団体貸出、リサイクル資料等の利用）の実施 ◆ さまざまな施設への図書コーナーの設置 ◆ おはなし会など読み聞かせ機会充実	◎青少年課 ○総合市民図書館

◆施策の展開９　市民図書館を知ってもらう機会の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
27	市民図書館ＰＲ事業	『図書館だより』やホームページについて、子どもにも読まれ、利用されるよう内容の充実を図り、さまざまな本の紹介や行事等の情報を発信します。 **《主な取組》** ◆ 『図書館だより』の活用 ◆ 図書館ホームページによる情報発信（行事、展示、本の紹介）	◎総合市民図書館
28	市民図書館の資料による子どもの読書活動への支援	子どもの多様な読書要求に応えられるよう、図書資料の充実に努め、積極的な情報提供を図ります。 **《主な取組》** ◆ 児童図書の収集 ◆ ブックリストの作成・配布	◎総合市民図書館
29	市民図書館等の環境づくり	子どもが自ら自由に本を探し、落ち着いて本を読んだり、学習したりできるよう快適な空間づくりを継続します。 **《主な取組》** ◆ 配架、展示、掲示等の工夫による親しみやすく利用しやすい空間づくりの実施	◎総合市民図書館

No.	事業名	事業内容	関係部署等
30	図書館に親しむための体験や情報提供	図書館見学、体験学習や職場体験を企画し、子どもが本と出会える機会、子どもとの意見交換の機会を図ります。 また、子どもが図書館の使い方等を知ることができるように、地域の子どもに関わる施設・団体等の協力・連携により、市民図書館の利用案内等の情報提供に努めます。 **《主な取組》** ◆ 学校等からの図書館見学やおはなし会、利用ガイダンス等の受入 ◆ 図書館利用のきっかけとなるような行事の実施 ◆ 地域の施設における図書館利用案内等情報の配布提供	◎総合市民図書館 ○青少年課
31	ネットワーク事業の推進	子どもにとって身近な地域の市民図書室から市民図書館の資料検索ができるようにするなど、子どもが図書室を利用しやすくするためのシステム整備のさらなる充実に努めます。 **《主な取組》** ◆ 市民図書室オンライン化等ネットワーク事業の実施	◎総合市民図書館
32	読書相談体制の整備	子どもが気軽に調べものや、本のことについて相談ができるよう市民図書館の児童サービス体制の整備を図ります。 **《主な取組》** ◆ フロアワークの充実など体制の整備	◎総合市民図書館

◆施策の展開 10　学校図書館の情報提供の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
33	学齢に応じた情報提供	学校図書館が子どもにとって身近であり、本に関する情報を得られる場となるよう、ブックリストの作成など学齢に応じた情報提供の充実を図ります。 **《主な取組》** ◆ 『図書だより』等による本の紹介 ◆ 市民図書館ブックリストの活用等による学校図書館での情報提供	◎教育指導課 ◎小・中学校 ○総合市民図書館

◆施策の展開 11　学校を通じた子どもの読書活動に対する保護者への理解の深化

No.	事業名	事業内容	関係部署等
34	学校を通じた子どもの読書活動啓発事業	「子ども読書の日」や「読書週間※22」等の期間を中心に『学校だより』や『図書だより』等を通じて、本の紹介や子どもの読書活動の様子等を保護者に知らせ、子どもの読書に対する理解を深めていきます。 また、学校ＰＴＡ活動等と連携し、保護者に対する啓発の機会を充実させます。 **《主な取組》** ◆ 『学校だより』『図書だより』等による子どもの読書活動の紹介 ◆ 保護者への啓発機会の充実	◎教育指導課 ◎小・中学校 ○総合市民図書館 ○青少年課 ○学務保健課

◆施策の展開 12　子どもの読書への関心を高める取組

No.	事業名	事業内容	関係部署等
35	子ども同士で本を薦め合う 【新規】	子どもの読書への関心を高めることができるよう、子ども同士、または子どもから大人へ本の情報を発信する機会を提供します。 **《主な取組》** ◆ 一日子ども司書体験、POP 作成等の実施 ◆ みんなでつくろう！本の木の実施 ◆ ビブリオバトル※23 などの開催の検討	◎総合市民図書館 ○教育指導課 ○小・中学校

※22　読書週間：毎年 11 月３日（文化の日）を中心とした前後２週間の期間のことで、全国各地で本や読書に親しむためのさまざまな行事が行われています。また、毎年４月 23 日～５月 12 日の約３週間の期間は「こどもの読書週間」であり、子どもに本を勧めるとともに、大人が子どもの読書の大切さを考える機会として、図書館や書店、学校等を中心にさまざまな行事が行われています。

※23　ビブリオバトル：「ビブリオ」は書物などを意味するラテン語由来の言葉で、ゲーム感覚を取り入れた「書評合戦」のことです。

2　【目標２】 子どもの「読む力」を育み、伸ばす

（３）学校教育における読書活動の推進

就学後の子どもにとって、学校は家庭と同じく生活の場となります。子どもが継続した読書習慣を身につけ、その読む力が育まれていくために、学校生活を通じた読書活動の推進を図ります。

【施策の柱と施策の展開】

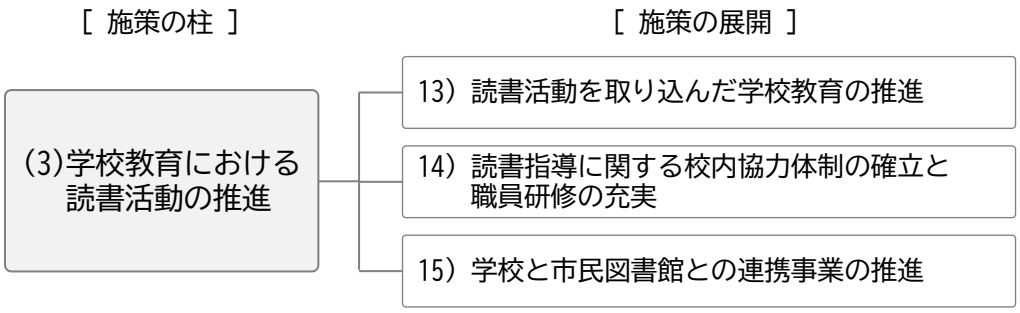

◆施策の展開 13　読書活動を取り込んだ学校教育の推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
36	学校図書館の活用のための整備	「藤沢市立学校図書館運営指針」に基づき、各学校において指導計画、学校図書館に係る年間計画等を定め、学校全体で計画的な取組を行うように努めます。 読書時間の確保とともに、読書指導、各教科・特別活動・総合的な学習の時間におけるさらなる学校図書館の利用を推進します。 『図書だより』の配布、掲示の工夫、学級文庫等の活用により、子どもが本にふれる機会の提供に努めます。 **《主な取組》** ◆ 年間計画等の作成 ◆ 読書時間の確保や、学校図書館を活用した教科指導に関する取組の実施 ◆ 『図書だより』の作成配布 ◆ わかりやすく親しみやすい配架や掲示・展示等の工夫による環境整備 ◆ 学級文庫等の活用	◎教育指導課 ◎小・中学校 〇総合市民図書館

No.	事業名	事業内容	関係部署等
37	情報リテラシー教育	子どもがインターネットや携帯電話等を通した情報の入手・利用の適切なあり方を習得できるよう、発達段階に応じた情報リテラシー教育を推進します。 **《主な取組》** ◆ 情報リテラシー教育の実施	◎教育指導課 ◎小・中学校 ○総合市民図書館

◆施策の展開 14　読書指導に関する校内協力体制の確立と職員研修の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
38	学校における職員体制づくり	司書教諭が学校図書館の職務をさらに円滑に行うことができるように校務の分掌を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりを引き続き進めます。 効果的な読書指導のための校内研修・情報交換の機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進に関する研修への教職員の参加を働きかけます。 **《主な取組》** ◆ 司書教諭の校務分掌※24 整備など、校内協力体制づくりの推進促進 ◆ 子どもの読書活動推進に関する教職員への研修・情報交換等の実施	◎教育指導課 ◎小・中学校 ○総合市民図書館

◆施策の展開 15　学校と市民図書館との連携事業の推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
39	学級文庫や教材として活用する資料充実ための市民図書館活用	学校と市民図書館等との連携を密にし、図書館資料の団体貸出サービスの利用を通した学級文庫の充実や教材としての活用を図ります。 **《主な取組》** ◆ 市民図書館の団体貸出サービスの利用	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ◎小・中学校
40	子どもの読書活動きっかけ体験事業	市民図書館やボランティアの協力のもと、学校におけるおはなし会の開催や図書館訪問、職業体験授業を奨励します。 **《主な取組》** ◆ おはなし会など読み聞かせの実施 ◆ 図書館訪問、図書館職業体験等の実施	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ◎小・中学校

※24　校務分掌：学校運営におけるすべての校務を協力体制で進めていくための役割分担のことです。児童・生徒の生活・進路の指導や時間割の作成、入学式や卒業式、定期テストの準備・採点、保護者団体や同窓会など外部団体との交渉・調整などを教職員で分担して運営しています。

No.	事業名	事業内容	関係部署等
41	市民図書館と学校図書館の連携体制	市民図書館と学校図書館担当者(司書教諭ほか)との連絡会議を開催します。 **《主な取組》** ◆ 市民図書館と学校図書館担当者による連携会議等の開催、相互の情報提供	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ◎小・中学校
42	ブックリストの活用	学年に応じたブックリストを活用し、子どもの読書活動の日常化への動機づけを図ります。 **《主な取組》** ◆ 図書館作成のブックリスト等の活用	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ◎小・中学校

（４）魅力ある利用しやすい学校図書館の整備充実

学校図書館は、学校に通う子どもにとって最も身近な読書環境のひとつであり、特に義務教育期間の子どもにとっては、だれもが平等に本に親しむことのできる場でもあります。

藤沢市内の市立小･中学校では､学校図書館専門員が全校に配置され､｢本がある　人がいる　行ってみたくなる」学校図書館の環境が整備されています。学校図書館に子どもと本をつなぐ「人」のいることの重要性が次第に理解されるようになっており、本を読む場所として学校図書館利用も増えてきています。

子どもの読む力を育み、伸ばすため、学校図書館が魅力的で利用しやすい場所となるように、学校図書館のさらなる充実を目指します。

【施策の柱と施策の展開】

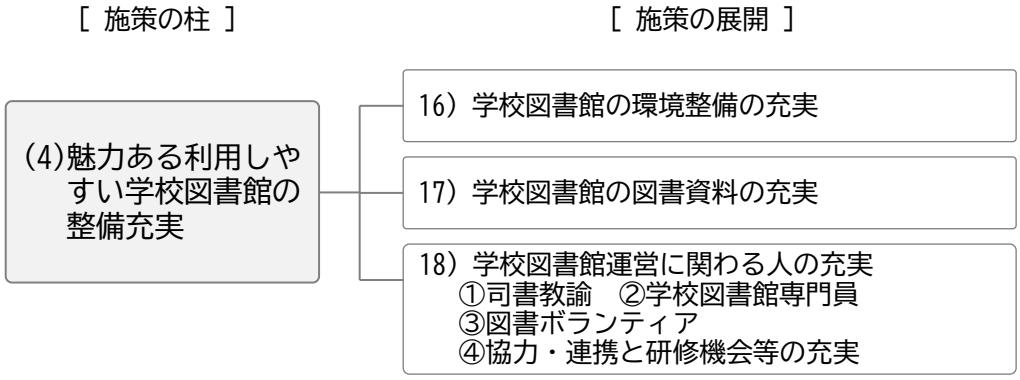

◆施策の展開 16　学校図書館の環境整備の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
43	学校図書館の環境整備	市民図書館や関係機関等と連携し、子どもにとって魅力ある利用しやすい学校図書館の環境整備に努めます。 **《主な取組》** ◆　「藤沢市立学校図書館運営方針」や「藤沢市立学校図書館運営ガイドブック」に基づき整備	◎教育指導課 ◎小・中学校 〇総合市民図書館

◆施策の展開 17　学校図書館の図書資料の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
44	学校図書館の図書資料整備	市民図書館と学校図書館との連携を密にし、学校図書館の蔵書構成や子どもの読書状況の把握に努め、図書資料の選定についてさらに研究を深めます。また、市民図書館の団体貸出も活用しながら、「読書センター」「学習・情報センター」として機能するために、学校図書館の図書資料の充実に計画的に取り組みます。 興味や関心が大きく広がり、流行にも敏感な児童・生徒のさまざまな読書ニーズに的確に応えられるよう、図書資料の収集や本の紹介に工夫を加えるなど、さらなるサービスの充実に取り組みます。 **《主な取組》** ◆ 学校図書館の蔵書構成の把握と目標とする蔵書配分比率の確認 ◆ 的確な選書のための研修機会の確保 ◆ 図書資料の紹介の工夫 ◆ 教職員及び児童生徒のニーズ把握	◎教育総務課 ◎教育指導課 ◎小・中学校 ○総合市民図書館

◆施策の展開 18　学校図書館運営に関わる人の充実

①司書教諭　②学校図書館専門員　③図書ボランティア

④協力・連携と研修機会等の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
45	司書教諭の校内体制	司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるように校務の分掌を整備し、各学校の実情に応じた読書活動をさらに計画的に実施するよう体制づくりを進めます。 また、司書教諭の専任化を県に要望します。 **《主な取組》** ◆ 司書教諭の校務分掌整理など、校内体制の整備 ◆ 司書教諭専任化について県への要望	◎教育指導課 ◎学務保健課 ◎小・中学校 ◎特別支援学校 ○総合市民図書館

No.	事業名	事業内容	関係部署等
46	読書指導のための研修	司書教諭を中心に、効果的な読書指導を行うための校内研修・情報交換の機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進に関する研修への教職員の参加を働きかけます。 **《主な取組》** ◆ 藤沢市学校図書館協議会※25、藤沢市小学校教育研究会※26等による読書指導に関する研究・研修の実施 ◆ 読書指導に関する校内研修や情報交換の実施	◎教育指導課 ◎小・中学校 ◎特別支援学校 〇総合市民図書館
47	司書教諭等による情報交換	市内の各学校の司書教諭が情報交換等を行うことができるよう、機会の提供に努めます。 **《主な取組》** ◆ 司書教諭（学校図書館担当者）による情報交換会	◎教育指導課 ◎小・中学校 ◎特別支援学校 〇総合市民図書館
48	学校図書館に関わる人の体制の整備	学校図書館に関わる人の役割分担を行い、学校図書館や年間指導計画等について情報の共有を図り、円滑な学校図書館運営に向けた取組のさらなる充実を図ります。 **《主な取組》** ◆ 学校図書館専門員の連絡会の充実 ◆ 学校図書館に関わる人同士での情報共有	◎教育指導課 ◎小・中学校 ◎特別支援学校 〇総合市民図書館
49	図書ボランティアの受入・育成	各学校の実情にあわせ、図書ボランティアの受入・育成をさらに推進します。 **《主な取組》** ◆ 図書ボランティアの受入 ◆ 図書ボランティアへの育成及び研修の実施	◎教育指導課 ◎小・中学校 ◎特別支援学校 〇総合市民図書館

※25 藤沢市学校図書館協議会：学校図書館協議会（ＳＬＡ）は、学校図書館の充実発展と青少年読書の振興を図るため、学校図書館活用や読書推進に関する調査研究、読書の振興と普及を図る各種コンクール等の活動を行う組織です。全国学校図書館協議会のほか、都道府県や市町村ごとの組織があり、藤沢市学校図書館協議会はその一つです。

※26 藤沢市小学校教育研究会：本市の教育の充実を図るため、市立小学校における教科等の課題の研究を行う組織です。

3　【目標３】 地域のちからをつなげる

（５）読書活動推進の拠点として利用者に身近な市民図書館・市民図書室づくりとネットワーク化の推進

市民図書館・市民図書室は、地域における読書活動推進の拠点であり、子どもをはじめ市民のだれにでも利用しやすく親しまれる施設として、充実を目指す必要があります。

子どもにとって身近な施設となるために、市民図書館・市民図書室は、それぞれの子どもの状況や社会情勢に合ったサービスを検討していきます。また、子どもと本をつなぐ人や、関連する各施設との連携にも取り組むなど、地域のちからをつなげ、子どもの読書活動を支援します。

【施策の柱と施策の展開】

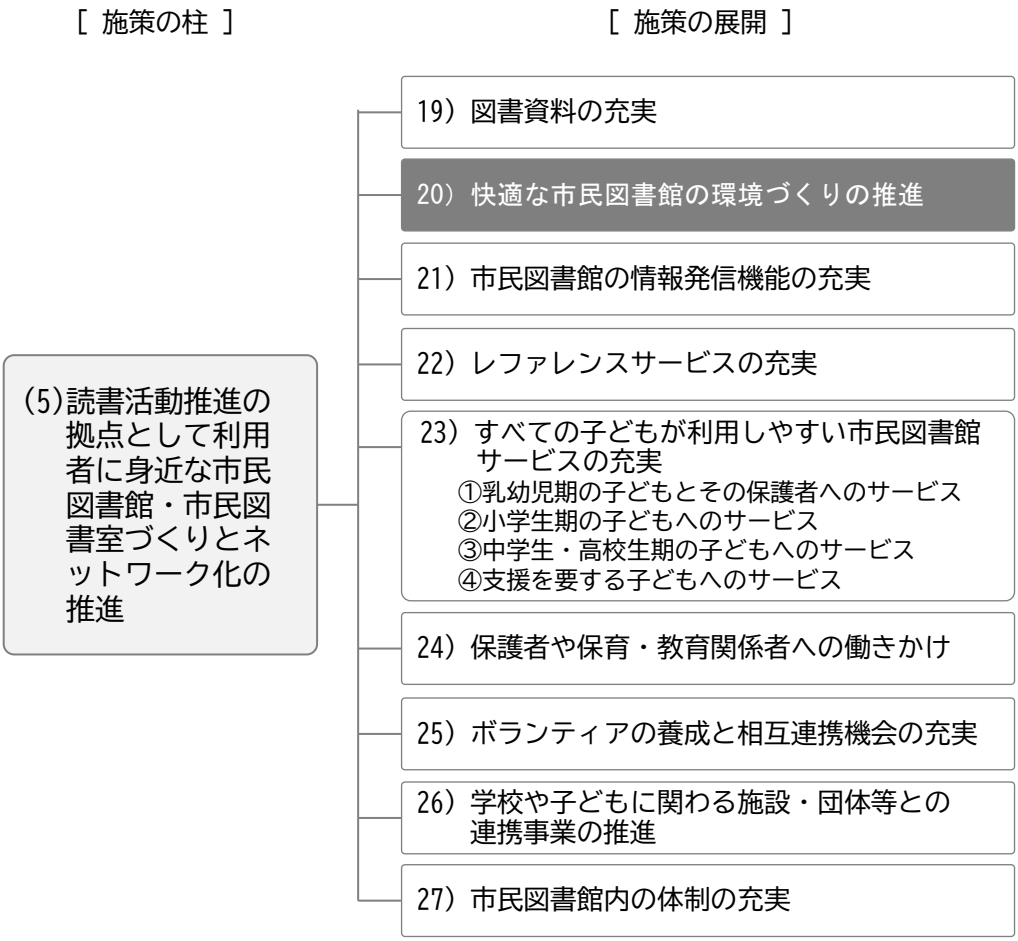

◆施策の展開 19　図書資料の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
50	子どもの読書活動のための資料整備	絵本・児童書・紙芝居など収集方針に沿った資料の充実を図り、子どもの多様な読書要求に応えられる選書のための知識の向上等を目的に、職員の育成や研修の実施に努めます。 **《主な取組》** ◆ 児童図書の新刊購入、読み継がれている資料の再購入 ◆ 児童サービスに関わる職員の研修機会の確保	◎総合市民図書館

◆施策の展開 20　快適な市民図書館の環境づくりの推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
51	市民図書館の環境づくり 【拡充】	子どもが自ら自由に本を探し、落ち着いて本を読んだり、学習したりできるよう、快適な環境や空間づくりに努めます。 また、社会状況の変化を踏まえながら、デジタル情報に対応するＩＣＴ環境の整備、電子書籍の導入等について検討します。 **《主な取組》** ◆ 子どもが親しみやすくわかりやすい空間づくり(児童コーナーやヤングアダルトコーナー) ◆ 乳幼児連れから利用しやすい図書館環境の整備 ◆ 時代に即したＩＣＴ設備・環境づくり、電子書籍の導入等に関する検討	◎総合市民図書館

◆施策の展開 21　市民図書館の情報発信機能の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
52	市民図書館ＰＲ事業	『図書館だより』やホームページを充実させ、さまざまな本の紹介や行事等の情報を発信します。 市民図書館の子ども向けホームページによる情報発信をさらに積極的に実施するほか、市の広報媒体などその他の方法による情報発信の拡充についても検討します。 さまざまな施設や場所を活用した『図書館だより』の配布等について検討し、情報発信の機会の拡充に努めます。 **《主な取組》** ◆ 『図書館だより』による情報発信 ◆ 図書館ホームページを活用した情報発信 ◆ さまざまな媒体による情報発信の検討 ◆ 『図書館だより』やチラシ等の配布場所の拡大・充実など、さまざまな場における情報発信の検討	◎総合市民図書館

◆施策の展開 22　レファレンスサービスの充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
53	子どものためのレファレンスサービス	レファレンスサービスに関する研修機会の充実や職員の育成等を行い、子どもがより気軽に調べものや本について、相談できるような体制づくりに努めます。 **《主な取組》** ◆ 図書館職員のサービス技術の向上のための研修等の実施 ◆ 子どもの利用が多い時期や時間帯等に読書相談に対応できる体制 ◆ レファレンス記録の共有や情報ファイル･パスファインダー※27等の作成	◎総合市民図書館

※27　パスファインダー：知りたいことがあるときに、どのように資料を探したらよいのかという手順をまとめた手引きのことです。パスファインダーとは、「道（path）」を「見つける人（finder）」という意味です。

◆施策の展開 23　すべての子どもが利用しやすい市民図書館サービスの充実

①乳幼児期の子どもとその保護者へのサービス
②小学生期の子どもへのサービス
③中学生・高校生期の子どもへのサービス
④支援を要する子どもへのサービス

No.	事業名	事業内容	関係部署等
54	市民図書館･市民図書室ネットワーク事業	各市民図書館･市民図書室が連携を強化し、子どもが読みたい本をいつでもより身近な市民図書館・市民図書室で利用できるようにします。 **《主な取組》** ◆ 児童サービス担当者会議の開催 ◆ 各市民図書館･市民図書室間における児童サービスに関する情報の共有	◎総合市民図書館
55	さまざまな子どもへの児童サービス	障がいのある子どもや外国につながりのある子どもなど、配慮が必要な子どもが不便なくサービスを受けられるように、市民図書館は関係機関等と連携し、点字付き図書や外国語（母国語）の図書資料など多様な資料の収集に努め、利用を促進します。また、点字図書館や関係各課との連携を強化して、子どもや保護者からの読書相談の対応に努めます。また、障がいのある子どもへの宅配サービス※28 と施設への団体貸出の周知と利用促進を図ります。 **《主な取組》** ◆ 点字表記のある本やゆびでさわる絵本の収集 ◆ 外国語資料の収集 ◆ 児童書扱いの大活字本、ＬＬブック※29 などユニバーサルデザイン図書についての情報収集 ◆ 宅配サービスの実施	◎総合市民図書館 ○人権男女共同平和課
56	おはなし会の開催	子どもが本に親しむためのきっかけづくりとして、各市民図書館･市民図書室において、ボランティアと協働しながら、子どもの発達段階にあわせたおはなし会等を行います。 **《主な取組》** ◆ 各市民図書館・市民図書室によるおはなし会の実施 ◆ ブックトーク、人形劇など、子ども向けに本を紹介する事業の開催 ◆ 情報共有等のための市民図書館･市民図書室とボランティアの連絡会の開催 ◆ ボランティア向け研修会の実施	◎総合市民図書館

※28　宅配サービス：藤沢市内に在住で、障がいや高齢などにより一人で来館、来室することが困難な方を対象に、宅配ボランティアが図書を届けるサービスです。

※29　ＬＬブック：知的障がいや学習障がいの人等が読みやすくわかりやすいように、やさしく書き直したり、図や写真を多く用いる等の工夫をした本のことです。スウェーデン語の「lattlast」（「やさしく読める」の意味）からＬＬブックと呼んでいます。

No.	事業名	事業内容	関係部署等
57	乳幼児とその保護者に向けた図書館サービス	乳幼児とその保護者が気軽に市民図書館・市民図書室を利用できるように、乳幼児向けのおはなし会等の実施や、資料の収集、職員の意識向上など図書館サービスのさらなる充実に努めます。 **《主な取組》** ◆ 乳幼児向けおはなし会の実施 ◆ 乳幼児向け絵本や保護者向け図書等の収集と紹介 ◆ 保護者からの読書相談への対応	◎総合市民図書館
58	市民図書館利用促進事業	小学１年生（市内在学）向けに図書館利用や読書を促すリーフレットを配付するとともに、他の学年や中学生・高校生に対しても図書館利用案内の配付や利用ガイダンスの受入等に努めます。 **《主な取組》** ◆ 小学１年生（市内在学）向けリーフレット『としょかんにおいでよ』の配付 ◆ 施設見学、利用ガイダンス等の受入 ◆ 利用案内の配布機会の拡大	◎総合市民図書館
59	ヤングアダルトサービス事業	中学生・高校生期の子どもの読書ニーズ等を把握し、多様な読書に親しむきっかけとなるような資料の収集に努めます。また職場体験、インターンシップ、ボランティア体験等を積極的に受け入れ、子どもとの意見交流の結果を生かしながら、ヤングアダルトサービスの充実を図ります。 **《主な取組》** ◆ 市民図書館におけるヤングアダルトコーナーの整備と活用 ◆ 中学生･高校生の読書要求に応えるためのニーズの把握と、それに沿った資料の収集・紹介 ◆ 職場体験、インターンシップ、ボランティア体験等の受入 ◆ ヤングアダルトサービスとしてのワークショップ等の実施 ◆ 近隣の中学校・高校との情報交換等の実施	◎総合市民図書館

◆施策の展開 24　保護者や保育・教育関係者への働きかけ

No.	事業名	事業内容	関係部署等
60	年齢・成長にあわせた本の紹介	子どもの年齢や成長にあわせ、多様な興味に対応したブックリストを作成・配布します。 **《主な取組》** ◆ 各年代別のブックリストの作成・配布 ◆ 多様な興味に対応できるよう、さまざまなテーマによる本の紹介の実施	◎総合市民図書館 ◎保育課 ◎教育指導課 ○子育て企画課 ○青少年課 ○子ども健康課 ○学務保健課
61	子どもの読書活動への理解の深化のための事業	子どもの読書活動に関する資料の作成・配布や、子どもの読書活動について理解を深めるための講座や講演会の実施、学校や幼稚園、保育所等を通じた働きかけなど、子どもの読書活動への理解の深化のための事業実施に努めます。 **《主な取組》** ◆ 学校や幼稚園・保育所等との連携による保護者への子どもの読書活動推進に関する情報提供 ◆ 子どもの読書活動に関する啓発リーフレット等の作成・配布 ◆ 子どもの読書活動に関する図書の紹介 ◆ 子どもの読書活動に関する講演会等の実施	◎総合市民図書館 ◎保育課 ◎教育指導課 ○生涯学習総務課（公民館） ○子育て企画課 ○子ども健康課 ○学務保健課
62	保育・教育現場への研修等	保育・教育の現場に関わる職員等が、子どもの読書活動に関して理解を深めることができるように、研修機会や情報の提供に努めます。 **《主な取組》** ◆ 幼稚園・保育所や学校の職員等が参加できるような研修機会の提供 ◆ 関係各課との連携による研修機会の充実や、情報提供 ◆ ブックリスト等の情報提供	◎総合市民図書館 ◎保育課 ◎教育指導課 ○子育て企画課 ○学務保健課

◆施策の展開 25　ボランティアの養成と相互連携機会の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
63	ボランティア養成・意識啓発事業	ボランティアに対する研修機会を充実させ、意識啓発を図ることで、子どもの読書活動推進の目標に沿った効果的な活動が行われるようにします。 **《主な取組》** ◆ 子どもの読書活動に関わるボランティアを対象にした研修の実施	◎総合市民図書館
64	ボランティアとの相互連携	活動の意味・目的を共有しながら、ゆるやかなネットワーク化を図り、全体として計画性のある体系的な活動が進められるよう、ボランティア間の交流会や市民図書館とボランティアとの交流会など、相互の交流機会の充実を図ります。 **《主な取組》** ◆ ボランティアと市民図書館の情報共有や情報交換のための交流会等の実施	◎総合市民図書館

◆施策の展開 26　学校や子どもに関わる施設・団体等との連携事業の推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
65	学校図書館への支援事業	学校図書館の運営に対する支援を行います。 図書資料等を活用した授業の充実のために、レファレンスサービスによる支援を行います。 **《主な取組》** ◆ 図書資料等に関する学校図書館からの相談への対応 ◆ 教員や学校図書館専門員等からのレファレンスへの対応と資料提供の実施	◎総合市民図書館 ○教育指導課 ○小・中学校 ○特別支援学校
66	資料充実への支援事業	学校図書館、地域の子どもに関わる施設・団体等への団体貸出の実施やリサイクル資料の提供など、子どもに関わる施設の図書資料の充実に向けた支援に努めます。 **《主な取組》** ◆ 学校図書館、子どもに関わる施設・団体への団体貸出の実施 ◆ リサイクル資料の提供 ◆ 選書のための資料・情報提供など、児童図書に関する相談への対応	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○保育課 ○青少年課 ○教育指導課 ○小・中学校 ○特別支援学校

No.	事業名	事業内容	関係部署等
67	研修、相談機会の提供	研修会開催や図書ボランティアへの協力や相談に対応します。 学校や幼稚園・保育所等におけるおはなし会等への協力や相談に対応します。 **《主な取組》** ◆ ボランティアへの研修支援 ◆ おはなし会開催のためのボランティア等募集への協力 ◆ 子どもの読書活動に関する相談等への対応	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○保育課 ○青少年課 ○教育指導課 ○小・中学校 ○特別支援学校
68	団体による図書館利用や相談	学校や幼稚園･保育所など、地域の子どもに関わる施設・団体等との連携事業を推進し、図書館来館利用や施設見学、職場体験授業等への協力や、積極的な受入に努めます。 **《主な取組》** ◆ 学校や幼稚園･保育所等による施設見学の受入や利用ガイダンスの実施等 ◆ 学校からの職場体験授業依頼への協力 ◆ 団体利用に関する相談への対応	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○保育課 ○青少年課 ○教育指導課 ○小・中学校 ○特別支援学校
69	学校図書館関係者との連携	市民図書館と藤沢市学校図書館協議会や藤沢市小学校教育研究会との定例的な意見交換や研修の機会を充実させるとともに、学校図書館担当者（司書教諭、学校図書館専門員等）との連絡会議にて相互の協力・連携体制を強化します。 **《主な取組》** ◆ 藤沢市学校図書館協議会や藤沢市小学校教育研究会への図書館職員の参加や情報交換 ◆ 学校図書館関係者への情報提供	◎総合市民図書館 ○教育指導課 ○小・中学校 ○特別支援学校

◆施策の展開 27　市民図書館内の体制の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
70	市民図書館の体制の充実	子ども読書活動推進上の市民図書館・市民図書室の位置づけや役割を十分認識し、全館で一体的な取組が行われるよう担当職員の研修を行い、専門性や意識の向上とともに、全館的な協力・連携体制を充実させます。 **《主な取組》** ◆ 市民図書館内における児童サービスに関する研修の実施や情報の共有化 ◆ 担当職員による研修参加など、知識・技術向上への取組	◎総合市民図書館

（６）地域の子どもに関わる施設・団体等における読書環境整備と協力連携体制の推進

子どもの自発的な読書活動を推進するためには、身近に本と出会える環境が整うことが大切です。地域には、幼稚園・保育所や児童クラブをはじめ、子どもが日常的に利用する施設等があります。これらの身近な地域の施設において、図書資料の充実が図られ、施設に関わる大人が子どもと本とをつなぐ存在になることによって、子どもが自然に本に出会い、親しんでいく機会が拡大します。

こうした考え方のもとで、地域の子どもに関わる施設・団体等が相互につながりあうことによって、子どもの読書環境の充実を目指します。

【施策の柱と施策の展開】

［ 施策の柱 ］	［ 施策の展開 ］
(6)地域の子どもに関わる施設・団体等における読書環境整備と協力連携体制の推進	28）さまざまな施設や場所における子どもの読書活動の推進 ①幼稚園、保育所等　②児童クラブ ③地域子どもの家、児童館等 ④青少年会館　⑤医療機関等
	29）図書資料の充実
	30）本に親しむ機会や読書相談機会の充実と意識啓発の推進
	31）関連施設・団体等との協力連携の推進

◆施策の展開 28　さまざまな施設や場所における子どもの読書活動の推進

①幼稚園、保育所等　②児童クラブ
③地域子どもの家、児童館等　④青少年会館
⑤医療機関等

No.	事業名	事業内容	関係部署等
71	子どもに関わる大人への啓発事業	地域の子どもに関わる施設・団体等に関わる大人が、子どもの読書活動推進について理解を深めることができるように働きかけます。 **《主な取組》** ◆ 啓発リーフレットやブックリストを活用した子どもの読書活動に関する情報提供 ◆ 子どもの読書活動に関する講演等事業の情報提供	◎子育て企画課 ◎保育課 ◎青少年課 ○総合市民図書館
72	おはなし会等読書に親しむための事業	地域の子どもに関わるさまざまな施設や場所において、子どもが読書に親しむことができるように、ボランティアと連携を図りながらおはなし会の実施等に努めます。 **《主な取組》** ◆ おはなし会等の実施 ◆ 市民図書館・市民図書室のおはなし会等の情報提供	◎子育て企画課 ◎保育課 ◎青少年課 ○総合市民図書館
73	子どもの本に関する情報提供事業	さまざまな施設や場所において、市民図書館からのおすすめの本のリストの子どもの本に関するさらなる情報提供を活用します。 **《主な取組》** ◆ 市民図書館作成のブックリストや啓発リーフレット等の配置、配布	◎子育て企画課 ◎青少年課 ○病院総務課 ○市民図書館

◆施策の展開 29　図書資料の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
74	さまざまな場における図書資料の整備	市民図書館からの団体貸出や、市民図書館・市民図書室のリサイクル資料の活用等を通じて、地域の子どもに関わるさまざまな施設・団体等における図書資料の充実を促進します。 **《主な取組》** ◆ 市民図書館からの絵本・児童書等の配本、団体貸出、リサイクル資料の活用 ◆ 子どもの年齢や発達段階に応じた資料の収集	◎子育て企画課 ◎保育課 ◎青少年課 ○総合市民図書館
75	ブックリスト等子どもの読書活動に関する情報の提供	図書資料の充実のため、市民図書館からの「おすすめの本のリスト」等や子どもの読書活動に関する情報を提供して、活用を促進します。 **《主な取組》** ◆ 市民図書館作成のブックリスト等の活用による情報提供	◎子育て企画課 ◎青少年課 ○総合市民図書館

◆施策の展開 30　本に親しむ機会や読書相談機会の充実と意識啓発の推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
76	本に親しむ機会の充実及び、子どもの読書活動に関する理解推進事業	地域の子どもに関わるさまざまな施設・団体等は、子どもが身近な場所で本に親しむ機会としてのおはなし会等の実施や、保護者や子どもの周囲の大人が子どもの読書活動について理解を深めるための機会の提供に努めます。 **《主な取組》** ◆ おはなし会など読み聞かせの機会の提供 ◆ 図書コーナー等の設置 ◆ 市民図書館やボランティアの協力による、保護者からの読書相談等への対応 ◆ 子どもの読書活動推進に関する講座や研修会を活用した啓発活動の実施	◎子育て企画課 ◎青少年課 ○生涯学習総務課（公民館） ○総合市民図書館

◆施策の展開 31　関連施設・団体等との協力連携の推進

No.	事業名	事業内容	関係部署等
77	関連施設・団体相互の連携	地域の子どもに関わる施設・団体等との意見交換や、相互の情報共有に努め、子どもと本をつなげる環境づくりや、子どもの読書活動に関する情報提供の機会の拡充に努めます。 **《主な取組》** ◆ 子どもに関わる施設・団体の担当者会議等での子どもの読書に関する意見交換・情報提供 ◆ 市民図書館と子どもに関わる施設・団体の連携による、子どもの読書活動に関する環境づくり ◆ ブックリストやおはなし会等に関するチラシ等の配布・活用	◎総合市民図書館 ◎子育て企画課 ◎青少年課
78	子どもが本に親しむ機会と読書相談	ボランティアとの連携を図りながら、地域の子どもに関わる施設・団体等におけるおはなし会等の機会を充実させ、子どもが身近な場所で本に親しむ機会を提供するとともに、保護者等の読書相談に対応します。 **《主な取組》** ◆ おはなし会など読み聞かせの実施 ◆ ボランティアや市民図書館との連携を活用した、子どもに関わる施設・団体による、保護者の読書相談への対応	◎総合市民図書館 ◎子育て企画課 ◎青少年課

（７）地域での読書活動を支える人材の育成と協力連携の推進

子どもは、本を手渡してくれる大人の存在を通して、本や読書の楽しさを知っていきます。そのため、身近な大人が子どもの読書に関わり、子どもの読書活動を支えていくことが大切です。

市内では、これまでも多くのボランティアが子どもの読書に関わり、子どもが本に親しむ環境を支えてきました。今後も、その活動や人材の育成を支援することを通して、地域がつながりあって、子どもの読書活動を支えていくことが必要です。

【施策の柱と施策の展開】

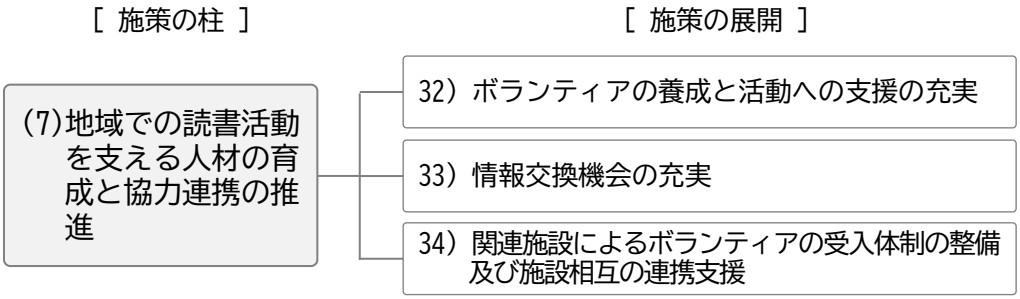

◆施策の展開 32　ボランティアの養成と活動への支援の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
79	ボランティア受入施設等支援事業	子どもの読書活動に関するボランティアの受入施設・機関と連携し、ボランティア活動を支援します。また、ボランティア養成についての支援や情報提供等を行います。 **《主な取組》** ◆ 関係部署等によるボランティア受入施設等への支援 ◆ 市民図書館等によるボランティア養成支援 ◆ ボランティアへの情報提供	◎総合市民図書館 ○生涯学習総務課 ○子育て企画課 ○青少年課 ○教育指導課 ○小・中学校 ○特別支援学校
80	ボランティア支援・研修事業	子どもの読書活動に関わるボランティアの受入機関・団体等は、必要に応じて市民図書館と連携を図りながら、ボランティアに対して、子どもの読書に関する研修機会等の充実に努めます。 **《主な取組》** ◆ ボランティア受入機関・団体による研修機会等の提供 ◆ 市民図書館によるおはなし会のプログラムや発達段階に応じたブックリストなど、ボランティアに役立つ情報の提供	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○青少年課 ○教育指導課 ○小・中学校 ○特別支援学校

No.	事業名	事業内容	関係部署等
81	ボランティア養成事業	市民図書館において、ボランティアなど子どもの読書に関わる人材の育成のため、読み聞かせ等についての講座の開催に努めます。 **《主な取組》** ◆ 読み聞かせ等に関する講座の実施 ◆ 子どもの発達段階に応じたブックリストの配布 ◆ 子どもの読書活動に関する資料の収集	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○青少年課 ○教育指導課 ○小・中学校 ○特別支援学校

◆施策の展開 33　情報交換機会の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
82	ボランティア同士の情報共有	ボランティア同士の情報共有等が図られるように、受入施設・機関は情報交換機会の充実を図ります。 **《主な取組》** ◆ ボランティアによる情報共有のための交流会や情報提供の実施	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○青少年課 ○教育指導課 ○小・中学校

◆施策の展開 34　関連施設によるボランティアの受入体制の整備及び施設相互の連携支援

No.	事業名	事業内容	関係部署等
83	ボランティア受入体制の整備	地域の子どもに関わる施設･団体等は、ボランティアの受入について、継続した活動ができるよう体制の整備や研修機会の提供に努めます。 また、施設･団体等が互いにボランティア受入状況等の情報共有に努め、必要な支援や研修機会の拡充について連携・協力できるよう努めます。 **《主な取組》** ◆ ボランティア受入施設・団体等における受入体制づくり ◆ 研修機会の提供や情報提供の実施	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○青少年課 ○教育指導課 ○小・中学校

４　【目標４】 みんなで子どもの「読書」を見守る

（８）読書に親しむための人づくり

子どもが読書に親しむためには、強制や干渉によるのではなく、自ら読書の楽しさや喜びを感じることが大切です。そのためには、本が身近にあったり、周りに本を手渡してくれる大人が存在することが重要です。また、周りの大人自身が読書を楽しむ姿を通しても、子どもは本に親しみを感じていきます。

こうした保護者など身近な大人による関わりが大切であるということを、社会全体が認識して、子どもの読書を支援し見守ることができるように、働きかけます。

また、大人自身が本に出会い、読書の楽しみを感じることができるような支援にも努めます。

【施策の柱と施策の展開】

［ 施策の柱 ］	［ 施策の展開 ］
(8)読書に親しむための人づくり	35）子どもの読書活動に対する意識の高揚
	36）子どもの読書活動に関する情報提供の充実
	37）各世代に対する読書活動支援のための機会の充実

◆施策の展開 35　子どもの読書活動に対する意識の高揚

No.	事業名	事業内容	関係部署等
84	子どもの読書活動に関する資料提供事業	地域の子どもや、子どもの読書活動への理解や関心を深めるため、市民図書館において関連する資料の収集・提供に努めます。 **《主な取組》** ◆　子どもの読書活動に関する資料の収集及び紹介、提供	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ◎小・中学校 ○子育て企画課 ○青少年課
85	子どもの読書活動に関する事業	市民図書館・市民図書室、学校や地域の子どもに関わる施設・団体等は、「子ども読書の日」や「読書週間」等にあわせて、工夫を凝らした催しや行事の実施に努め、広く子どもの読書活動に対する理解や関心を深めるための取組の充実に努めます。 **《主な取組》** ◆　子どもの読書活動に関する催しや行事の実施	◎総合市民図書館 ◎教育指導課 ◎小・中学校 ○子育て企画課 ○青少年課

◆施策の展開 36　子どもの読書活動に関する情報提供の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
86	子どもの読書活動推進に関する講演等啓発事業	市民図書館等では、子どもの読書活動に関する大人を対象とした講座等の事業の拡充に努め、子どもの読書活動推進に関する保護者や周囲の大人の理解を深めていきます。 **《主な取組》** ◆　子どもの読書活動に関する大人を対象とした講演会等啓発事業の実施	◎総合市民図書館 ○生涯学習総務課（公民館） ○子育て企画課 ○青少年課
87	関連施設による情報提供	地域の子どもに関わる施設・団体等は、相互の事業等の情報提供や、図書館利用案内や対象年齢にあわせたブックリストの配布など、子どもの読書活動推進に関する情報提供の機会の拡充に努めます。 **《主な取組》** ◆　子どもに関する事業の情報提供等による、対象となる年齢層に向けたブックリスト等の配布 ◆　子どもの読書活動推進に関する情報提供の機会となるような事業におけるブックリストの配布等	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○青少年課

No.	事業名	事業内容	関係部署等
88	子どもの読書活動に関する情報発信事業 【拡充】	市や図書館の広報紙やホームページのほか、子育て家庭の利用が多い「子育てアプリふじさわ」など多くの媒体を活用し、子どもの読書活動に関する取組事例等の情報発信の拡充に努めます。 **《主な取組》** ◆ 『広報ふじさわ』『図書館だより』、図書館ホームページ等による子ども読書活動推進に関する情報提供の実施と情報発信の検討 ◆ 「子育てアプリふじさわ」等の活用による情報提供	◎総合市民図書館 ○子育て企画課 ○青少年課

◆施策の展開 37　各世代に対する読書活動支援のための機会の充実

No.	事業名	事業内容	関係部署等
89	読書活動に関する講演会等の事業	読書に親しむきっかけを各世代に提供するために、市民図書館や公民館など地域の各施設は、読書活動に関する講座や講演会等事業の実施に努めます。 **《主な取組》** ◆ 読書活動や図書に関する講演会等事業の実施	◎総合市民図書館 ○生涯学習総務課（公民館）
90	各世代に向けた読書情報提供	市民図書館や公民館など地域の各施設は、講演会等事業の対象にあわせて図書資料等の紹介を行うように努め、各世代が読書に親しむきっかけとなる環境づくりを行います。 **《主な取組》** ◆ 講演会等事業における関連図書の紹介等の実施	◎総合市民図書館 ○生涯学習総務課（公民館） ○子育て企画課 ○青少年課
91	市民図書館における読書に関する情報提供	多くの人が読書に親しむことができるように、市民図書館は各種行事や展示による図書案内等に努めます。また、図書館や本について、図書館の広報紙『図書館だより』やホームページ等を活用した情報発信の充実に努めます。 **《主な取組》** ◆ 市民図書館における行事の開催 ◆ 市民図書館における展示による図書紹介の実施 ◆ 『図書館だより』や図書館ホームページ等を活用した情報発信	◎総合市民図書館
92	読書案内・レファレンスサービス事業	生涯学習において、図書館や図書資料の利用を継続することができるように、市民図書館・市民図書室では、読書案内やレファレンスサービス等の充実に努めます。 **《主な取組》** ◆ 読書案内やレファレンスサービスの充実	◎総合市民図書館

（９）計画の効果的な推進体制づくり

子どもの読書活動の推進のためには、家庭・学校・地域等が連携・協力し、一体となって取り組む必要があります。第２章で示したように、近年の社会状況は大きく変化しており、この計画の期間中も子どもと読書を取り巻く環境が変化していく可能性があります。こうした状況を踏まえながら、「藤沢市子ども読書活動推進会議」を通じ、関係施設・機関・団体等との連携を確保しながら、この計画に位置づけた施策・事業の毎年度の進捗状況を把握し、検証します。あわせて、必要な見直しを適宜行いながら、この計画の円滑かつ効果的な推進に向けて取り組みます。さらに、この計画を広く市民や関係施設・機関・団体等へ周知します。

【施策の柱と施策の展開】

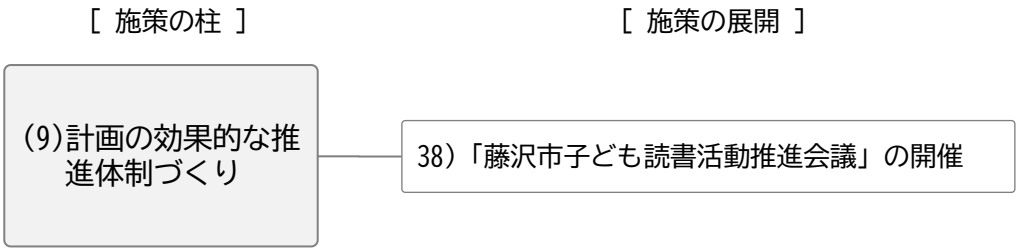

◆施策の展開 38　「藤沢市子ども読書活動推進会議」の開催

No.	事業名	事業内容	関係部署等
93	計画推進事業	計画の効果的な推進にあたっては、家庭・学校・地域での子どもの読書活動についての市関係各課担当者で構成する「藤沢市子ども読書活動推進会議」を定期的に開催し、計画に基づく事業等の取組状況についての協議を行うほか、社会の状況等も踏まえた効果的な読書活動の推進についての意見交換や情報収集を行います。また、市民・関係施設等に対する計画の周知に努めます。 **《主な取組》** ◆　「藤沢市子ども読書活動推進会議」の開催 ◆　子どもの読書活動を取り巻く状況に関する情報の収集 ◆　「藤沢市子ども読書活動推進計画」概要版の活用等による計画の周知	◎総合市民図書館

5　総事業数

《総事業数 93（新規事業１、拡充事業４）》

ふじさわ子ども読書プラン 2025

第４次　藤沢市子ども読書活動推進計画

令和３年３月発行

発行　藤沢市

編集　藤沢市総合市民図書館

〒252－0804　神奈川県藤沢市湘南台７丁目 18 番地の２

電話　0466－43－1111（代表）

ホームページ　https://www.lib.city.fujisawa.kanagawa.jp/

令和3年2月藤沢市議会定例会
子ども文教常任委員会資料1

藤沢市立学校施設再整備基本方針～学校施設の長寿命化に向けて～の改定について（最終報告）

１　これまでの経過

藤沢市立学校施設再整備基本方針（以下，本方針）については，国の方針に基づき，令和２年度中に長寿命化計画を策定する必要があるため，中長期的な視点に基づく長寿命化に向けた整備方針を新たに追加する等の改定作業を進め，令和２年１２月市議会定例会において，本方針の改定について，中間報告を行いました。

その後，国の動向に基づく将来学級数の見直し，校長会等の意見要望の反映，藤沢市公共施設再整備基本方針との整合性等，素案の一部について修正を行い，本方針の改定案を作成いたしました。

２　素案の修正点

No.	意見及び動向	修正点	資料２ 記載頁
1	「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正による見直し。 （小学校の学級編制の標準を，５年かけて３５人に引き下げる。）	（１）【令和８年学級推計】 →小学校について，３５人学級編制の学級数で推計。	Ｐ７ 表１
		（２）【少人数学級の推進】にかかる国の動向について，文言修正。	Ｐ１２ ２（２）
		（３）【劣化評価点順位】における小学校の将来学級数について，３５人学級編制の学級数に修正。	Ｐ２５ 表４－１
2	将来学級数の増加及び標準諸室想定の修正に伴う整備想定面積の増加。	【長寿命化による維持・更新コスト】 →１年間あたりの投資的経費の増加，改築型とのコスト比較及び「長寿命化型グラフ」を修正。	Ｐ３１ ４（３）
3	学校適正規模・適正配置の検討。	令和３年度から設置する予定の「（仮称）藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会」についての記載を追加。	Ｐ３２ ４（４）
4	市議会からの意見の反映。	【新たな教育ニーズに対応する諸整備】 →バリアフリー化についての記載を追加。	Ｐ３３ ５（３）

No.	意見及び動向	修正点	資料２ 記載頁
5	校長会からの意見要望の反映。	（１）【小学校標準諸室想定】 →小規模校及び大規模校の教材室，倉庫の必要数等修正。	Ｐ３７ 別表
		（２）【中学校標準諸室想定】 →小規模校の第２理科室・準備室，家庭科被服室・準備室の必要数等修正。	Ｐ３８ 別表
6	その他	用語集の追加	Ｐ３９ Ｐ４０

３　藤沢市立学校施設再整備基本方針～学校施設の長寿命化に向けて～（改定案）

資料２のとおり

※素案（中間報告）からの修正点は，下線を付して表示しています。

４　今後の予定

２０２１年２月　・２月市議会定例会　子ども文教常任委員会報告（最終）

３月　・市教育委員会定例会にて議案として上程

６月　・６月市議会定例会「藤沢市立学校施設再整備第２期実施計画の策定について」子ども文教常任委員会報告

・市教育委員会定例会にて議案として上程

以　上

（事務担当　教育部　学校施設課）

代 表 質 問 の 件 名 及 び 要 旨

令和３年２月定例会

番号	質問者氏名	件　　名	要　　旨
１	**竹　村　雅　夫**	**１　市長の政治姿勢について**	**(1)　市政全般の課題について（教育部・生涯学習部）** (2)　安全で安心な暮らしについて (3)　健康で豊かな長寿社会について **(4)　子どもたちの笑顔と元気について（教育部）** (5)　都市の機能と活力について **(6)　藤沢市の未来について（生涯学習部）** **(7)　オリンピック・パラリンピックの原点について（生涯学習部）**
２	**西　　智**	**１　市長の政治姿勢について**	**(1)　今と未来に生きる市政運営について（教育部・生涯学習部）**
３	**堺　　英　明**	**１　市長の政治姿勢について**	**(1)　令和３年度の市政運営の方針について（教育部）** **(2)　５つのまちづくりテーマに基づく郷土愛あふれる藤沢づくりについて（教育部・生涯学習部）**
４	**東　木　久　代**	１　ウイズコロナ・アフターコロナの市政運営について	(1)　予算編成と財政について (2)　２０４０年への持続可能なまちづくりについて
		２　安全で安心な暮らしを築く	(1)　防災対策の充実について (2)　新型コロナに関連する対策について
		３　市民・地域・行政で創るまちづくり	**(1)　市民参画のまちづくりについて（生涯学習部）**
		４　健康で豊かな長寿社会をつくる	(1)　健康増進・介護予防について **(2)　誰一人取り残さない地域づくりについて（教育部）**
		５　教育と子どもたちが健やかに育つまちづくり	**(1)　学校教育の推進について（教育部）** (2)　子ども・子育て支援について
		６　都市の機能と活力を高める	**(1)　都市基盤の充実について（生涯学習部）**

番号	質問者氏名	件　　名	要　　旨
５	**柳　沢　潤　次**	**１　市長の政治姿勢について**	(1)　新型コロナウイルス感染症の防止対策と補償は一体に (2)　核兵器禁止条約が発効したことを歓迎し，「署名」を政府に働きかけ，平和を何よりも大事にする藤沢をつくることについて (3)　「気候非常事態宣言」を実現するための具体的対策について **(4)　マンモス校をなくし，小中学校の少人数学級の実現のために（教育部）** (5)　福祉・医療・子育てなど市民の暮らしがよくなる藤沢市にするために (6)　拙速なデジタル市役所の推進はやめるべき (7)　村岡新駅建設と周辺の大型開発など自然を壊し，農地を削減する大型開発は中止することについて (8)　税金の使い方をコロナ対策・福祉・医療など市民の命と健康，暮らしを守ることに優先的に使うことについて
６	**原　田　　建**	**１　市長の政治姿勢について**	**(1)　コロナ禍における市民サービスのあり方について（生涯学習部）** (2)　財政課題について (3)　感染症対策について (4)　村岡新駅について